

第3章 監査の結果及び意見

序 節

特別区の一般廃棄物処理については、第2章で述べたように平成12年の都区制度改革の実施により、東京都から移管された経緯から、各区、東京二十三区清掃一部事務組合、東京都の三者が役割を分担・連携して行われており、他の自治体とは異なった独特な体制となっている。

この体制によって、効率的な一般廃棄物処理が行われている面がある一方、東京二十三区清掃協議会を窓口として一般社団法人東京環境保全協会に加盟する雇上会社との間で締結される車両雇上契約では、新規事業者が参入できない状況や雇上会社の選定を特別区自身が主体的に実施できない等の大田区だけでは解決できない構造的な問題が存在している。

また、車両雇上契約含む、外部事業者等への委託比率が上昇していく状況にあつて、行政サービスとしての一般廃棄物処理業務の品質管理の維持と職員人件費等の経済性の追求との二律背反するような問題の整理も大きな課題となっているものと思われる。

同様に、ごみ減量等の普及・啓発、リサイクルの促進等の環境問題への対応についても、それらの事業への支出額とごみ減量や資源化の効果とをどのように評価するかも重要な課題と考える。

さらに、区において一般廃棄物処理基本計画及び災害廃棄物処理計画が策定されているが、その推進体制や進捗管理等について、改善の余地があるものと思われる。環境問題も災害廃棄物の問題も差し迫った課題と考えられるため、早急な対応が望まれる。

以下の第1節から第14節において、区が実施している事業等ごとに監査手続を実施し、それぞれにおける問題点を指摘又は意見としてまとめている。

第1節 大田区一般廃棄物処理基本計画の進捗管理

第1項 概要

大田区一般廃棄物処理基本計画（以下、この節において「本計画」という）の概要については、第2章において記載しているが、本計画の施策の体系を示すと次の通りとなる。

<基本理念>

区民、事業者、区が連携して目指す循環型社会の実現



基本方針	個別施策
1. 3Rの推進	(1) 発生抑制のための普及啓発
	(2) 再使用の推進
	(3) 区民・事業者への情報提供
	(4) 発生抑制手法の検討
	(5) 集団回収の推進
	(6) 多様な資源回収の推進
	(7) 不燃・粗大ごみの資源化の検討
	(8) 事業系ごみのリサイクルの促進
2. 適正処理の推進	(1) 適正排出のための普及啓発
	(2) 街の美化の推進
	(3) 安定的な収集・運搬体制
	(4) 特別区で連携した中間処理・最終処分の実施
	(5) 事業系ごみの適正排出に向けた指導の推進
	(6) 有害廃棄物への対応
	(7) 大規模災害への対応
3. 協働の推進	(1) 環境教育・環境学習の推進
	(2) 区民参画・情報交換
	(3) ふれあい指導の推進
	(4) 関連団体への働きかけ
	(5) 区自らの取り組みの強化

基本理念の実現を目指して上記の個別施策を実施することになるが、これらの個別施策と実施している主な施策等との関係を清掃事業課がまとめたものは

次の通りである。

施策の体系	実施している主な施策等
1. 3Rの推進	
(1) 発生抑制のための普及啓発	啓発事業、出前講座
(2) 再使用の推進	古布の行政回収モデル事業
(3) 区民・事業者への情報提供	啓発事業、広報活動
(4) 発生抑制手法の検討	啓発事業
(5) 集団回収の推進	集団回収
(6) 多様な資源回収の推進	中間処理業務委託契約、有価物売却収入
(7) 不燃・粗大ごみの資源化の検討	不燃ごみ・粗大ごみピックアップ回収事業の変遷（「大田区清掃とリサイクル」P.21） 有価物売却収入
(8) 事業系ごみのリサイクルの促進	一般廃棄物処理業の指導業務、排出指導
2. 適正処理の推進	
(1) 適正排出のための普及啓発	高齢者・障害者への支援事業、啓発事業、広報活動
(2) 街の美化の推進	防鳥ネットの貸し出し
(3) 安定的な収集・運搬体制	大田区環境公社
(4) 特別区で連携した中間処理・最終処分の実施	収集から中間処理・最終処分までの流れ（「大田区清掃とリサイクル」P.7）
(5) 事業系ごみの適正排出に向けた指導の推進	一般廃棄物処理業の指導業務、排出指導
(6) 有害廃棄物への対応	水銀含有物の運搬・適正処理委託
(7) 大規模災害への対応	「大田区災害廃棄物処理計画」→HP→区政情報→区のプラン→個別分野のプラン→住まい・まちなみ・環境
3. 協働の推進	
(1) 環境教育・環境学習の推進	資源循環環境教室、児童館・保育園における環境学習
(2) 区民参画・情報交換	大田区清掃・リサイクル協議会
(3) ふれあい指導の推進	集積所における排出指導・ふれあい指導
(4) 関連団体への働きかけ	国・都との連携
(5) 区自らの取り組みの強化	啓発事業、庁内部署との連携

これらの施策の実施状況等の進捗管理については、本計画の中で次のように定められている。

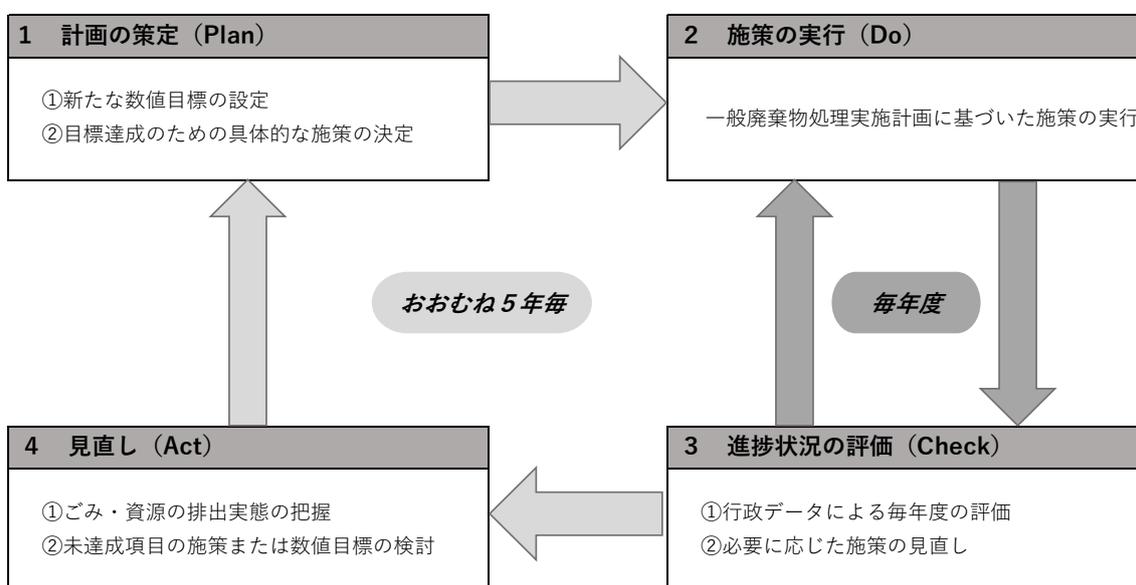
本計画では、計画策定(Plan) ⇒ 施策実施(Do) ⇒ 施策評価(Check) ⇒ 見直し(Act) というPDCAサイクルにより、毎年度、計画の進捗状況を管理し、区民に対して、区のホームページ等において情報を公開します。

毎年度、行政データや各施策の執行状況や達成状況などを基に、大田区一般廃棄物処理基本計画推進検討会において、計画目標の達成状況などを評価し、大田区清掃・リサイクル協議会の意見を踏まえ、施策に反映します。

おおむね5年ごと、あるいは分別区分の大きな変更があった場合には、本計画を改定します。改定に際しては、ごみの組成割合や区民1人1日あたりのごみ量、区民や事業者の意識・意向等についての調査を実施します。

※ 大田区清掃・リサイクル協議会は、循環型都市大田区を目指し、区内におけるごみの減量化と資源の有効活用を図るため、大田区の清掃及びリサイクル事業について、関係者が協議するために設置されている（詳細については、後述する第11節を参照）。

上記のPDCAサイクルによる進捗管理を図でイメージすると次の通りである。



第2項 大田区一般廃棄物処理基本計画推進検討会

上述したPDCAサイクルに登場する大田区一般廃棄物処理基本計画推進検討会（以下、この節において「検討会」という）とは、本計画の推進に係る施策を効果的に実施するために環境清掃部内に設置された会議体で、その内容は「大田区一般廃棄物処理基本計画推進検討会設置要綱」（以下、この節において「設置要綱」という）において定められており、その内容は次の通りである。

（目的）

第1条 大田区一般廃棄物処理基本計画（以下「基本計画」という。）の推進に係る施策を効果的に実施するため、環境清掃部に大田区一般廃棄物処理基本計画推進検討会（以下「検討会」という。）を設置する。

（所掌事項）

第2条 検討会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 基本計画の推進に関すること。
- (2) 前号のほか、ごみ減量・リサイクル推進に関して必要な事項

（構成）

第3条 検討会は、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 会 長 環境計画課長
- (2) 副会長 環境清掃部副参事
- (3) 委 員 清掃事業課長、大森清掃事務所長、調布清掃事務所長
蒲田清掃事務所長、多摩川清掃事業所長

（会議）

第4条 検討会は、会長が招集し、主宰する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 3 会長、副会長に事故等あるときは、あらかじめ会長が指名する職員がその職務を代理する。
- 4 検討会は、必要があると認めるときは、関係職員の出席を求め、意見を聴取し、又は資料の提出、説明その他必要な協力を求めることができる。

（作業部会の設置）

第5条 第2条の所掌事務を効率的に行うため、検討会に作業部会を置く。

- 2 作業部会は、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 環境計画課委員 計画推進・温暖化対策担当係長
 - (2) 清掃事業課委員 清掃リサイクル担当係長、許可指導係長
 - (3) 大森・調布・蒲田清掃事務所、多摩川清掃事業所委員 各作業係長、各統括技能長
- 3 作業部会は、基本計画の推進に必要な事項を調査検討し、検討会に報告する。

(事務局)

第6条 検討会及び作業部会の事務局を、環境計画課に置く。

- 2 作業部会の環境計画課委員は、作業部会の事務局の職員を兼ねることができる。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関して必要な事項は、会長が別に定める。

本計画策定後の検討会及び作業部会の開催状況は次の通りである。

<平成 28 年度>

<p>検討会</p> <p>第1回：平成28年5月11日</p> <p>第2回：平成28年8月3日</p>	<p>作業部会</p> <p>第1回：平成28年5月19日</p> <p>第2回：平成28年6月24日</p> <p>第3回：平成28年7月21日</p>
<p>【主な検討事項と施策への反映】</p> <p>① 不燃ごみ適正処理の拡大 29年度、不燃ごみ対象エリアを大森清掃事務所及び調布清掃事務所全域へ拡大</p> <p>② 集積所の美化 不法投棄対策として、防犯カメラ設置の予算を計上</p> <p>③ 資源持去り対策 対策強化として、パトロール車（委託）1台から3台に増車</p>	

- ・ 議事録なし
- ・ 会議資料あり
- ・ 年度報告書あり

<平成 29 年度>

検討会 第 1 回：平成 29 年 5 月 12 日 第 2 回：平成 29 年 7 月 28 日	作業部会 第 1 回：平成 29 年 5 月 18 日 第 2 回：平成 29 年 6 月 16 日 第 3 回：平成 29 年 7 月 20 日
【主な検討事項と施策への反映】 ① 不燃ごみ適正処理及び資源化の対応 30 年度、不燃ごみ対象エリアを蒲田清掃事務所全域で実施し区内全域に拡大 ② 食品ロス削減の取組み 大田区独自のフードドライブシステムの開発を目指す ・ 議事録なし ・ 会議資料あり ・ 年度報告書あり	

<平成 30 年度>

- ・ 議事録なし
- ・ 会議資料なし
- ・ 検討会実施スケジュールあり（ただし、年度内の大まかなスケジュールの記載のみで、開催日等は把握できない）
- ・ 年度報告書あり（ただし、A4 用紙 2 ページの簡易なもの（前年度は 5 ページ））

<令和元年度>

検討会、作業部会とも開催なし

<令和 2 年度>

検討会、作業部会とも開催予定なし

(意見 No. 1)

この節の第 1 項で記載した本計画の個別施策と実施している主な施策等との関係の表を見ると、個別施策に対する具体的な事業が紐付けられている訳ではないことが分かる。本計画において、推進すべき個別施策が設定されているのであるから、これらの施策が現状の事業との関係でどの程度実施されており、その事業が個別施策の実施を推進するに当たって十分な効果を上げているかをまずは評価する必要があるものと考え。

その評価については、PDCA サイクルの中で検討会及びその作業部会で議論さ

れるべき事項であると考えられるが、計画策定からの検討会及び作業部会の現存する資料を査閲しても、そのような議論が行われていると思われる形跡は確認できなかった。

新規事業の立上について検討していることは確認できるが、個別施策と現状で実施している事業との関係を分析した結果として、それらの事業が炙り出されたようには思えない状況である。

議事録が存在していないため、議論の過程を詳細に知ることはできないが、この節の第1項の表を見る限りでも、そのような評価・検討がなされていないと考えられるため、改めて本計画の個別施策について、現状の事業との関係を洗い出し、優先順位をつけて、既存事業の改廃や新規事業の立上等、個別施策の推進につなげる必要があるものとする。

(指摘 No. 1)

本計画において「PDCA サイクルにより、毎年度、計画の進捗状況を管理し、区民に対して、区のホームページ等において情報を公開します」と記載されている。この情報公開について、どのような形で行われているのかを清掃事業課に確認したところ、「平成30年度主要施策の成果」「平成30年度大田区の環境」「平成31年度大田区実施計画」「清掃だより」が提示された。

しかしながら、これらの資料において、本計画の計画指標の達成について触れられているところはあるものの、個別施策の推進状況等、計画全体での推進状況を報告しているような内容は見られない。また「平成30年度大田区の環境」については、平成30年度の情報が令和2年1月に公表されている状況であり、毎年度の情報公開としては適時性に欠けており不十分なところがあるものと思われる。

なお、これらの報告資料を通じて公開される情報は、PDCA サイクルの中で検討会及びその作業部会で議論されるべき事項であると考えられるが、計画策定からの検討会及び作業部会の存在する資料を査閲しても、そのような議論が行われていると思われる形跡は確認できなかった。

そもそも平成30年度については、年度報告書はあるものの、議事録どころか会議資料も存在しておらず、開催日時も不明で開催されているかさえも分からない状況であるが、本計画で定めたPDCA サイクルの中で本計画の進捗状況を評価し、その情報を公開する体制を構築することが必要なものとする。

(指摘 No. 2)

検討会及び作業部会の議事録が一切作成されていない。このため、上述しているように、検討会及び作業部会においてどのような議論がされているかを十分

に把握することができない状況となっている。本計画は法定計画であって、検討会はその計画の中で明確な役割を与えられた会議体であり、区の設置要綱に沿って設置された会議体でもあるのだから、その役割を果たしていることが確認・説明できるように会議の内容を記録した議事録を作成・保存しておくことが必要なものとする。

(指摘 No. 3)

令和元年度以降、検討会及び作業部会が開催されていない。その代わりに大田区環境審議会が検討会の役割を引き継いでいるとのことであったため、大田区環境審議会及びその専門部会の令和元年度においてそれぞれ 1 回開催されている会議の議事録を査閲した。その結果、本計画に触れられている部分はほんの少しはあったものの、本計画の進捗状況について議論された形跡は確認できなかった。

本計画は法定計画であって、検討会はその計画の中で明確な役割を与えられた会議体であり、区の設置要綱に沿って設置された会議体でもあるのだから、例え他の会議体へ役割を十分に移管できていたとしても、開催しない理由及び移管した理由を明確に文書で残しておくことが必要なものとする。

今後の本計画の進捗状況の管理体制及び検討会の在り方について議論をし、その結果に基づき設置要綱等の規定の変更も含め、新たな管理体制を早急に整備する必要があるものとする。

第3項 計画の見直し

1. 計画の見直しの背景

上述した通り本計画は「おおむね 5 年ごと、あるいは分別区分の大きな変更があった場合には、本計画を改定します」とされている。本計画は平成 28 年度に策定されており、間もなく 5 年が経過することから、令和 2 年度において新たな計画の策定を予定していた。

しかしながら「改定に際しては、ごみの組成割合や区民 1 人 1 日あたりのごみ量、区民や事業者の意識・意向等についての調査を実施します」とされているところ、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、排出されたごみ袋の開封調査を実施することが困難となったため、新たな計画の策定を見送り、規模を縮小した中間見直しの作業を進めることとなっている。

2. 委託契約

本計画の改定については、当初より新計画の策定支援業務委託報酬として13.9百万円が予算として計上されていた。令和2年2月から公募型プロポーザル方式(※)により、業務委託事業者の選定を開始している。応募があった事業者は株式会社杉山・栗原環境事務所の1社で2回の選定委員会の審査を経て同社に決定されている。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症拡大の影響から規模を縮小した中間見直しの作業へと委託業務の内容が変更されたため、契約金額も当初予算額より低い4.4百万円(税込)となり、最終的には随意契約として令和2年9月に契約が締結されている。

業者選定から契約締結までの書類を査閲したが、特に問題となる事項は検出されなかった。

※ 入札方式の一つで、公募により受託希望者を募り、その事業者が提出する提案書の内容及び価格を総合評価して委託事業者を決定する方式である。

(意見 No. 2)

本計画は、社会情勢の変化や、それに伴う国・東京都の計画や法律の変化に対応しきれていない状況となっており、目標値についても、先の令和7年度の目標値を令和元年度の時点で既に達成している状況であるため、現状に即した新たな計画の策定が望まれる状況となっている。また、上述した進捗状況の管理体制についても、現状では本計画で定めた対応がされていないため、その体制についても新たな計画の中で策定し直し、それに沿った運用を実施することが必要と考えられるため、新計画の策定についての早急な対応が必要なものとする。

第2節 ごみ収集・運搬事業

第1項 事業概要

区における一般廃棄物の処理業務を大きな枠組みで分類すると、ごみの収集・運搬と資源の回収・運搬に分けられる。

両者ともに全国的に民間業者への委託が推進されており、総務省が公表している「地方行政サービス改革の取組状況等に関する調査等」（令和2年3月27日公表）によれば、全国の市区町村全体では「一般ごみ収集」について97.3%の団体が民間委託を実施している状況である。区においても当該業務の大部分を民間の事業者及び外郭団体へ委託して事業を実施している状況にある。

この節においては、前者のごみの収集・運搬に関連する業務及び当該業務に関する委託契約について記載している。なお、後者の資源の回収・運搬に関連する業務については、次の第3節で記載している。

ごみの収集・運搬については、可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみに分けられ、それぞれの業務の概要は次の通りである。

1. 可燃ごみ

可燃ごみについては、基本的に収集車両が集積所を回り、排出されているごみを収集して清掃工場へ運搬している。当該業務における収集車両のほとんどが車両雇上契約（東京二十三区清掃協議会を通じた契約）により配車されており、収集作業については、その一部が区の外郭団体である一般財団法人大田区環境公社（以下、この節において「環境公社」という）に委託されている状況である。

車両雇上契約については第2項、環境公社との委託契約については第3項で監査手続及びその結果を記載している。

2. 不燃ごみ

不燃ごみについては、収集車両が集積所を回り、排出されているごみを収集し、収集したごみを1か所ある中継所で受け入れ、それを分別してから運搬用の車両に積み替え、不燃ごみ処理施設等の中間処理施設へ運搬している。可燃ごみと異なる点は、収集されたごみを分別・積み替えしてから中間処理施設へ運搬されるという業務が追加されているところである。

収集車両については、その一部が可燃ごみと同様に車両雇上契約により配車され、収集されたごみの分別・積み替え業務については、外部業者に委託され、

中継所からの運搬については、車両雇上契約により配車されている状況である。

車両雇上契約については可燃ごみと同様に第2項、分別・積み替え業務の委託契約及び中継所からの運搬車両の配車契約については、再資源化事業として行われているため、それぞれ次節の第3節第4項「中間処理業務委託契約」の4.

「不燃ごみ等の再資源化事業における分別・積み替え業務委託」及び第3節第2項「車両雇上契約」において、監査手続及びその結果を記載している。

3. 粗大ごみ

粗大ごみについては、戸別収集と自己持込みがある。いずれの場合も大田区粗大ごみ受付センターへの事前の申し込みが必要となっている。

戸別収集の場合は、収集車両が申し込みにより決定された日に各戸へ行って粗大ごみを収集し、区に2か所ある中継所まで運搬している。なお、大森・調布清掃事務所管内で収集したものは京浜島中継所、蒲田清掃事務所管内で収集したものは蒲田清掃事務所糶谷粗大中継所へ運搬されている。

自己持込みの場合は、申し込みにより決定した日に本人が直接京浜島中継所に粗大ごみを持ち込むことになる。

中継所においては、収集車両及び区民から搬入される粗大ごみを受け入れ、それを分別してから運搬用の車両に積み替え、粗大ごみ破碎処理施設等の中間処理施設へ運搬している。

戸別収集における収集車両及び中間処理施設への運搬車両については、全て車両雇上契約（可燃・不燃ごみの契約とは異なる東京二十三区清掃協議会を通さない区単独の契約）により配車されており、中継所における受入・分別・積み替え業務については、環境公社及び外部業者へ委託している。さらに、大田区粗大ごみ受付センターの受付業務についても外部業者へ委託している状況である。

粗大ごみに関する業務は再資源化事業に係る部分が多いため、まとめて次節に記載している。車両雇上契約については第3節第2項「車両雇上契約」、中継所における受入・分別・積み替え業務の委託契約については第3節第4項「中間処理業務委託契約」、受付業務については第3節第6項「粗大ごみ申込受付業務委託契約」において、監査手続及びその結果を記載している。

4. その他

上記の可燃ごみ、不燃ごみ及び粗大ごみの収集に付随するサービスとして、高齢者・障害者への支援事業及び防鳥ネットの貸し出し事業が実施されている。これらについては、それぞれ第4項及び第5項において監査手続及びその結果を

記載している。

また、可燃ごみ及び不燃ごみの収集における事業系一般廃棄物の収集と粗大ごみの収集及び自己持込みについては、廃棄物処理手数料を徴収して有料で事業を行っている。これについては第6項において監査手続及びその結果を記載している。

なお、粗大ごみを自己持込みした場合は「大田区廃棄物の減量及び適正処理に関する規則」の減免に該当するものとして、800円以下の品目は手数料免除、1,200円以上は半額に減免している。

第2項 車両雇上契約

区が保有する清掃車両の不足分を車両雇上契約により外部から雇い上げ、清掃車両と運転手を手配している。そして、配車された雇上車両に区の収集作業員又は収集業務の委託先である環境公社の収集作業員が乗務して収集作業を行っている。

現在、地方自治体の厳しい財政事情もあって、多くの特別区が歳出合理化策として、清掃職員の退職不補充を行っており、退職により減少した部分を再任用や非常勤職員の採用で対応しているが、それだけでは対応できないため、年々、雇上車両が増加する傾向にあり、大田区も同様の状況である（自動車運転について、区は非常勤職員の採用による対応はしていない）。

以下に可燃ごみ及び不燃ごみの車両雇上契約に対して実施した監査手続及びその結果を記載する。

1. 契約内容及び業務の執行状況

車両雇上契約は、区と「一般社団法人東京環境保全協会」（以下、この節において「東環境」という）に加盟する雇上会社との間で締結されており、契約名称は「廃棄物運搬請負契約」となっている。

(1) 契約形態

雇上車両の手配に当たっては、区が必要台数等を清掃協議会に依頼する。清掃協議会は各区の依頼を取りまとめた上で東環境に加盟する雇上会社51社に業務を振り分けた配車計画を策定し、その配車計画に基づいて区は雇上会社を契約の相手方として直接契約を締結している。このように、廃棄物運搬請負契約は、契約締結相手方である雇上会社51社を選定事業者とする随意契約の形態となっ

ている。

契約書の押印は、特別区全ての区長名と東京二十三区清掃一部事務組合（以下、この節において「清掃一組」という）の管理者名が記載してあり、それら「の名において」として、東京二十三区清掃協議会（以下、この節において「清掃協議会」という）の会長（清掃一組の管理者が兼任）が押印している。契約の相手先は上述した通り雇上会社となっており、雇上会社ごとに契約書が締結され、それぞれの雇上会社の代表者が押印している。

（指摘 No. 4）

上述した通り、当該契約は東環保加盟業者（51社）のみを契約の相手方とする随意契約となっており、東環保加盟業者以外の新規事業者の参入はできない。

区は、希望する契約の相手方となる雇上会社について、清掃協議会へ要望を出すことはできるものの、その決定は清掃協議会の作成する配車計画に委ねられており、雇上会社を主体的に選ぶことはできない。また、雇上会社の作業員のミスが多発した場合であっても、その雇上会社との契約を解除し、他の雇上会社と契約を締結することはできない。このように、契約の相手方の決定は清掃協議会による割り振り次第となっており、区は雇上会社が提供する役務の品質や安定的な役務の提供ができるための財務体質があるかどうか等を主体的に検討することはできない状況となっている。

このような契約形態となっている背景には、第2章でも記載したように過去からの経緯が存在しており、現在も特別区を縛っているのが東京都と特別区で交わした「覚書」の存在である。2005年（平成17年）に特別区は現在の契約方法では効率性に関する要素を欠いているとの認識から、この覚書について見直しを要求し、特別区・雇上会社・東京都の3者で協議が行われた。しかしながら、一部の見直しが行われてはいるものの、ごく一部が受け入れられただけであり、その後現在まで覚書の見直し協議は行われていない状況である。

現状の契約締結過程において、清掃協議会が窓口となって、一括して契約を締結できることに事務の効率性等のメリットも認められるが、地方公共団体として地方自治法が求める経済性や公平性・公正性が確保されていない状況にあるものとする。

このため、過去からの経緯への配慮や現状のメリットを維持しつつも、雇上会社の参入障壁を取り除き、特別区がそれぞれ独自に契約先を選定し、それぞれの契約条件で契約が締結できる体制が採れることが必要であり、清掃協議会の雇上契約検討会等において覚書の見直しの再検討を提案することが必要なものとする。

なお、現状の事務の効率化を維持することについては、事業協同組合等を区主

導で設立し、資源や粗大ごみの車両雇上契約と同様に、その団体と随意契約により業務を委託するような方法も考えられる。

(2) 契約金額

契約金額については、単価契約となっており、廃棄物運搬等の履行状況に応じて請負金が支払われている。単価の決定については、「最低価格同調方式」という方法が採用されている。最低価格同調方式とは、清掃協議会の会議体の一つである雇上契約検討会の資料によると次の通りである。

<最低価格同調方式とは>

- 1 徴取した見積書の金額のうち、予定価格以内で最低見積価格を提出した会社を契約の相手方として決定し、その価格を契約単価とする。
- 2 それ以外の会社は、順次、減価交渉を行い、採用した契約単価に同意した会社を契約の相手方とする。

清掃協議会は、随意契約の選定事業者となる雇上会社 51 社から車種別の見積単価を徴取し、雇上契約検討会で契約単価を決定している。その決定過程は次の通りである。

- ① 清掃協議会が予定価格（車種別 1 日当たり単価、距離 10 km で積算）を設定（非公表）
- ② 選定事業者全社が車種別に距離 10 km の見積単価を記入した見積書を提出
- ③ 清掃協議会が最も低い見積単価について、その妥当性を審査
- ④ 清掃協議会が妥当と判断した最低見積単価について、それ以外の選定事業者に同意の可否を確認した上で契約単価として採用

なお、上記の清掃協議会が設定する予定価格については、令和 2 年度雇上契約締結に向けた令和元年度の「雇上契約検討会報告」において、「平成 31 年度の契約単価を基準として総括原価方式に基づく原価計算書により必要経費を科目ごとに積み上げ、各種経済指標を適用する従来と同様の算定方法を基本とし、原価計算書の各積算科目の精査を行う」とされている。

契約単価は雇上契約検討会において検討が行われた後、その結果は清掃協議会の協議会部長会で報告され、各区に伝えられることとなる。

区が雇上している主な車両である小型プレス車の直近 5 年度の契約単価の推移は次の通りであり、大きな変動はない。なお、予算上では、大森清掃事務所及び蒲田清掃事務所は「70 km まで」、調整清掃事務所は「90 km まで」の単価を使用

しているため、下表はその二つの単価を記載している。

(単位：円)

区分	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
70 kmまで	49,160	49,440	49,240	49,280	49,310
90 kmまで	50,840	51,140	50,920	50,960	51,010

参考のため、清掃事業に係る特別区の自主運営会議体及び清掃協議会の会議体の構成についての図を掲載しておく。

	23区	清掃協議会
役割 役職	<p>【区長会】特別区間の連携を図り、もって特別区政の円滑な運営と特別区の自治の進展に資することを目的とする。</p> <p>【副区長会】特別区長会を補佐し、特別区政の円滑な運営と特別区の自治の進展に資することを目的とする。</p> <p>【清掃部長会・課長会】特別区の清掃及びリサイクル事業の調査研究と相互の連絡調整を図り、特別区の能率的行政に寄与することを目的とする。また、「指定会議体」として副区長会下命事項の検討を行う。</p>	<p>【協議会会議】協議会事務の管理及び執行に関する基本的事項を決定する。</p> <p>【協議会幹事会】会議に付議する事案の協議及び調整を行う。</p> <p>【協議会部長会・課長会】幹事会（部長会）に付議する事案その他協議会が実施する事業の円滑な運営に関する協議及び調整を行う。</p>
区長		
副区長		
部長級		
課長級		

(意見 No. 3)

契約単価の決定過程に関する資料を依頼したところ、入手できたのは「令和元年度 雇上契約検討会報告」のみであった。この資料は清掃協議会の協議会部長会での報告資料とのことであった。この報告資料には予定価格の設定や契約単価の決定に関する方法の記載はあるものの、具体的な検討資料は添付されていなかった。別途、予定価格の設定及び契約単価の決定過程について、資料の依頼及び説明を求めたが、清掃協議会の資料であることを理由に入手することも十分な説明を受けることもできなかった。

清掃協議会で適切な検討に基づいて契約単価が決定されているとしても、その決定過程については、自区においても説明できる体制を整えていることが必要なものと考えられるため、報告書等の添付資料の充実等、清掃協議会に提案することが必要である。

(3) 完了届及び請負金の支払

契約書において、雇上会社は月ごと、配車先ごとに完了届を区へ提出しなければならない。区は完了届の内容を調査し、その結果を雇上会社へ通知することとなっている。雇上会社は区からの通知を受けた後に請求書を区へ発行し、区は請求日から起算して30日以内に請負金を雇上会社へ支払わなければならない。

令和元年度の廃棄物運搬請負契約から雇上会社1社を選定し、その契約の起案書及び契約書を入手した。また、その雇上会社の令和元年12月の業務について、完了届による業務報告から請負金支払までの一連の書類を入手し、契約締結から請負金の支払までの事務が適切に執行されているかどうかを確認した。その結果、検出事項はなかった。

(指摘事項なし)

特に問題となる事項はなかった。

(4) 車両雇上費の推移

直近3年度の可燃ごみ及び不燃ごみの収集に関する車両雇上費及び1台当たりの車両雇上費の推移は次の通りである。

< 車両雇上費の推移 >

(単位：千円)

内訳	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
平日作業	1,068,727	1,053,358	1,066,682
祝日等作業	60,301	67,462	86,962
清掃工場対策臨時者	107,304	25,176	28,102
夏季対策	52	2,732	56
年末年始対策	8,017	1,669	1,900
年度臨時対策	7,706	84,326	111,657
年度末対策	-	-	110
地域力推進対策	156	-	-
台風 19 号被害対策	-	-	4,243
合計：	1,252,262	1,234,723	1,299,713

< 1 台当たり車両雇上費 >

平成 29 年度

(単位：円)

内訳	延台数	決算額	1 台当たり
平日作業	21,621 台	1,044,280,563	48,299
祝日等作業	1,220 台	60,300,992	49,427
清掃工場対策臨時車	2,618 台	131,750,435	50,324
夏季対策	1 台	51,862	51,862
年末年始対策	164 台	8,016,591	48,882
年度臨時対策	154 台	7,705,677	50,037
年度末対策	-	-	-
地域力推進対策	3 台	155,585	51,862
台風 19 号被害対策	-	-	-
合計：	25,296 台	1,252,261,705	49,504

平成 30 年度

(単位：円)

内訳	延台数	決算額	1 台当たり
平日作業	23,552 台	1,053,358,052	44,725
祝日等作業	1,252 台	67,461,594	53,883
清掃工場対策臨時車	526 台	25,176,481	47,864
夏季対策	55 台	2,731,619	49,666
年末年始対策	33 台	1,669,128	50,580
年度臨時対策	1,600 台	84,325,831	52,704
年度末対策	-	-	-
地域力推進対策	-	-	-
台風 19 号被害対策	-	-	-
合計：	27,018 台	1,234,722,705	45,700

令和元年度

(単位：円)

内訳	延台数	決算額	1 台当たり
平日作業	23,189 台	1,066,682,107	45,999
祝日等作業	1,617 台	86,962,304	53,780
清掃工場対策臨時車	504 台	28,101,659	55,757
夏季対策	6 台	55,944	9,324
年末年始対策	32 台	1,900,129	59,379
年度臨時対策	2,203 台	111,657,362	50,684
年度末対策	2 台	110,264	55,132
地域力推進対策	-	-	-
台風 19 号被害対策	57 台	4,243,191	74,442
合計：	27,610 台	1,299,712,960	47,074

平日作業の 1 台当たりの金額が平成 29 年度と平成 30 年度を比較すると大きく減少しているのは、不燃ごみ資源化事業等の拡大に伴って不燃ごみ収集専用の車両である軽小型貨物車を増車したことが主因である。軽小型貨物車の単価は小型プレス車の半分程度となっている。

(意見 No. 4)

上表の延台数及び決算額のデータは決算説明資料として清掃事業課で作成された内部資料のものであるが、分析の過程でその内訳データに誤りがあることが判明した。平成 29 年度の決算額について、平日作業と清掃工場対策臨時車との間で入り繰りがあった。内部資料では、それぞれ 1,068,726,946 円及び 107,304,052 円となっていた。また、同年度の清掃工場対策臨時車の延台数について、内部資料では 2,133 台となっていた。

内部資料ではあるものの、決算説明用の資料であり、議会等での質問に対する回答に使用される等、外部に公表される可能性のあるものと考えられるため、確定する前の清掃事業課での内部チェック体制をより徹底する必要があるものとする。

2. 雇上比率

令和 2 年度を含む直近 4 年度の可燃ごみ及び不燃ごみの収集車両の雇上と直営の台数の推移は次の通りである。

内訳	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
雇上(台数/日)	75 台	82 台	84 台	85 台
直営(台数/日)	20 台	19 台	18 台	16 台
合計:	95 台	101 台	102 台	101 台
雇上比率	78.9%	81.2%	82.4%	84.2%

(指摘 No. 5)

可燃ごみの収集に通常使用される小型プレス車に限定した話をすると、上表からは分からないが、令和 2 年度では直営車両はわずか 4 台のみとなっており、ほとんどが車両雇上契約により清掃車両が手配されているといえる。

このような状況にありながら、車両雇上契約の相手先となる雇上会社の選定については、上述してきたように区に主導権がない状態である。また、区の可燃ごみの収集・運搬においては車付雇上の形態はないものの、収集業務を環境公社へ委託している地域については、全ての作業を外部へ委託することとなり、現場に区の職員が不在となる状況が発生している(ただし、不適正排出者及び当該排出者の排出したごみの対応については、区の職員が行っている)。

この傾向は更に広がることが予想され、行政サービスの品質低下等の問題が発生することが危惧される。環境公社は区の 100%出資法人であるため、区からの指導・管理が行き届き易い環境にはあるものの、区の職員については、清掃事

業に関する経験と知識を得る機会が奪われている状況にある。

大田区一般廃棄物処理基本計画の基本理念となっている「区民、事業者、区が連携して目指す循環型社会の実現」に向けて進むためには、区の指導的立場を確立することが重要だと考えられるが、この現状だけを見るとそのような体制に向かっているというよりも、反対に後退しているように見えてしまう。

区は安定的で持続可能なごみ収集体制の構築に向け、直営職員が今後担う業務として、委託業者に対する監督・指導業務、福祉的収集業務及び不燃ごみ収集業務を位置付けるとともに、可燃ごみの収集業務については環境公社に対しての委託範囲を段階的に拡大していく方針を掲げており、現在、その方針に沿って環境公社への委託範囲の拡大、清掃事務所の統合や職員採用に関する計画を策定・推進しているところである。

しかしながら、当該計画においては、今後清掃職員数が大幅に減少する状況においても、区が指導的立場を確立し、それを維持していくための体制を確保するための政策の検討が十分ではないように思われる部分もある。清掃職員の採用については、新規採用として令和元年度及び令和3年度にそれぞれ6名を採用し（計画とは別に平成29年度において6名の新規採用がある）、そして令和5年度以降も計画的に採用を行うことが決定されているが、現状では、令和5年度以降の採用人数は決定されていない。

このため、X年後のあるべき姿から逆算した採用計画、人員配置（業務ローテーション）、教育研修制度等を検討し、より詳細な方針も早期に策定することが必要なものとする。

3. 収集ごみ量の計画と実績

直近3年度の可燃ごみ及び不燃ごみ収集に関する業務の計画と実績は次の通りである。表中の計画値及び実績値は可燃ごみと不燃ごみの収集量を合計したものである。

内訳	平成29年度	平成30年度	令和元年度
計画 (t) (A)	161,805	159,067	160,089
実績 (t) (B)	127,731	126,579	128,200
配車台数 (雇上) (C)	75台	82台	84台
割合 (D=B÷A)	78.9%	79.6%	80.1%
E=C×D	59.2台	65.3台	67.3台
見積不要台数 (D-E)	15.8台	16.7台	16.7台

(指摘 No. 6)

上表の通り、可燃ごみ及び不燃ごみの収集量について、収集実績は計画の 80%程度となっており、3 年度ともに計画と実績に 20%程度の乖離が生じている。配車台数は計画収集量に基づいて決定されているため、過剰な台数の手配が行われている可能性が危惧される。

上表は清掃事務所ごとに分けて、可燃ごみと不燃ごみ、雇上と直営の混在したデータによる分析となっており、より詳細な分析に基づいた検証も必要ではあるが、可燃ごみと雇上のみで分析できている後述する環境公社の計画と実績の乖離と同様の結果が導かれていることから、ある程度は有用な分析結果となっているものと考えられる。

この結果より、平成 29 年度は 15 台、平成 30 年度と令和元年度では 16 台の減車の可能性があったことが分かり、大きな費用削減効果が期待できる状況にある。あくまでも机上での計算であり、清掃事務所ごとに個々の事情を考慮して検証する必要はあるが、減車できない理由について明確な回答が得られなかったため、適正配車を再検討することが必要なものとする。また、減車できない状況がある場合には、配車決定の際の検討過程を文書で残す等により、その合理的な理由を明確にすることが必要なものとする。

第 3 項 可燃ごみ収集業務委託契約

可燃ごみ収集業務はその一部を平成 29 年度から環境公社へ委託しているが、第 2 章の概要で記載した通り、当該業務は区が全額出資する法人に委託する場合に限り認められているものである。それ以外の場合には、第 1 項で記載した車両雇上契約の中で、車両だけでなく収集作業員も付けた形態の車付雇上契約により収集作業員を手配しなければならないことになるが、区ではこの形態は採用せず、環境公社へ委託する形態により対応している。

委託範囲は平成 29 年度の大森清掃事務所管内の一部地域から始まって、令和元年度には調布清掃事務所管内にも委託範囲が広がり、年々委託範囲が広がっている状況である。

1. 契約内容及び業務の執行状況

環境公社と締結している契約内容及び業務の施行状況等については、第 3 節第 4 項「中間処理業務委託契約」の 3. 「可燃ごみの収集業務並びに京浜島中継所における粗大ごみの搬入受入れ業務及び分別・積み替え業務委託」において検

討しているため、そちらを参照していただきたい。

2. 委託比率

直近 4 年度の区の可燃ごみ収集量及び配車台数に占める委託比率の推移は次の通りである。なお、令和 2 年度は計画数値により算定している。

区分		平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
収集量 (t)	区全体	123,663	122,810	124,433	149,869
	環境公社	10,239	18,726	25,482	38,253
	委託比率	8.3%	15.2%	20.5%	23.5%
配車台数	区全体	62 台	59 台	59 台	58 台
	環境公社	5 台	9 台	12 台	16 台
	委託比率	8.1%	15.3%	20.3%	27.6%

上表の通り、委託地域の拡大とともにごみの収集量及び配車台数も増加し、環境公社への委託比率も年々増加していることが分かる。区の清掃職員の原則退職不補充の方針もあるため、今後もさらに環境公社に委託する収集地域が増えていくものと思われる。

年度ごとの委託範囲の決定については、「清掃事業委託検討会」とその分科会が開催されており、環境清掃部長以下担当係長までが議題に応じて出席し議論を進めている。令和 2 年度の委託規模の決定に関する清掃事業委託検討会及びその分科会のそれぞれ 2 回開催された議事概要等を査閲した結果、特に問題となる事項は検出されなかった。

委託化の推進は経済性・効率性の面では好ましい効果が得られるものと考えられるが、一方で外部委託は行政サービスの質の低下の問題も孕んでおり、現状を一概に望ましい傾向として捉えることはできない。この点に関しては第 6 節「大田区環境公社の役割及び管理」の第 7 項「環境公社の今後のあり方」の 1. 「区の基本的方針」のところに意見を記載しているため、そちらを参照していただきたい。

3. 収集ごみ量の計画と実績

環境公社へ委託している直近 3 年度のごみ収集に関する業務の計画と実績は次の通りである。

内訳	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
計画 (t) (A)	12,745	22,940	30,888
実績 (t) (B)	10,239	18,726	25,482
配車台数 (雇上) (C)	5 台	9 台	12 台
割合 (D=B÷A)	80.3%	81.6%	82.5%
E=C×D	4.0 台	7.3 台	9.9 台
見積不要台数 (D-E)	1.0 台	1.7 台	2.1 台

(指摘 No. 7)

上表の通り、環境公社の収集ごみ量について、収集実績は計画の 80%程度となっており、3 年度ともに計画と実績に 20%程度の乖離が生じている。環境公社との業務委託契約における委託報酬については、業務実績に基づいて精算がされるため、計画と実績に乖離があっても最終的な委託報酬への影響はない。しかしながら、配車台数については、収集計画量に基づいて決定されており、第 1 項で述べた車両雇上契約により手配されているため、過剰な台数の手配になっている可能性が危惧される。

上表はあくまでも机上での計算となるが、平成 29 年度と平成 30 年度は 1 台、令和元年度では 2 台の減車が可能であったことが分かる。費用削減効果が期待できる状況にあるが、減車できない理由について明確な回答が得られなかったため、適正配車を再検討することが必要なものとする。また、減車ができない状況がある場合には、配車決定の際の検討過程を文書で残す等により、その合理的な理由を明確にすることが必要なものとする。

第 4 項 高齢者・障がい者への支援事業

高齢者や障がい者へのごみ排出支援として、戸別収集事業と粗大ごみ運び出し収集事業の二つが実施されている。以下にそれぞれの事業の概要を記載する。

1. 戸別収集事業

集積所で収集・回収する家庭廃棄物について、自ら集積所まで排出することが困難な高齢者世帯等に対して、ごみを戸別に訪問収集している。当該事業は、日常生活の負担を軽減し、在宅生活の継続を支援することを目的に実施されている。

(1) 対象者

- ① 要介護 2 以上に認定されている者
- ② 身体障害者程度 1・2 級に認定されている者
- ③ その他区長が認めた者（地域包括支援センターの判断による）

(2) 事業実績

直近 3 年度の事業実績は次の通りである。

年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
件数	377 件	414 件	389 件

(意見 No. 5)

区が公表している「大田区介護保険業務状況」（令和 2 年 6 月分）によると要介護 2 以上の認定者は 17,765 人おり、要支援 1 から要介護 5 までの認定者数は 30,683 人となっている。それに対して上表の実績数は非常に少ない状況である。

要介護のレベルが上がると一時的な介護施設での生活や養護施設での生活に移行することが考えられるため、利用件数がそれ程増えないのかもしれないが、そもそも事業目的として「日常生活の負担を軽減し、在宅生活の継続を支援すること」を掲げているのであれば、支援等を受けながらも在宅生活を送っている要介護 2 未満の認定者についても対象の範囲を広げるべきとも考えられるため、それに対応できる事業体制の構築を検討することが必要なものとする。

2. 粗大ごみ運び出し収集事業

高齢者・障害者等で、粗大ごみの運び出しが困難な場合に屋内から粗大ごみを運び出し収集を行っている。

(1) 受付手続

相談・受付は清掃事務所が行っているが、この運び出しの依頼とは別に粗大ごみ受付センターへの申し込みも必要となっている。

(意見 No. 6)

区民サービス向上の観点からは、一箇所への依頼で手続が完了することが望ましい。そもそも通常の生活に困難がある区民を対象としたサービスであることから、清掃事務所又は粗大ごみ受付センターのいずれか一方への依頼のみで手続が完了するようなサービス体制の構築が望まれる。

(2) 対象者

身近な人等の協力が困難で、自ら屋内から粗大ごみを運び出すことができない65歳以上の高齢世帯あるいは障害者のみの世帯を対象としている。

(3) 事業実績

直近3年度の事業実績は次の通りである。

年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
件数	546件	606件	606件

(意見 No. 7)

平成27年の国勢調査によると区の高齢夫婦世帯（夫65歳以上妻60歳以上の夫婦1組のみの世帯）及び高齢単身世帯（65歳以上の者1人の世帯）の数はそれぞれ、26,937世帯及び41,901世帯となっている。それに対して上表の実績数は非常に少ない状況である。

戸別収集事業と同様に年齢が高くなれば一時的な介護施設での生活や養護施設での生活に移行することが考えられるため、利用件数がそれ程増えないのかもしれないが、いずれこの事業のサービスを受けることが必要となる潜在的な世帯数は上述の通り多数存在しているため、今後の対応について検討し、年々の需要増加に対応しながら体制を整えていくことが必要なものとする。

第5項 防鳥ネットの貸し出し

カラス等によるごみの散乱被害を防止するため、防鳥ネットの貸し出しを行っている。防鳥ネットは基本的に2サイズで、大は3×4m、小は2×3mとなっており、いずれも集積所の近隣世帯が共同で使用・管理することを条件に貸し出ししている。直近3年度の防鳥ネットの使用数等の実績は次の通りである。

年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
防鳥ネット使用数	約13,700件	約15,200件	約16,700件
集積所数	約28,000か所	約30,000か所	約30,000か所
貸出率	49%	51%	56%

防鳥ネットの購入代金は8「環境清掃費」(款)の3「廃棄物対策費」(項)の2「ごみ収集費」(目)の1「ごみ収集費作業」の3「作業運営費」に計上されており、その直近3年度の実績は次の通りである。

(単位：円)

サイズ	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
大	3,159,432	1,323,000	-
小	4,562,352	1,209,600	1,284,800
立体型他	2,184,192	-	-
合計：	9,905,976	2,532,600	1,284,800

(意見 No. 8)

他の特別区では、サイズを大、中、小の3種類を揃えているところもある。区の小サイズが他区の中サイズに相当し、3種類揃えている場合の小サイズ(1.5×2.0m又は1.5×1.5m)が区では用意されていない。防鳥ネットを利用する側からすると持ち運びやその保管場所を考えると集積所の規模に適したできるだけコンパクトなサイズを使用できることが望ましいと考えられる。

3種類を揃えることで業務は煩雑になってはしまうが、集積所は細分化される傾向も予想されるため、利用者からの意見の聴取を行う等により、サービスの向上の観点から3種類の貸し出しの必要性を検討していくことが必要なものと考ええる。

第6項 廃棄物処理手数料(ごみ処理券)

一般廃棄物の収集業務において、区が手数料を受け取って行っている業務のうち、手数料収入が大きいものは、①事業系一般廃棄物の収集、②粗大ごみの収集及び自己持込みの二つの業務である。これらの手数料収入は「有料ごみ処理券」と「有料粗大ごみ処理券」(以下、この節において両者を併せて「ごみ処理券」という)のスーパーマーケット、コンビニエンスストア等の民間業者(以下、この節において「有料ごみ処理券取扱所」という)及び清掃事務所での販売(交付)により収入が計上されている。

ごみ処理券に係わる業務については、その多くを外部事業者へ委託している状況であり、それらの業務委託契約を含め、ごみ処理券に係る業務の事務の執行について、歳出と歳入に分けて以下で実施した監査手続及びその結果を記載する。

1. 歳出

ごみ処理券に関連する主な業務を整理すると次の通りである。

(単位：円)

業務内容	実施者	委託契約	令和元年度 委託料
印刷	凸版印刷(株)	平成 31 年度有料ごみ処理券の 印刷 (単価契約)	9,737,108
配送・保管 (コンビニエンス ストアのみ)	(株)エス・バイ・デー (株)東京堂 三菱食品(株) (株)小さき花	有料粗大ごみ処理券及び有料ごみ 処理券の配送及び保管業務の委託 (単価契約)	930,140
販売・徴収	スーパーマーケット コンビニエンスストア その他の取扱店舗 清掃事務所	大田区廃棄物処理手数料徴収事務 委託契約 (単価契約)	17,599,789
合計：			28,267,037

上表のそれぞれの業務に係る委託料の直近 3 年度の推移をまとめると次の通りであり、大きな変動はない。

(単位：千円)

業務内容	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
印刷	8,008	8,773	9,737
配送・保管	967	895	930
販売・徴収	16,757	17,156	17,600
合計：	25,731	26,825	28,267

(1) 有料ごみ処理券の印刷

ごみ処理券のデザインは区名と区章以外は特別区で共通であることから、印刷会社も同一にすることが効率的であり、委託先選定については「大田区契約事務規則」第 4 条第 1 項の区長が指定する契約事務の委任別表第 1 の 10(4)「他の地方公共団体との共同印刷、共同買入れに係る契約」に類するものとして、部長契約となっている。平成 31 年度（令和元年度）の契約締結時の支出予定金額は次の通りである。

品名	予定数量 (枚)	単価 (円)	金額 (円)
事業系ごみ処理券 700相当用	61,500	5.45	335,175
事業系ごみ処理券 450相当用	556,800	5.45	3,034,560
事業系ごみ処理券 200相当用	55,800	5.45	304,110
事業系ごみ処理券 100相当用	66,000	5.45	359,700
粗大ごみ処理券 A 200 円件	189,200	4.76	900,592
粗大ごみ処理券 B 300 円券	822,500	4.76	3,915,100
小計 :	1,751,800		8,849,237
		消費税 (※)	801,077
		合計 :	9,650,314

※ 年度中に消費税率改定が予定されていたため、8%と 10%で算定された金額が混在している。

凸版印刷株式会社との契約の起案書及び契約書、令和元年 12 月と令和 2 年 1 月の業務に係る完了届による業務報告から委託料支払までの一連の書類を入手し、契約締結から委託料の支払までの事務が適切に執行されているかどうかを確認した。その結果、以下の検出事項を除き特に問題となる事項はなかった。

(意見 No. 9)

契約単価については見積書を入手しているが、その金額の妥当性について検討した資料は入手できなかった。特別区で共通して委託しているものと思われるため、単価の妥当性については特別区全体で検討しているものと思われるが、契約締結に当たってはその検討結果についても起案書等で言及しておくことが必要なものと考えられるため、今後の契約締結時には留意する必要がある。

(2) ごみ処理券の配送及び保管業務

有料ごみ処理券取扱所のうち、コンビニエンスストアについては、当該コンビニエンスストアが指定する配送業者(以下、この節において「ベンダー」という)を通じてごみ処理券を配送しなければならないという商慣習があるため、各コンビニエンスストアのベンダーにごみ処理券の配送と保管業務を委託している。

当該契約も(1)の印刷と同様に特別区で共通している契約のため、部長契約となっている。平成 31 年度(令和元年度)の契約締結時の支出予定金額は次の通りである。

期間	予定数量 (セット)	単価 (円)	金額 (円)
平成 31 年 4 月～令和元年 9 月	78,000	5.23	407,940
令和元年 10 月～令和 2 年 3 月	89,000	5.23	465,470
小計 :	167,000	5.23	873,410
消費税 (8%)			32,635
消費税 (10%)			46,547
合計 :			952,592

平成 31 年度 (令和元年度) のベンダーと対応するコンビニエンスストアへの配送見込額は次のように算定されている。

ベンダー	取扱コンビニエンスストア	平成 30 年度 配送実績額 (4～12 月分)	占有率	令和元年度 配送見込額
(株)エス・ブイ・デー	セブン・イレブン	342,549	50.0%	476,177
(株)東京堂	ファミリーマート	205,827	30.0%	286,120
三菱食品(株)	ローソン、デイリーヤマザキ	120,352	17.6%	167,301
(株)小さき花	ミニストップ	16,540	2.4%	22,992
合計 :		685,268	100.0%	952,592

ベンダーとの契約の起案書及び上表のベンダーのうち株式会社東京堂との契約書、同社の令和元年 12 月と令和 2 年 1 月の業務に係る完了届による業務報告からコンビニエンスストアの受領確認書、委託料支払までの一連の書類を入手し、契約締結から委託料の支払までの事務が適切に執行されているかどうかを確認した。その結果、以下の検出事項を除き特に問題となる事項はなかった。

(意見 No. 10)

契約単価については見積書も起案書には添付されておらず、その金額の妥当性について検討した資料は入手できなかった。特別区で共通して委託しているものと思われるため、単価の妥当性については特別区全体で検討しているものと思われるが、契約締結に当たってはその検討結果についても起案書等で言及しておくことが必要なものと考えられるため、今後の契約締結時には留意する必要がある。

(3) 廃棄物処理手数料徴収事務

ごみ処理券の販売は清掃事務所でも行っているが、令和元年度のごみ処理券

の手数料収入合計 514,925 千円のうち、清掃事務所の手数料収入は 33,957 千円 (6.6%) であり、ほとんどが有料ごみ処理券取扱所との委託契約に頼っている状況が分かる。

この委託契約は、粗大ごみ処理手数料及び事業系一般廃棄物処理手数料(公金)の現金徴収と引き換えにごみ処理券を排出者(区民・事業者)に交付し、預かったごみ処理手数料を金融機関に納付する業務等について、区と有料ごみ処理券取扱所(受諾者)との間で締結したものである。

有料ごみ処理券取扱所が行わなければならない主な業務は次の通りである。

- ① ごみ処理券の発注・納品受入
- ② ごみ処理手数料の現金徴収・ごみ処理券の交付・領収書発行
- ③ ごみ処理券の納品・交付を「現金・物品出納簿」に記帳
- ④ 1か月分の実績を区へ報告(翌月8日まで)
- ⑤ 区が発行した納付書に基づいて金融機関へ納付(翌月20日まで。ただし、3月分は4月15日まで)

上記④の報告は「廃棄物処理手数料徴収取扱実績報告書兼取扱手数料請求書」(以下、この節において「実績報告書」という)によって行われるが、実績報告書には、①券種ごとの徴収手数料額(ごみ処理券の交付実績額)、②ごみ処理券の前月末と当月末の数量及び当月中の納品・交付数量、③有料ごみ処理券取扱所が受け取るべき取扱手数料が記載される。

また、上記⑤の納付書の納付額はごみ処理券の交付実績額から有料ごみ処理券取扱所が受け取る取扱手数料を控除した金額となっており、このような納付方法を「繰替払方式」という。この取扱手数料額は次の通りである。

有料粗大ごみ処理券1枚交付につき	8円
有料ごみ処理券1セット交付につき	100円

有料ごみ処理券取扱所のうち、株式会社ファミリーマートとの契約書、令和元年12月と令和2年1月の歳入調定に係る起案書及び同社からの両月の実績報告書を手し、歳入調定及び繰替払の事務が適切に執行されているかどうかを確認した。その結果、特に問題となる事項は検出されなかった。

(指摘事項なし)

特に問題となる事項はなかった。

2. 歳入

ごみ処理手数料について、事業系ごみは特別区がおよそ4年ごとに見直して設定しており、その推移は次の通りである。なお、金額はそれぞれの収集量までの事業系有料ごみ処理券10枚又は5枚当たりの販売価額である。

(単位：円)

種類	平成20年3月 まで	平成20年4月～ 平成25年9月	平成25年10月 ～平成29年9月	平成29年10月 ～
100 (10枚)	540	610	690	760
200 (10枚)	1,080	1,220	1,380	1,520
450 (10枚)	2,430	2,740	3,100	3,420
700 (5枚)	1,890	2,135	2,415	2,660

一方、粗大ごみは、事業系ごみとは異なり各区で品目ごとに設定されている。現在の手数料は平成29年10月に改定されたものである。区のホームページに掲載されており、粗大ごみを425品目に分類してそれぞれの手数料が設定されている。

廃棄物処理手数料として計上されている事業系ごみと粗大ごみの直近3年度の手数料収入(調定額)の推移は次の通りである。

(単位：千円)

	平成29年度	平成30年度	令和元年度
事業系ごみ	252,572	251,698	244,383
粗大ごみ	227,462	251,591	270,543
合計：	480,033	503,289	514,925

※ 事業系ごみの手数料に大きな変動はないが、収集量は減少傾向にある。

※ 粗大ごみの手数料の増加は主に収集量の増加によるものである。

(1) 廃棄物処理手数料の歳入調定及び徴収手数料の繰替払

歳出のところで述べた通り、ごみ処理券の交付により徴収された廃棄物処理手数料は有料ごみ処理券取扱所の取扱手数料が控除されて区へ納付される。この業務に関する監査手続及びその結果は上記1.「歳出」の(3)「廃棄物処理手数料徴収事務」で記載している。

(2) 有料ごみ処理券取扱所への立入検査等

有料ごみ処理券取扱所の区への報告の適正性を確認するため、区は徴収事務への立会や業務の履行状況についての検査及び現金・物品出納簿の検査を定期的に行っている。ただし、スーパーマーケットやコンビニエンスストア等の規模の大きい会社については、特別区全体で担当会社を決めて分担して検査を実施している状況である。立入検査の結果、問題となる事項は検出されていないとのことである。

(指摘事項なし)

特に問題となる事項はなかった。

第3節 リサイクル・ごみの適正処理及び資源化事業

第1項 事業概要

区では収集ごみの量は減少傾向にあるものの、更なるごみの減量のためにはごみの資源化が必要である。ごみとして処分する量を減らしていく方法としては、ごみを焼却して量を減らす方法、ごみとして回収したものを資源化する方法と資源として回収する方法がある。ごみの資源化のためには、ごみを適正に処理することが必要であり、区においては、ごみの収集・運搬体制の整備が求められる。

区におけるごみの減量化に関する対応は次のようになっている。なお、括弧書きは令和元年度の収集量であり、資源の回収については、同節第7項で記述する「集団回収」による収集量を除いた行政回収による収集量となっている。

- ・ 可燃ごみ（約 124,433 トン）：週 2 回収
収集後、清掃工場で焼却灰とし、一部はセメント等で有効利用されるが、残りは中央防波堤外側埋立処分場等で埋め立て処分される。
- ・ 不燃ごみ（約 3,767 トン）：月 2 回収
収集後、中継所で小型家電と水銀含有物が回収され、それ以外は京浜島不燃ごみ処理センターで鉄分・アルミ分が回収され、残渣が中央防波堤外側埋立処分場等で埋め立て処分される。
- ・ 粗大ごみ（約 5,676 トン）：申込制による戸別収集又は自己持込
収集後、粗大ごみ中継所において手選別が行われ、不燃系粗大ごみは京浜島不燃ごみ処理センターに運搬されて処理される。また、小型家電資源物もここにおいて回収されている。
残された可燃系粗大ごみは中央防波堤粗大ごみ破碎処理施設へ運搬され、再度選別の上、可燃物は清掃工場へ運ばれ焼却灰となり、残渣は中央防波堤外側埋立処分場等で埋め立て処分される。

また、資源として回収するものは次の9品目と廃食用油である。

- ・ 新聞とチラシ、雑誌と雑がみ、紙パック、段ボール、飲食用びん、飲食用かん、ペットボトル、食品トレイ、発泡スチロール

資源物のリサイクルの流れは次の通りである。

- ・ 古紙（新聞とチラシ、雑誌と雑がみ、紙パック、段ボール）（約 13,208 トン）
回収後、民間の古紙問屋で圧縮・梱包され、製紙メーカーで再生処理（トイレットペーパー、再生紙等）される。
- ・ 飲食用びん（約 5,484 トン）
回収後、民間の中間処理施設で手選別され、リターナブルびんは飲料メーカー等で再生処理（ビールびん等）され、ワンウェイびんは製びん工場等で再生処理（ガラスびん等）される。
- ・ 飲食用かん（約 1,537 トン）
回収後、民間の中間処理施設で圧縮・梱包され、アルミ缶はアルミ再生工場
で再生処理（アルミ缶、自動車部品等）され、スチール缶は製鉄所等で再生処理（スチール缶、建設資材等）される。
- ・ ペットボトル（約 3,063 トン）
回収後、民間の中間処理施設で圧縮・梱包され、民間再商品化事業者でペレット化等された後、ペットボトルメーカー等で再生処理（衣類、卵パック等）される。
- ・ 食品トレイ、発泡スチロール（約 134 トン）
回収後、民間中間処理施設で溶縮され、民間再商品化事業者でペレット化等された後、プラスチックメーカー等で再生処理（食品トレイ、断熱材等）される。

廃食用油については、週 1 回、区内 17 か所で拠点回収を行っており、その資源化の流れは次の通りである。

- ・ 廃食用油（約 11 トン）
回収後、民間再商品化事業者を経て、インクメーカー等で再生処理（インク等）される。

第2項 車両雇上契約

1. 概要

当該契約は、資源のうち段ボール、ペットボトル及び食品トレイを回収する車両及び小型家電を回収する車両並びに粗大ごみを収集運搬する車両、不燃ごみの中継運搬する車両を雇い上げる契約である。

2. 契約内容

(1) 契約金額

雇上契約の過去3年間の契約状況は次の通りである。

契約締結年月日	件名	業者名	推定契約金額
平成29年4月1日	平成29年度資源及び小型家電並びに粗大ごみ収集・運搬、不燃ごみ中継運搬車両雇い上げ契約（単価契約）	東京都環境衛生事業協同組合 大田区支部	549,538,341円
平成30年4月1日	平成30年度資源及び小型家電並びに粗大ごみ収集・運搬、不燃ごみ中継運搬車両雇い上げ契約（単価契約）	東京都環境衛生事業協同組合 大田区支部	632,524,861円
平成31年4月1日	平成31年度資源及び小型家電並びに粗大ごみ収集・運搬、不燃ごみ中継運搬車両雇い上げ契約（単価契約）	東京都環境衛生事業協同組合 大田区支部	666,345,097円

(2) 支出予定金額

令和元年度の支出予定金額の内訳は次の通りである。

内訳：① リサイクル対策費	
資源回収車両分	236,106,668 円
小型家電回収車両分	1,576,800 円
小 計	237,683,468 円
消費税	21,377,324 円
合 計	259,060,792 円
② ごみ収集費	
粗大ごみ収集車両分	321,073,302 円
不燃ごみ中継車両分	52,603,300 円
小 計	373,676,602 円
消費税	33,607,703 円
合 計	407,284,305 円

(3) 契約の内訳書及び契約単価の推移

当該雇上契約の内訳表における各車両の契約単価及び前 2 年度を含む平成 29 年度から令和元年度の 3 年間の契約単価の推移は次の表の通りである。

① 資源回収車両分

<新小型特殊車又は小型プレス車（作業員 1 名付）>

配属先清掃事務所	種別	単位	平成 29 年度単価	平成 30 年度単価	令和元年度単価
大森清掃事務所	平日	台	46,180	47,180	48,180
	休日	台	54,907	56,057	56,767
調布清掃事務所	平日	台	47,600	48,600	49,600
	休日	台	56,540	57,690	58,400
蒲田清掃事務所	平日	台	46,180	47,180	48,180
	休日	台	54,907	56,057	56,767
早朝回収（1 時間当たり割増料金）	平日	台	2,700	2,700	2,700
	休日	台	3,500	3,500	3,500

平日の単価は平成 29 年度と比較して 2,000 円、休日は平成 29 年度と比較して 1,860 円増加している。

<新小型特殊車又は小型プレス車（車のみ）>

配属先清掃事務所	種別	単位	平成 29 年度単価	平成 30 年度単価	令和元年度単価
大森清掃事務所	平日	台	33,580	34,580	34,580
	休日	台	38,617	39,767	39,767
調布清掃事務所	平日	台	35,000	36,000	36,000
	休日	台	40,250	41,400	41,400
蒲田清掃事務所	平日	台	33,580	34,580	34,580
	休日	台	38,617	39,767	39,767

平日の単価は平成 29 年度と比較して 1,000 円、休日は平成 29 年度と比較して 1,150 円増加している。

<新小型特殊車又は小型プレス車（車のみ・仮置き中継分）>

配属先清掃事務所	種別	単位	平成 29 年度単価	平成 30 年度単価	令和元年度単価
大森清掃事務所	平日	台	28,790	29,790	29,790
	休日	台	34,908	36,058	36,058
調布清掃事務所	平日	台	29,500	30,500	30,500
	休日	台	35,725	36,875	36,875
蒲田清掃事務所	平日	台	28,790	29,790	29,790
	休日	台	34,908	36,058	36,058

平日の単価は平成 29 年度と比較して 1,000 円、休日は平成 29 年度と比較して 1,150 円増加している。

② 粗大ごみ収集車両分

<小型ダンプ車（作業員 2 名付）>

配属先清掃事務所	種別	単位	平成 29 年度単価	平成 30 年度単価	令和元年度単価
大森清掃事務所	平日	台	75,330	76,330	78,330
	休日	台	88,039	89,189	93,219
調布清掃事務所	平日	台	78,900	79,900	81,900
	休日	台	92,145	93,295	97,325
蒲田清掃事務所	平日	台	72,070	73,070	75,070
	休日	台	84,290	85,440	89,470

平日の単価は平成 29 年度と比較して 3,000 円、休日は平成 29 年度と比較して 5,180 円増加している。

<小型ダンプ車（車のみ）>

配属先清掃事務所	種別	単位	平成 29 年度単価	平成 30 年度単価	令和元年度単価
大森清掃事務所	平日	台	45,930	46,930	46,930
	休日	台	52,819	53,969	53,969
調布清掃事務所	平日	台	49,500	50,500	50,500
	休日	台	56,925	58,075	58,075
蒲田清掃事務所	平日	台	42,670	43,670	43,670
	休日	台	49,070	50,220	50,220

平日の単価は平成 29 年度と比較して 1,000 円、休日は平成 29 年度と比較して 1,150 円増加している。

<中型プレス車（作業員 2 名付）>

配属先清掃事務所	種別	単位	平成 29 年度単価	平成 30 年度単価	令和元年度単価
大森清掃事務所	平日	台	88,090	89,090	91,090
	休日	台	102,713	103,863	107,893
調布清掃事務所	平日	台	-	-	-
	休日	台	-	-	-
蒲田清掃事務所	平日	台	88,090	89,090	91,090
	休日	台	102,713	103,863	107,893

平日の単価は平成 29 年度と比較して 3,000 円、休日は平成 29 年度と比較して 5,180 円増加している。

<大型・中型プレス車（車のみ）>

配属先清掃事務所	種別	単位	平成 29 年度単価	平成 30 年度単価	令和元年度単価
大森清掃事務所	平日	台	58,990	59,990	59,990
	休日	台	67,838	68,988	68,988
	平日	台	58,690	59,690	59,690
	休日	台	67,493	68,643	68,643
調布清掃事務所	平日	台	-	-	-
	休日	台	-	-	-

蒲田清掃事務所	平日	台	58,690	59,690	59,690
	休日	台	67,493	68,643	68,643

※ 大森清掃事務所上段の2段は大型プレス車、下段の2段は中型プレス車であり、蒲田清掃事務所は中型プレス車分

平日の単価は平成29年度と比較して1,000円、休日は平成29年度と比較して1,150円増加している。

③ 小型家電回収車両分

<平ボディ車（作業員2名付）（小型家電対応車）>

配属先清掃事務所	種別	単位	平成29年度単価	平成30年度単価	令和元年度単価
大森・蒲田地区	平日	台	56,080	57,080	-
	休日	台	64,492	65,642	-
調布地区	平日	台	56,080	57,080	-
	休日	台	64,492	65,642	-

令和元年度において作業員2名付の小型家電回収車両はないが、平成29年度と平成30年度を比較すると平成30年度は平日で1,000円、休日で1,150円、単価が増加している。

<平ボディ車（作業員1名付）（小型家電対応車）>

配属先清掃事務所	種別	単位	平成29年度単価	平成30年度単価	令和元年度単価
大森・蒲田地区	平日	台	41,080	42,800	43,800
	休日	台	48,070	49,220	51,880
調布地区	平日	台	41,080	42,800	43,800
	休日	台	48,070	49,220	51,880

平日の単価は平成29年度と比較して2,720円、休日は平成29年度と比較して3,810円増加している。

<平ボディ車（車のみ）（小型家電対応車）>

配属先清掃事務所	種別	単位	平成29年度単価	平成30年度単価	令和元年度単価
大森・蒲田地区	平日	台	-	-	30,200
	休日	台	-	-	34,880

調布地区	平日	台	-	-	30,200
	休日	台	-	-	34,880

平ボディーカーの車のみは令和元年度からであり、比較する単価はない。

④ 不燃ごみ中継車両分

<平ボディーカーパワーゲート付（作業員2名付）>

配属先清掃事務所	種別	単位	平成29年度単価	平成30年度単価	令和元年度単価
3清掃事務所	平日	台	-	79,900	81,900
	休日	台	-	93,295	97,325

平日の単価は平成30年度と比較して2,000円、休日は平成30年度と比較して4,030円増加している。

<平ボディーカーパワーゲート付（車のみ）>

配属先清掃事務所	種別	単位	平成29年度単価	平成30年度単価	令和元年度単価
3清掃事務所	平日	台	-	50,500	50,500
	休日	台	-	58,075	58,075

契約単価に変更はない。

（意見 No. 11）

契約書の内訳書には、それぞれの単価のみが記載されており、特にその内訳の記載はなかった。また、見積書においても同様であった。

契約単価は人件費、燃料費等の経費や車両の減価償却費等から構成されるが、その内訳が不明であり、費用構成が分からなければ、契約単価の妥当性の精査を行うことができないと考えられる。また、各清掃事務所の単価が資源回収車両分の新小型特殊車又は小型プレス車（作業員1名付）等で異なっているが、費用構成が分からなければ、その要因を分析することもできない。

そのため、契約単価のみではなく、その構成内容についての情報も入手することが必要であるものとする。

（意見 No. 12）

上記費用構成に関する情報を入手できないような場合でも、契約単価は概ね次の費目から成り立っており、ある程度の推測は可能である。

- | | | |
|---------|---|----------------------|
| ・ 人件費 | ： | 運転手、収集員の給与・手当・社会保険料等 |
| ・ 減価償却費 | ： | 車両の購入価額を耐用年数で除して求める |
| ・ 燃料費 | ： | ガソリン代、オイル代等 |
| ・ 修繕費 | ： | 修理費、車検代等 |
| ・ 消耗品費 | ： | 車関連部品等 |
| ・ 租税公課 | ： | 自動車税、重量税等 |
| ・ 保険料 | ： | 自賠責保険、任意保険料等 |
| ・ 事務経費 | ： | 地代、事務員給与等 |

上記費目に利益を見込んだ数字が経費となり、ここから契約単価を割り出すこともできると思われるため、経費を予測し、契約単価が適正なものであるか検討していくことも必要であるものとする。

(指摘 No. 8)

平成 30 年度の契約書の単価表を確認したところ、小型家電回収車両分について、小型ダンプ車の作業員について 2 名であるべきところが、1 名と記載されていた。契約前の単価表の確認不足が原因と思われるが、明らかな誤りについては、正式に訂正する必要があるものとする。

(意見 No. 13)

平成 29 年度からほとんどの項目で単価の値上げが行われているが、内訳書にも見積書にも特に値上げの理由についての記載がされていない。

見積書を徴しているのであれば、単価の値上げが行われている項目についてはその理由を書面で入手し、値上げの妥当性を検討することが必要であるものとする。

(4) 契約方法と受託業者

当該契約は単価契約であるが、契約先以外からの見積を特に徴することなく「業者推薦書」により契約相手を「東京都環境衛生事業協同組合 大田区支部」に決定している。

推薦の理由について「業者推薦書」では推薦理由を 4 つ掲げている。

3 推薦理由

- (1) 現在、資源回収事業はごみ減量を目的に古紙（新聞、雑誌、段ボール）、びん、かん、紙パック、ペットボトル、食品トレイ、発泡スチロールを既存のごみ集積所を利用して実施している。このため、ごみ集積所、回収ルート、回収方法、中間処理施設への搬入方法等に精通して効率的な業務遂行を行っている事業者と契約する必要がある。
- (2) 小型家電回収事業においては、上記業者は小型家電リサイクル事業開始当初から小型家電回収・運搬車両を提供しており、小型家電回収方法、回収・運搬ルート、小型家電の計量、処理施設等への搬入方法等に精通しているため効率的な業務遂行が期待できる。
- (3) 粗大ごみ収集事業においても、上記業者は以前より区内清掃事務所に粗大ごみ収集・運搬車両を提供しており、粗大ごみ積込方法、収集・運搬ルート、処理施設等への搬入方法等に精通しているため効率的な業務遂行が期待できる。
- (4) ごみ収集・運搬車両は平成 12 年度から東京二十三区清掃協議会が 23 区を一括して契約事務を行っているが、平成 18 年度からは資源及び粗大ごみ収集・運搬車両については各区契約が可能となった。

上記業者は、東京二十三区清掃協議会が配車するごみ収集車両の雇上業者としても良好な実績を残している。また、大田区においても平成 18 年度から本件を受託し、履行状況も良好である。

受託業者である東京都環境衛生事業協同組合大田区支部は、東京都環境衛生事業協同組合を構成する 20 支部のうちの一つであり、住所、構成員は次の表の通りである。

- | | |
|------------|------------------------|
| 1. 大田区支部住所 | 大田区京浜島 2-14-11 (株)櫻商会内 |
| 2. 構成員 7 社 | |
| ・ (株)櫻商会 | 大田区京浜島 2-14-11 |
| ・ 第三東海(株) | 大田区京浜島 3-2-3 |
| ・ 興生運輸(株) | 大田区大森東 2-34-6 |
| ・ 富士運輸(株) | 江戸川区西葛西 1-10-16 |
| ・ 三和清運(株) | 江戸川区篠崎町 1-2-6 |
| ・ 鈴木運輸(株) | 板橋区東坂下 2-19-19 |
| ・ 奥田興業(株) | 江戸川区東砂 3-20-18 |

(意見 No. 14)

区では上記の推薦理由を基にして平成 18 年度から当該契約を締結している。確かに業務に精通しており、効率的な業務遂行は可能なものと考えられるが、そのことだけをもって、契約を継続していくことには慎重であるべきである。

そのため、今後は契約の継続について、契約内容を吟味し、他業者からの見積を徴する等を検討していくことが必要であるものとする。

(意見 No. 15)

東京都環境衛生事業協同組合大田区支部について、東京都環境衛生事業協同組合のホームページ上で確認した限りでは、特に支部として独自のホームページは存在しておらず、構成員である(株)櫻商会等のいくつかの会社についてはホームページ等も存在せず、会社概要等の情報が公表されていない。

推薦理由として雇上業者としての実績等を掲げているが、区民としてはどのような受託者であるかの情報が不足しているものとする。そのため区はどのような業務を行っているのかも含め、受託者に必要と考えられる情報を公表していくように求めていく必要があるものとする。

3. 作業月報、完了届

(1) 提出書類

受託者は仕様書によれば次の書類を提出する必要がある。

11 届出・提出書類

(1) 乙は、業務に先立ち供給する車両を甲に届け出て、承諾を得ること。

(2) 乙は、作業終了後、以下の書類を提出すること。なお、提出書類、記載項目については車種等により異なるので、別途甲が指示する。

ア 作業日報

イ 作業月報

ウ 搬入伝票

エ その他甲が指示するもの

また、支払のために、完了が確認できる書類を毎月提出することが求められている。

(2) 完了届

受託者は支払のために、完了が確認できる書類を毎月提出することが求めら

れており、その書類として「完了届」を毎月提出している。

令和元年度の完了届の完了年月日、完了届の届出日及び受付年月日は次の通りである。

月	完了年月日	完了届の届出日	受付年月日
4	平成 31 年 4 月 30 日	平成 31 年 4 月 30 日	平成 31 年 4 月 30 日
5	令和元年 5 月 31 日	令和元年 5 月 31 日	令和元年 5 月 31 日
6	令和元年 6 月 30 日	令和元年 6 月 30 日	令和元年 6 月 30 日
7	令和元年 7 月 31 日	令和元年 7 月 31 日	令和元年 7 月 31 日
8	令和元年 8 月 31 日	令和元年 8 月 31 日	令和元年 8 月 31 日
9	令和元年 9 月 30 日	令和元年 9 月 30 日	令和元年 9 月 30 日
10	令和元年 10 月 31 日	令和元年 10 月 31 日	令和元年 10 月 31 日
11	令和元年 11 月 30 日	令和元年 11 月 30 日	令和元年 11 月 30 日
12	令和元年 12 月 31 日	令和元年 12 月 31 日	令和 2 年 1 月 8 日
1	令和 2 年 1 月 31 日	令和 2 年 1 月 31 日	令和 2 年 1 月 31 日
2	令和 2 年 2 月 29 日	令和 2 年 2 月 29 日	令和 2 年 3 月 5 日
3	令和 2 年 3 月 31 日	令和 2 年 3 月 31 日	令和 2 年 3 月 31 日

(意見 No. 16)

完了年月日と完了届の届出日が 4 月～3 月まで全く同じであるが、完了年月日は作業の完了日であり、完了届の届出日は清掃事業課に提出する日であることから、受付年月日が全て月末でなければ 1 年間全く同じということは考え難い。12 月と 2 月の完了届の届出日と受付年月日の日付が一致していないが、完了届には「下記のとおり完了したのでお届けします」との記載があり、郵送での提出以外は受付年月日と同一日付でなければならないと考えられることから、完了届の届出日は実際の届出日として記載することが必要であるものとする。

(意見 No. 17)

仕様書には「乙が、完了が確認できる書類を毎月提出すること」とあるが、特に提出期限が求められていない。

12 月と 2 月分を除き、月末に提出され、12 月分は 1 月 8 日に、2 月分は 3 月 5 日に提出されており、特に提出物の遅延はないものの、期限を記載することで、提出がない場合の根拠規定が明確となることから、その記載を検討することが必要であるものとする。

また、上記(1)における提出書類についても同様に提出期限が「作業終了後」としか求められていないことから、提出期限の記載を検討することが必要であ

るものとする。

(3) 作業月報

完了届と一緒にファイルに綴られている各会社の作業月報を確認したところ、報告年月日は全て月末となっていたが、東京都環境衛生事業協同組合大田区支部の住所である(株)櫻商会に各会社から送られてくる令和元年度の作業月報のファックスの受信日付を確認したところ、月末となっていないものがほとんどであった(例として平成31年4月と令和2年3月分の日付を記載しておく。なお、(株)櫻商会については東京都環境衛生事業協同組合と同住所のためファックスの受信はない)。

<令和元年度の4月及び3月のファックス受信日付>

・ 4月分

5月1日付	富士運輸(株)、三和清運(株)、第三東海(株)
5月4日付	興生運輸(株)
5月5日付	鈴木運輸(株)

・ 3月分

3月31日付	奥田興業(株)
4月1日付	興生運輸(株)、三和清運(株)、第三東海(株)
4月2日付	富士運輸(株)
4月3日付	鈴木運輸(株)

(意見 No. 18)

12月分のみ年始の休みの影響もあって受信日付が一番遅いもので1月8日のものがあるが、その他の月はほぼ翌月5日以内の日付となっており、実質的な問題はないものと考えられる。しかしながら、各社の東京都環境衛生事業協同組合大田区支部への報告は同支部のファックスの受信日に行われていることから、報告年月日は月末日付ではなくファックスの受信日になるものとする。

また、上記(2)の完了届について、作業月報が各社から集まっていなければ、作業の完了を確認したこととはならないと考えられるため、完了届の届出日は、各社からの作業月報が集まった日以降の日付となるべきであるものとする。

第3項 回収業務委託契約

1. 概要

資源ごみを適正に処理するに当たっては、区民から排出される資源ごみを漏れなく安定的に回収することが必要であるが、資源ごみの回収に関して区は直営ではなく民間業者にその回収業務を委託している。

区で回収業務委託契約に該当するものは、次のものである。

- ・ 資源分別回収業務及び中間処理業務委託契約
- ・ 収集した不燃ごみに含まれる水銀含有物の運搬・適正処理委託契約

以下、上記契約について述べていく。ただし、中間処理業務委託の概要については、次項において記述している。

2. 資源分別回収業務及び中間処理業務委託契約

(1) 委託契約

1) 契約金額等

当該契約の過去3年度の契約状況は次の通りである。

件名	業者名	契約推定総額
平成29年度資源分別回収業務及び中間処理業務委託（単価契約）	大田区リサイクル事業協同組合	1,121,283,918円
平成30年度資源分別回収業務及び中間処理業務委託（単価契約）	大田区リサイクル事業協同組合	1,175,797,306円
平成31年度資源分別回収業務及び中間処理業務委託（単価契約）	大田区リサイクル事業協同組合	1,237,196,188円

2) 契約推定総額の内訳

当該契約は単価契約であり、契約推定総額の内訳は次の表の通りである。なお、消費税増税の影響により4月～9月分と10月～3月分に分けられている。

<4月1日～9月30日>

品名		区分	予定数量	単価(円)	予定金額(円)
資源 分別 回収 業務	2t平ボディー車 (新聞・雑誌・びん・かん 回収)	平日	5,790台	44,140	255,570,600
		休日	478台	48,930	23,388,540
		繁忙期平日	40台	44,140	1,765,600
		繁忙期休日	5台	48,930	244,650
		早朝回収	0台	4,410	0
	2t平ボディー車(助手なし) (新聞・雑誌・びん・かん 回収)	平日	0台	32,040	0
		休日	0台	35,380	0
		繁忙期平日	0台	32,040	0
		繁忙期休日	0台	35,380	0
		早朝回収	0台	3,200	0
	小型プレス車 (段ボール・ペットボト ル・食品トレイ回収)	平日	1,777台	46,690	82,968,130
		休日	145台	51,840	7,516,800
		繁忙期平日	10台	46,690	466,900
		繁忙期休日	7台	51,840	362,880
		早朝回収	0台	4,660	0
	小型プレス車(助手なし) (段ボール・ペットボト ル・食品トレイ回収)	平日	0台	34,260	0
		休日	0台	37,870	0
		繁忙期平日	0台	34,260	0
		繁忙期休日	0台	37,870	0
		早朝回収	0台	3,420	0
	軽四輪貨物自動車幌付 (全品目回収)	平日	1,185台	39,850	47,222,250
		休日	109台	44,200	4,817,800
		繁忙期平日	0台	39,850	0
		繁忙期休日	5台	44,200	221,000
早朝回収		0台	3,980	0	
2t平ボディー車(廃食用油)	平日	50台	44,140	2,207,000	
2t平ボディー車(仮置き中継 分)	平日	0台	24,210	0	
小型プレス車(仮置き中継分)	平日	0台	25,490	0	
中 間 処 理	ペットボトル		1,600,000kg	30.0	48,000,000
	食品トレイ		46,000kg	60.0	2,760,000
	発泡スチロール		25,000kg	120.0	3,000,000
	びん・かん		3,800,000kg	20.0	76,000,000

業務	スプレー缶		73,000 kg	95.0	6,935,000
	残渣処理費		30,000 kg	62.5	1,875,000
	破袋中間処理 (ペットセンター)		6月	162,000	972,000
	破袋中間処理 (第2びんかんセンター)		6月	136,000	816,000
	諸経費		6月	1,090,000	6,540,000
	小計				573,650,150
	消費税相当額				45,892,012
	合計				619,542,162

<10月1日～3月31日>

品名		区分	予定数量	単価(円)	予定金額(円)
資源 分別 回収 業務	2t平ボディー車 (新聞・雑誌・びん・かん 回収)	平日	5,711台	44,140	252,083,540
		休日	441台	48,930	21,578,130
		繁忙期平日	35台	44,140	1,544,900
		繁忙期休日	9台	48,930	440,370
		早朝回収	0台	4,410	0
	2t平ボディー車(助手なし) (新聞・雑誌・びん・かん 回収)	平日	0台	32,040	0
		休日	0台	35,380	0
		繁忙期平日	0台	32,040	0
		繁忙期休日	0台	35,380	0
		早朝回収	0台	3,200	0
	小型プレス車 (段ボール・ペットボト ル・食品トレイ回収)	平日	1,751台	46,690	81,754,190
		休日	135台	51,840	6,998,400
		繁忙期平日	32台	46,690	1,494,080
		繁忙期休日	10台	51,840	518,400
		早朝回収	0台	4,660	0
	小型プレス車(助手なし) (段ボール・ペットボト ル・食品トレイ回収)	平日	0台	34,260	0
		休日	0台	37,870	0
		繁忙期平日	0台	34,260	0
		繁忙期休日	0台	37,870	0
		早朝回収	0台	3,420	0
軽四輪貨物自動車幌付 (全品目回収)	平日	1,169台	39,850	46,584,650	
	休日	100台	44,200	4,420,000	
	繁忙期平日	0台	39,850	0	

		繁忙期休日	10 台	44,200	442,000
		早朝回収	0 台	3,980	0
	2 t 平ボデー車 (廃食用油)	平日	50 台	44,140	2,207,000
	2 t 平ボデー車 (仮置き中継分)	平日	0 台	24,210	0
	小型プレス車 (仮置き中継分)	平日	0 台	25,490	0
中間 処 理 業 務	ペットボトル		1,300,000 kg	30.0	39,000,000
	食品トレイ		47,000 kg	60.0	2,820,000
	発泡スチロール		25,000 kg	120.0	3,000,000
	びん・かん		3,900,000 kg	20.0	78,000,000
	スプレー缶		82,000 kg	95.0	7,790,000
残渣処理費			40,000 kg	62.5	2,500,000
破袋中間処理 (ペットセンター)			6 月	162,000	972,000
破袋中間処理 (第2びんかんセンター)			6 月	136,000	816,000
諸経費			6 月	1,090,000	6,540,000
小 計					561,503,660
消費税相当額					56,150,366
合 計					617,654,026

4 月 1 日～9 月 30 日、10 月 1 日～3 月 31 日の支出予定金額総計
1,237,196,188 円

3) 回収対象品目と委託内容

回収対象品目と委託内容は仕様書によれば次の通りである。なお、仕様書内の甲は大田区、乙は受託者である。

5 対象品目

- (1) 新聞
- (2) 雑誌
- (3) 紙パック
- (4) 段ボール
- (5) ペットボトル
- (6) びん類
- (7) かん類
- (8) 食品トレイ

(9) 廃食用油

(10) 発泡スチロール

6 委託内容

(1) 資源分別回収業務

ア 回収場所

区内全域の集積所及び区内の特別出張所（ただし、入新井・蒲田西特別出張所を除く）並びにエセナおおた（以下「特別出張所等」という。）

イ 搬入先

乙があらかじめ甲に届出した搬入先とする。

ウ 回収車両

① 回収に使用する車両は、本業務を適切かつ迅速に履行するために必要な車種及び台数とする。

② 車両及び台数は、別紙1「平成31年度資源回収業務車両台数一覧」のとおりとし、回収品目追加に伴う車両調整については、上記一覧の備考欄によるものとする。

③ 回収車両の前・後面及び両側面には、甲が用意する「資源分別回収中 大田区」ステッカーを表示すること。

エ 臨時車両

繁忙期（夏季7～9月及び年末年始特別対策期間）等において、臨時に回収車両が必要な場合は、甲乙協議の上、臨時車による回収を行う。

オ 回収日

別紙2「平成31年度作業計画七曜表」のとおり

カ 回収作業等

別紙3「回収業務指示書」のとおり

キ 報告事項

作業終了後、資源品目ごとの回収量を事務所別・回収車別に集計して、清掃事業課へ報告するものとする。

ク 事故責任等

① 乙は、業務の履行に際しては、事故等の発生を防ぐための安全対策として「安全作業マニュアル」を作成し、それに基づく安全作業を実施しなければならない。

② 万一、業務の履行に際して事故等が発生した場合は、直ちに緊急措置を取ったうえで、甲の担当者に連絡するものとする。

③ 乙は、業務の履行に際して、乙の責めに帰する理由により、甲または第三者に損害を与えた場合は、乙の責任において損害を賠償すること。

④ 乙の責めに帰する理由により生じた事故等について、甲は何らの責任も負わないものとする。

ケ その他

乙の組合員は、業務の履行に際して甲が用意する腕章を忘れることなく着用すること。

(2) 資源中間処理業務

ア 中間処理業務

回収した資源は、別紙4「中間処理業務指示書」のとおり中間処理を行うものとする。

イ 資源の保管及び再商品化事業者への引き渡し

中間処理済の資源は、乙の責任において適正に保管し、再商品化事業者等へ引き渡すものとする。ただし、有償可能な資源については、別途売却契約を締結する。

ウ びんの再商品化

① 中間処理済のびんの一部は、区の指示に従い容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律に定められた指定法人に指定保管施設から引き渡すものとする。

② 前項の指定法人引き渡し分を除いたびんは、乙が引き取り再商品化を図る。

エ 残渣物の処理

資源排出用の袋及び不適正排出された残渣物等は、一般廃棄物として処理を行うものとする。

オ その他

① 委託業務は安全かつ効率的に行うものとする。

② 中間処理施設内での作業上の事故は、乙の責任において処理すること。

③ 業務遂行中における作業員の過失により生じた損害については、乙の責任において処理すること。

④ 中間処理施設の塵芥及び残材の処理については、乙の責任において適正に処理すること。

⑤ 中間処理施設での作業に使用する消耗品等については、乙の負担とする。

4) 契約方法

当該契約は見積書を徴した上であるが、業者推薦書により契約相手を大田区リサイクル事業協同組合に決定している。

その推薦理由として業者推薦書には次の4つの推薦理由が記載されている。

2 推薦理由

(1) 推薦業者について

- ① 上記組合は、平成14年11月大田区資源リサイクル事業協同組合と大田区食飲容器リサイクル協同組合が、効率的・合理的な区内の資源回収の態勢を確立することを目的として設立した統一組合である。
- ② 区内の再生資源業者のうち25社が加盟し、組合が定める要件を備えている区内の小規模事業者を新たに受け入れることとしている。
- ③ 再生資源業務における業績は大きく、現在、古紙回収、びん・かん・ペットボトル・トレイ・発泡スチロールの分別回収及び中間処理、廃食用油の拠点回収、資源（古紙類、びん、ペットボトル、廃食油等）の売却などの業務を受託している。

(2) 資源分別回収業務について

- ① 資源分別回収事業の重要性について十分認識し、通常のごみ収集作業と同様に、区民の生活環境を害することのないように安定的な回収車両の供給を行うことができる。
- ② 9品目の資源物を効率的に回収するためには、複数の業者が品目別に回収するよりも、一業者が回収方法、回収ルート等を調整しながら回収作業を行うほうが、柔軟性があり効果的な業務を行うことができる。
- ③ 上記組合は情報伝達の一元体制が取れる組織であり、排出物の取り残し、散乱、その他区民からの連絡にも速やかに対応することができる。

(3) 中間処理業務について

- ① 廃棄物の処理及び清掃に関する法律では、自治体が一般廃棄物を委託で処理する場合には、「施設、人員及び財政的基礎を有し、かつ、業務経験を有する者に委託すること」と規定している。
- ② 上記組合は、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第2条第6項に規定する主務省令で定める設置の基準に適合する保管施設に指定されたびん・かん中間処理施設とペットボトル中間処理施設を京浜島に保有し、中間処理作業にも熟知しており、確実に資源の中間処理を行うことができる。

(4) 回収業務と中間処理業務の一括委託

回収業務と中間処理業務を同じ業者に委託することにより、複数品目の資源を同一車両で回収し、混載した状態のまま中間処理施設へ搬入することが可能となり、全体として効率的な運搬作業と中間処理を行うことができる。

以上の理由から、安定的・継続的に資源の回収・運搬、中間処理業務を委託できる業者は、区内では上記組合だけである。

(意見 No. 19)

廃棄物処理法施行令では、自治体がごみの収集・運搬・処分を民間に委託する場合の基準として、「受託者が受託業務（非常災害時において当該受託者が他人に委託しようとする業務を除く。）を遂行するに足りる施設、人員及び財政的基礎を有し、かつ、受託しようとする業務の実施に関し相当の経験を有する者であること」（第 4 条 1 号）、「委託料が受託業務を遂行するに足りる額であること」（同条 5 号）を要すると規定している。この廃棄物処理法施行令の考え方はごみ処理業務の安定性や継続性を重視しており、一般競争入札を原則とする地方自治法（第 234 条）の考え方とは異なっている。

この点、裁判所の判例では、昭和 54 年 11 月に札幌高等裁判所は、ごみ処理委託業務の法的性格について、地方公共団体の行政事務を私人に委託する契約として公法上の契約といわれ、その契約の締結についての方法と手続を一般競争入札、指名競争入札、随意契約のいずれとするかは地方公共団体の自由裁量に委ねられているとし、随意契約の方法により締結されたとしても、違法とはいえないとの判断が示されている（事件名：一般廃棄物収集業務委託契約無効確認等請求控訴事件）

こうした解釈に基づいて、地方自治体の多くで、安定的な業務遂行や地元業者への配慮等から、特定の業者との随意契約が採用されている。

しかしながら、地方自治法の契約の原則が一般競争入札であることを考慮すれば、慣習として随意契約とすることは好ましいものではなく、一般競争入札を採用したとしても制限付き一般競争入札として、入札参加要件や業務委託仕様書をきちんと設計することにより、安定性を重視する廃棄物処理法施行令の要件を満たし、かつ、地方自治法の効率性を原則とする考えに適った契約を行うことは可能であると考えられる。

例えば仙台市では、制限付き一般競争入札を実施しており、その際に例えば次のような入札参加資格要件が設けられている。

- ・ 廃棄物の収集運搬について許可を受けている者又は市町村から委託を受けている者であること
- ・ 仙台市内に事業場を有し、1 年以上一般廃棄物の収集又は運搬業務を行っている者であること
- ・ 収集運搬車両を 15 台以上保有し、そのうち 5 台以上が圧縮して積載する構造であること
- ・ 収集又は運搬に従事する常勤従業員を 30 人以上雇用していること

こうした制限的な資格要件を付することで、廃棄物処理法施行令第 4 条 1 号

が求める施設、人員、経験等を担保することができると考えられるため、制限付き一般競争入札の導入も検討する必要があるものとする。

(2) 契約単価の推移

過去3年度の契約単価の推移は次の通りである。

品名		区分	平成29年度	平成30年度	令和元年度
資 源 分 別 回 収 業 務	2t平ボディー車 (新聞・雑誌・びん・かん回収)	平日	39,840	42,140	44,140
		休日	44,630	46,930	48,930
		繁忙期平日	39,840	42,140	44,140
		繁忙期休日	44,630	46,930	48,930
		早朝	3,980	4,210	4,410
	2t平ボディー車(助手なし) (新聞・雑誌・びん・かん回収)	平日	27,740	30,040	32,040
		休日	31,080	33,380	35,380
		繁忙期平日	27,740	30,040	32,040
		繁忙期休日	31,080	33,380	35,380
		早朝回収	2,780	3,000	3,200
	小型プレス車 (段ボール・ペットボトル・食品トレイ回収)	平日	42,390	44,690	46,690
		休日	47,540	49,840	51,840
		繁忙期平日	42,390	44,690	46,690
		繁忙期休日	47,540	49,840	51,840
		早朝回収	4,240	4,460	4,660
	小型プレス車(助手なし) 段ボール・ペットボトル・食品トレイ回収)	平日	36,050	32,260	34,260
		休日	40,400	35,870	37,870
		繁忙期平日	36,050	32,260	34,260
		繁忙期休日	40,400	35,870	37,870
		早朝回収	3,600	3,220	3,420
軽四輪貨物自動車車輓付 (全品目回収)	平日	36,050	38,350	39,850	
	休日	40,400	42,700	44,200	
	繁忙期平日	36,050	38,350	39,850	
	繁忙期休日	40,400	42,700	44,200	
	早朝回収	3,600	3,830	3,980	
2t平ボディー車(廃食用油)	平日	39,840	42,140	44,140	
2t平ボディー車(仮置き中継分)	平日	19,910	22,210	24,210	
小型プレス車(仮置き中継分)	平日	21,190	23,490	25,490	

中間 処理 業務	ペットボトル		30.0	30.0	30.0
	食品トレイ		60.0	60.0	60.0
	発泡スチロール		120.0	120.0	120.0
	びん・かん		20.0	20.0	20.0
	スプレー缶		95.0	95.0	95.0
残渣処理費			62.5	62.5	62.5
破袋中間処理（ペットセンター）			162,000	162,000	162,000
破袋中間処理（第2びんかんセンター）			136,000	136,000	136,000
諸経費			390,000	1,090,000	1,090,000

この3年間、中間処理業務は変わらないが、資源分別回収業務は小型プレス車（助手なし）を除き、どの契約単価も上昇している。

また、諸経費は平成29年度の39万円/月から平成30年度以降109万円/月へと大幅に上昇している。

（意見 No. 20）

基本的には人件費の上昇が契約単価の上昇要因と考えられるが、契約単価が上昇した理由について、特に区側及び委託側からのコメントが見当たらなかった。

他社からの見積を徴さない業者推薦書による随意契約であることから、契約単価に変更がある際には、その理由について説明が必要であると考ええる。

（3）完了届

仕様書によれば、委託者は月毎に委託完了届を提出することとされている。各月の委託完了届の提出日は次の通りである。

	完了日	完了届日付	完了届受付日
4月	平成31年4月30日	平成31年5月9日	平成31年5月9日
5月	令和元年5月31日	令和元年6月6日	令和元年6月6日
6月	令和元年6月30日	令和元年7月5日	令和元年7月5日
7月	令和元年7月31日	令和元年8月8日	令和元年8月8日
8月	令和元年8月31日	令和元年9月5日	令和元年9月5日
9月	令和元年9月30日	令和元年9月30日	令和元年9月30日
10月	令和元年10月31日	令和元年11月12日	令和元年11月12日
11月	令和元年11月30日	令和元年12月9日	令和元年12月9日

12月	令和元年12月31日	令和2年1月10日	令和2年1月10日
1月	令和2年1月31日	令和2年2月7日	令和2年2月7日
2月	令和2年2月29日	令和2年3月9日	令和2年3月9日
3月	令和2年3月31日	令和2年3月31日	令和2年3月31日

(意見 No. 21)

仕様書には委託完了届を月毎に提出することとされているだけであり、特に提出期限が明記されていない。上記の表の通り10月分の完了届を除き、翌月10日以内には提出がされており、実質的な問題はないものと考えられるが、委託完了届は委託者への委託金支払の根拠となる証憑であるため、委託金の請求書とともに仕様書において提出期限を明確に定めることが必要なものとする。

(4) 提出書類

仕様書には完了届以外の提出物の記載はなく、「回収業務指示書」に作業月報と計量証明書を提出することが定められているのみである。

今回、完了届が綴られているファイルを確認したところ、完了届以外に次の書類が綴られていた。

- ・ 清掃事務別曜日別 資源回収量一覧
- ・ 業務指示書 資源回収曜日別配車台数
- ・ 資源古紙集計表Ⅰ
- ・ 資源回収集計表Ⅱ
- ・ 資源回収集計表Ⅲ
- ・ ペットボトル回収実績報告書
- ・ トレイ&処理量
- ・ 二回目以降の作業時に回収した古紙回収量
- ・ 車両配車実績報告書

(意見 No. 22)

上記の書類は「回収業務指示書」の7「届出事項等」の(2)の「乙は、作業終了後、事務所別、品目別、車両別の作業時間及び回収量(5kg単位の計量器については二捨三入、10kg単位の計量器については四捨五入)を集計し作業日翌日までに清掃事業課へFAXで報告すること」の指示に基づいて提出されているものとするが、これらの書類は作業月報等の数字を照合する際や、区が今後分析を行う際に必要となる重要な書類であり、当該契約が複数ではなく一つの団体と締結していることから、回収業務指示書において、実際の提出書類の名称

を明記して、その提出を明確に要求することが望ましいものとする。

(5) 資源ごみの回収量

1) 区全体の回収量

過去 3 年度の各清掃事務所の回収量を集計したものが次の表である。なお、表では発泡スチロール、トレイ、スプレー缶等は除外している。

<平成 29 年度>

(単位 : kg)

月	新聞	雑誌	紙パック	びん	かん	段ボール	ペットボトル	合計
4	245,025	383,120	11,355	455,080	119,880	447,175	206,010	1,867,645
5	236,165	371,775	12,655	497,690	128,490	452,320	244,860	1,943,955
6	224,955	327,770	12,290	465,260	120,160	420,490	246,910	1,817,835
7	246,790	338,515	12,935	470,570	125,830	470,005	278,830	1,943,475
8	220,135	316,785	12,995	482,810	131,080	447,665	282,340	1,893,810
9	227,330	324,415	12,775	454,590	121,560	429,330	258,350	1,828,350
10	250,320	325,485	11,795	442,700	119,890	426,710	230,020	1,806,920
11	247,960	340,505	11,175	451,960	114,910	425,475	212,150	1,804,135
12	291,970	422,485	11,575	510,380	126,350	538,770	210,110	2,111,640
1	241,070	348,515	10,135	556,840	131,350	445,865	205,770	1,939,545
2	222,995	302,530	9,755	427,940	110,790	368,300	186,640	1,628,950
3	279,300	432,175	11,370	482,730	128,030	465,965	222,510	2,022,080
合計	2,934,015	4,234,075	140,810	5,698,550	1,478,320	5,338,070	2,784,500	22,608,340
平均	244,501	352,840	11,734	474,879	123,193	444,839	232,042	1,884,028

<平成 30 年度>

(単位 : kg)

月	新聞	雑誌	紙パック	びん	かん	段ボール	ペットボトル	合計
4	225,735	389,555	10,780	441,840	115,510	451,830	219,610	1,854,860
5	230,455	398,110	11,970	492,020	126,080	465,920	257,250	1,981,805
6	215,315	334,075	11,355	457,910	121,250	431,150	253,950	1,825,005
7	226,155	336,970	12,000	465,340	129,500	488,175	303,360	1,961,500
8	205,020	329,180	12,360	466,610	133,210	462,930	308,730	1,918,040
9	205,735	309,440	11,385	422,980	120,560	428,625	265,490	1,764,215
10	231,555	362,605	11,655	454,690	123,280	460,705	257,160	1,901,650

11	230,135	351,165	11,090	439,610	116,890	441,645	228,180	1,818,715
12	274,825	431,090	11,085	497,690	127,940	560,865	220,080	2,123,575
1	228,385	381,950	9,740	563,830	133,180	473,165	220,950	2,011,200
2	199,440	320,665	9,855	422,350	111,950	383,625	199,630	1,647,515
3	244,810	439,735	10,770	450,800	120,270	459,290	222,640	1,948,315
合計	2,717,565	4,384,540	134,045	5,575,670	1,479,620	5,507,925	2,957,030	22,756,395
平均	226,464	365,378	11,170	464,639	123,302	458,994	246,419	1,896,366

<令和元年度>

(単位: kg)

月	新聞	雑誌	紙パック	びん	かん	段ボール	ペットボトル	合計
4	222,715	406,505	11,005	445,380	11,9950	472,125	232,430	1,910,110
5	217,420	444,520	11,380	485,330	131,780	494,800	266,170	2,051,400
6	195,085	329,310	10,760	423,640	118,970	435,345	253,950	1,767,060
7	224,195	356,915	12,245	454,490	130,870	521,760	277,590	1,978,065
8	193,960	332,315	11,985	453,530	137,940	488,195	318,940	1,936,865
9	200,305	341,660	11,895	421,540	123,780	467,905	280,780	1,847,865
10	205,305	340,630	11,570	446,480	136,520	486,200	273,090	1,899,795
11	204,915	344,530	11,030	421,900	118,880	461,995	236,410	1,799,660
12	257,430	438,305	10,715	461,650	125,140	568,290	225,180	2,086,710
1	226,125	403,605	9,980	558,680	139,890	514,590	238,470	2,091,340
2	208,790	373,550	10,290	433,860	119,500	422,130	219,560	1,787,680
3	223,535	507,035	10,915	477,500	133,470	528,050	240,480	2,120,985
合計	2,579,780	4,618,880	133,770	5,483,980	1,536,690	5,861,385	3,063,050	23,277,535
平均	214,982	384,907	11,148	456,998	128,058	488,449	255,254	1,939,795

過去3年度で見ると回収量は増加傾向にあるが、新聞の回収量は購読数の減少からか年ごとに回収量が減少している。

2) 各清掃事務所の回収量

各清掃事務所の平成30年度と令和元年度の各月の回収量と1台あたり平均年間回収量は次の表の通りである。

平成 30 年度

<大森清掃事務所>

(単位：トン)

	月	火	水	木	金	土	合計	稼働日数
4月	180,440	86,140	89,560	72,420	86,410	120,630	635,600	25
5月	145,830	105,850	117,950	87,840	83,310	115,120	655,900	27
6月	139,710	80,945	85,700	68,680	99,975	142,870	617,880	26
7月	190,760	109,605	90,090	79,610	91,025	119,290	680,380	26
8月	138,440	82,295	106,060	93,400	107,085	119,550	646,830	26
9月	136,830	85,895	83,210	72,650	85,015	145,550	609,150	25
10月	177,490	99,510	104,590	68,310	82,030	112,850	644,780	27
11月	138,550	84,480	83,570	83,700	99,830	114,730	604,860	26
12月	181,685	98,375	102,190	84,420	99,945	156,660	723,275	25
1月	168,915	106,040	105,610	89,420	87,010	118,910	675,905	24
2月	136,010	79,685	83,070	65,400	77,430	109,520	551,115	24
3月	150,940	87,895	90,060	74,610	107,705	149,000	660,210	26
合計	1,885,600	1,106,715	1,141,660	940,460	1,106,770	1,524,680	7,705,885	307
稼働台数	30	19	20	13	19	24	125	-
1台当たり平均年間回収量	62,853	58,248	57,083	72,343	58,251	63,528	61,647	-

<調布清掃事務所>

(単位：トン)

	月	火	水	木	金	土	合計	稼働日数
4月	64,120	108,210	83,970	127,090	78,770	84,720	546,880	25
5月	49,860	132,190	112,560	156,130	76,390	80,110	607,240	27
6月	48,860	101,620	81,420	121,710	91,470	97,370	542,450	26
7月	61,310	133,080	86,960	131,080	76,340	79,540	568,310	26
8月	45,200	98,360	101,410	148,710	87,460	79,060	560,200	26
9月	44,120	103,510	78,210	117,340	70,940	95,940	510,060	25
10月	59,900	127,320	99,200	126,990	71,310	77,470	562,190	27
11月	46,830	102,480	76,880	155,860	89,750	77,200	549,000	26
12月	59,430	120,470	94,890	156,150	86,770	110,780	628,490	25

1月	55,120	133,860	105,405	160,370	74,300	83,540	612,595	24
2月	46,520	99,830	79,690	124,850	71,770	75,710	498,370	24
3月	52,210	106,500	86,640	142,010	97,400	103,240	588,000	26
合計	633,480	1,367,430	1,087,235	1,668,290	972,670	1,044,680	6,773,785	307
稼働台数	8	19	17	26	15	16	101	-
1台当たり平均年間回収量	79,185	71,970	63,955	64,165	64,845	65,293	67,067	-

<蒲田清掃事務所>

(単位：トン)

	月	火	水	木	金	土	合計	稼働日数
4月	140,205	115,360	88,780	101,060	114,480	79,165	639,050	25
5月	113,340	139,260	117,705	125,040	111,670	75,840	682,855	27
6月	109,960	109,105	86,510	98,300	134,750	94,420	633,045	26
7月	141,000	145,470	91,595	100,325	119,810	81,790	679,990	26
8月	109,770	111,680	113,095	120,600	139,615	82,670	677,430	26
9月	104,230	113,065	87,865	95,460	111,510	98,835	610,965	25
10月	134,210	133,030	111,430	98,425	106,800	75,355	659,250	27
11月	104,715	106,920	87,935	119,445	135,120	76,610	630,745	26
12月	136,565	125,050	105,475	116,350	133,850	111,110	728,400	25
1月	123,150	139,540	111,620	119,565	115,170	80,705	689,750	24
2月	101,250	104,835	85,050	93,490	103,535	75,440	563,600	24
3月	110,625	111,780	91,980	103,805	142,900	99,295	660,385	26
合計	1,429,020	1,455,095	1,179,040	1,291,865	1,469,210	1,031,235	7,855,465	307
稼働台数	24	24	21	23	25	19	136	-
1台当たり平均年間回収量	59,543	60,629	56,145	56,168	58,768	54,276	57,761	-

令和元年度

<大森清掃事務所>

(単位：トン)

	月	火	水	木	金	土	合計	稼働日数
4月	178,560	102,475	89,850	70,760	82,890	118,380	642,915	26
5月	150,090	91,980	112,390	90,800	106,515	125,000	676,775	27
6月	135,180	83,500	86,990	67,640	79,735	144,620	597,665	25
7月	183,970	110,680	109,390	74,920	86,620	119,520	685,100	27
8月	137,180	83,800	87,280	91,090	105,465	147,500	652,315	27
9月	180,050	84,595	89,220	73,720	90,910	120,920	639,415	25
10月	135,540	103,890	107,295	81,660	78,895	115,580	622,860	27
11月	130,475	83,655	83,455	64,900	101,680	141,410	605,575	26
12月	196,210	95,375	102,680	79,520	96,215	139,440	709,440	26
1月	151,050	107,610	111,580	91,030	99,500	124,160	684,930	24
2月	134,730	87,120	86,940	68,550	77,530	139,930	594,800	24
3月	202,300	117,410	100,770	76,400	86,690	136,850	720,420	26
合計	1,915,335	1,152,090	1,167,840	930,990	1,092,645	1,573,310	7,832,210	310
稼働台数	30	19	20	13	19	24	125	-
1台当たり平均年間回収量	63,845	60,636	58,392	71,615	57,508	65,555	62,658	-

<調布清掃事務所>

(単位：トン)

	月	火	水	木	金	土	合計	稼働日数
4月	60,630	130,060	86,530	130,790	75,630	83,050	566,690	26
5月	50,740	118,050	108,860	169,790	98,270	83,770	629,480	27
6月	45,900	102,280	80,350	125,700	72,810	95,230	522,270	25
7月	58,470	129,820	101,650	126,610	71,560	77,670	565,780	27
8月	46,360	101,900	80,960	156,430	86,390	97,660	569,700	27
9月	58,960	105,090	85,150	128,180	74,390	78,200	529,970	25
10月	48,490	126,650	100,650	158,680	71,300	74,630	580,400	27
11月	46,560	99,550	78,380	122,400	93,710	92,430	533,030	26
12月	67,190	118,540	100,620	146,680	88,320	92,530	613,880	26
1月	52,670	134,690	114,160	166,950	95,220	84,730	648,420	24

2月	46,950	111,940	88,030	131,790	77,040	101,950	557,700	24
3月	69,040	150,290	100,800	142,840	84,940	92,020	639,930	26
合計	651,960	1,428,860	1,126,140	1,706,840	989,580	1,053,870	6,957,250	310
稼働台数	8	19	17	26	15	16	101	-
1台当たり平均年間回収量	81,495	75,203	66,244	65,648	65,972	65,867	68,884	-

<蒲田清掃事務所>

(単位：トン)

	月	火	水	木	金	土	合計	稼働日数
4月	138,170	135,495	91,880	103,670	114,640	79,290	663,145	26
5月	116,500	123,415	112,425	129,575	146,130	82,950	710,995	27
6月	110,685	108,115	90,870	100,010	108,860	99,265	617,805	25
7月	141,250	144,185	111,085	100,535	115,510	80,030	692,595	27
8月	112,430	113,805	89,650	121,085	141,730	103,490	682,190	27
9月	142,155	114,455	90,895	98,255	119,310	80,990	646,060	25
10月	108,790	137,780	108,660	124,740	104,915	78,520	663,405	27
11月	105,085	110,635	85,890	90,700	140,930	95,035	628,275	26
12月	154,510	126,850	100,805	115,570	133,130	91,825	722,690	26
1月	115,520	142,230	113,240	125,320	138,945	87,075	722,330	24
2月	106,140	112,985	87,755	98,830	108,830	95,450	609,990	24
3月	155,845	152,485	95,900	108,615	123,090	86,080	722,015	26
合計	1,507,080	1,522,435	1,179,055	1,316,905	1,496,020	1,060,000	8,081,495	310
稼働台数	24	24	21	23	25	19	136	-
1台当たり平均年間回収量	62,795	63,435	56,145	57,257	59,841	55,789	59,423	-

平成30年度と令和元年度ともに回収量では蒲田清掃事務所が多いが、1台当たり平均年間回収量では回収量が一番少ない調布清掃事務所が最も高い。

月でみて回収量が最も多い月は、平成30年度は各清掃事務所とも12月であったが、令和元年度は、大森清掃事務所は3月、蒲田清掃事務所は平成30年度と同じく12月、調布清掃事務所は1月であった。

回収量が最も少ない月は、平成30年度は各清掃事務所とも2月であり、

大森、蒲田の清掃事務所は令和元年度も同じ2月であったが、調布清掃事務所のみ令和元年度は6月であり、調布清掃事務所のみ例年と傾向が異なっていた。

曜日で見えていくと、大森清掃事務所は両年度ともに月曜日に回収量が最も多く、木曜日が最も少ない。また、調布清掃事務所は両年度ともに木曜日に回収量が最も多く、月曜日が最も少ない。蒲田清掃事務所は大森、調布程には曜日による回収量の差はなく、平成30年度は金曜日が、令和元年度は火曜日が最も回収量が多く、両年度ともに土曜日が最も回収量が少なかった。

(意見 No. 23)

令和元年度の1台当たり平均年間回収量は調布清掃事務所の68,884トンに対し、蒲田清掃事務所は59,423トンであり、1割以上、調布清掃事務所管轄の収集効率が高い結果となった。

地域性や回収ルート等が異なることから一概にはいえないが、蒲田清掃事務所の稼働台数を減らして更なる経費削減を図ることも可能かと考える。

また、今後は各清掃事務所の収集効率を分析し、どのような配車が最小の経費で効率良く収集していけるのかを検討していくことが必要であるものと考えます。

(意見 No. 24)

大森清掃事務所の1台当たり平均年間回収量について、平成30年度と令和元年度ともに水曜日の回収量(平成30年度57,083トン/月、令和元年度58,392トン/月)は少なく、最も多い木曜日の回収量(平成30年度72,343トン/月、令和元年度71,615トン/月)との差が大きくなっている一方で、稼働台数については、両年度とも、木曜日の13台に対して、水曜日は20台と多くなっていた。

水曜日の20台のうち2台は週に1回の特別出張所等で行われる廃食用油の回収車であるが、この実績を基に配車を考えた場合、木曜日の回収量をベースとすると水曜日の稼働台数を約16台にすることが可能であり、廃食用油の回収車2台を加えても18台に減車(2台減)することが可能となる。

机上の計算ではあるが、大きな費用削減効果が期待できる状況であるため、適正配車を再検討することが必要なものと考えます。また、減車ができない状況がある場合には、配車決定の際の検討過程を文書で残す等により、その合理的な理由を明確にすることが必要なものと考えます。

(意見 No. 25)

調布清掃事務所の1台当たり平均年間回収量について、平成30年度と令和元年度ともに月曜日の回収量(平成30年度79,185トン、令和元年度81,495トン)

が他の曜日と比較して多くなっている。これは、月曜日の配車台数が両年度ともに8台と他の曜日と比較して著しく少ないことが要因である。

上述の大森清掃事務所について記載した意見と同様に、他の曜日の稼働台数を減らせる可能性があるため、適正配車を再検討するとともに、その検討過程を明確に記録することが必要なものと考ええる。

(意見 No. 26)

蒲田清掃事務所の1台当たり平均年間回収量について、平成30年度と令和元年度ともに土曜日の曜日当たり回収量（平成30年度54,276トン、令和元年度55,789トン）が他の曜日と比較して少なくなっている。土曜日の配車台数は両年度ともに19台と他の曜日よりも少なく設定されているが、さらなる減車が図れる可能性があるため、適正配車を再検討するとともに、その検討過程を明確に記録することが必要なものと考ええる。

(6) 雑がみの資源化

雑がみとは、紙箱・パンフレット・カタログ・ノート・包装紙・封筒などの紙類のことで雑誌とともに回収されているが、地方自治体を実施している資源ごみのアンケート調査では、その種類や形状が雑多なことから可燃ごみとして排出されているケースが多いことが判明している。

そのため、可燃ごみとされている雑がみを減らす取り組みを行っている自治体も増えてきているが、区においては、その回収が雑誌に含まれて集計されており、雑がみの回収状況が不明な状態である。

(意見 No. 27)

区において平成27年度に実施した家庭ごみ組成分析調査によると、可燃ごみに15.4%の資源ごみが混入しており、そのうち紙類は14.5%を占め、その大半が雑がみであると考えられる。

このように、可燃ごみの中かなりの割合で雑がみを主体とした紙類が占めており、リサイクル推進の観点からは、雑がみのさらなる資源化への取り組みを実施していくことが必要なものと考ええる。

この点、特別区では次の自治体が雑がみの資源化への取り組みとして雑がみ回収袋の作成配布プログラムを実施している。

- ・ 台東区、北区、練馬区、足立区、葛飾区

上記の自治体のホームページを確認したところ、雑がみの種類や分別の仕方

についても多くの情報が掲載されており、雑がみが可燃ごみとして出されることなく資源として回収するための情報発信が多く見られた。

区においても、雑がみの資源としての回収を促進するために、雑がみの種類や分別の仕方について情報を発信していくとともに、雑がみ回収袋を作成して環境イベント等の実施時に配布する等のごみ減量に向けたさらなる普及・啓発及び広報活動を検討することが必要なものとする。

(意見 No. 28)

上記、雑がみ回収袋の作成に当たっては、民間業者に委託するのではなく、その作成作業を障がい者作業所に委託して就労支援に役立てる取り組みを行っている自治体もある。こうした取り組みを行っていくこともごみの資源化と就労支援の両方に結びつき有用であるものとする。

また、雑がみ回収袋をホームページ上で新聞紙を使って作成する方法を掲載している自治体（西東京市等）もあり、様々な先行事例も研究しながら有用性の高い事業として展開されることが望まれる。

(7) 生ごみの資源化

可燃ごみに占める生ごみの割合は上述の平成 27 年度に実施した家庭ごみ組成分析調査によれば 39.5%であり、可燃ごみの割合としては最大のものとなっている。

また、生ごみは、燃焼した場合に発生するカロリーが 1 kg 当たり 600～700 キロカロリーと、プラスチックを燃焼した場合の 10 分の 1 以下であり、生ごみを焼却せずに済むと燃焼効率は格段にアップすることになる。

このため、自治体の中には生ごみを焼却せずに資源化する試みをしているところもある。

(意見 No. 29)

生ごみの資源化は区民の分別への協力が必要であり、また、収集運搬や中間処理の問題もあるため、直ぐに実行できる施策ではないと考えられる。

しかしながら、昨今では SDGs（持続可能な開発目標）が企業をはじめ様々な活動や政策にも影響を及ぼしており、生ごみの資源化もこうした流れに合致した施策の一つになるものと考えられる。

区には臨海地域にある東京スーパーエコタウンにバイオエナジー株式会社という生ごみから電気とガスを作り出している食品廃棄物をバイオガス化している事業者もあり、こうした事業者と提携してモデルプランとして生ごみの資源化の試みを実施し、資源ごみの適正処理、資源化を進めていくことも検討するこ

とが必要であるものとする。

3. 収集した不燃ごみに含まれる水銀含有物の運搬・適正処理委託契約

(1) 概要

区内で収集される不燃ごみ等に含まれる、水銀含有物（廃乾電池及び廃蛍光灯等）を適正処理するためにその運搬・適正処理を外部に委託している。

水銀含有物は従来、不燃ごみとして埋め立て処分されていた。しかしながら、平成 25 年 3 月に「水銀に関する水俣条約」が採択され「水銀による環境の汚染の防止に関する法律」が平成 27 年 6 月に制定・公布された結果、平成 29 年 8 月 16 日に条約が発効され、これを受け法律も施行された。

(2) 委託契約

1) 契約金額等

過去 3 年度の契約状況は次の表の通りである。

契約締結年月日	件名	業者名	支出予定金額
平成 31 年 4 月 1 日	収集した不燃ごみに含まれる水銀含有物（廃乾電池及び廃蛍光灯等）の運搬・適正処理委託（単価契約）	野村興産株式会社	31,078,080 円
平成 30 年 4 月 1 日	収集した不燃ごみに含まれる水銀含有物（廃乾電池及び廃蛍光灯等）の運搬・適正処理委託（単価契約）	野村興産株式会社	31,477,248 円
平成 29 年 4 月 1 日	収集した不燃ごみに含まれる水銀含有物（廃乾電池及び廃蛍光灯等）の運搬・適正処理委託（単価契約）	野村興産株式会社	17,339,616 円

平成 29 年度から平成 30 年度に支出予定金額が増加しているのは、予定数量が増加したためである。

また、令和元年度の支出予定金額の内訳は次の通りである。

項目	年間予定数量 (kg)	単価 (円)	金額 (円)
廃乾電池等処理委託料	75,600	100	7,560,000
廃蛍光灯等処理委託料	43,200	155	6,696,000
計			14,256,000

消費税（8%）			1,140,480
廃乾電池等処理委託料	75,600	100	7,560,000
廃蛍光灯等処理委託料	43,200	155	6,696,000
計			14,256,000
消費税（10%）			1,425,600
小計			28,512,000
消費税小計			2,566,080
合計			31,078,080

2) 契約の内容等

当該委託契約の内容は仕様書によれば、次の通りである。

1	<p>件名</p> <p>収集した不燃ごみに含まれる水銀含有物（廃乾電池及び廃蛍光灯等）の運搬・適正処理委託（単価契約）</p>
2	<p>期間</p> <p>平成31年4月1日から平成32年3月31日まで</p>
3	<p>履行場所及び対象水銀含有物</p> <p>大田区指定場所（別途指示する）</p> <p>予定数量キログラム</p> <p>廃乾電池等 151,200キログラム</p> <p>廃蛍光灯等 86,400キログラム</p>
4	<p>委託業務</p> <p>水銀含有物（廃乾電池及び廃蛍光灯等）の運搬・処理処分までの業務。</p> <p>主な業務内容については下記のとおりとする。</p> <p>（1）受託者は、委託者の搬出場所から水銀含有物を回収し、処理・処分までの業務を安全、確実、適正に履行するものとする。</p> <p>（2）水銀含有物の保管、運搬に必要なコンテナ・ドラム缶等を納品する。</p> <p>（3）廃乾電池等とはアルカリ・マンガン電池、ボタン電池等を対象とするが、混入してしまう充電式電池であるリチウムイオン電池、ニッケル水素電池、ニカド電池、その他水銀体温計・水銀血圧計、鏡等も回収するものとする。</p> <p>（4）廃蛍光灯等とは直管型・環型・電球型蛍光灯等を対象とするが、混入してしまう白熱電球、点灯管、水銀灯、HIDランプ、LEDランプ等も回収するものとする。</p>

る。

(5) 受託者は廃乾電池等の構成成分である鉄、亜鉛、マンガン等の他、水銀についても100%回収・適正処理するものとする。廃蛍光灯等も同様で、その構成成分であるガラス、アルミニウム、蛍光粉等の他、水銀についても100%回収・適正処理するものとする。

(6) 水銀含有物の計量は、受託者が受託者の運営する施設において実施する。

(7) 受託者は、水銀含有物に含まれる水銀の処理に関して、適正処理の流れを確立していることとし、水銀を適正処理していることを示す書類を委託者に提出するものとする。

(8) 水銀は毒物及び劇物取締法により毒物に指定されており、毒物製造の登録を受けた事業所によって適正に処理・販売するものとし、これを証するため毒物劇物製造業登録票及び毒物劇物販売業登録票を委託者に提出するものとする。

5 報告書の提出

受託者は、以下の書類を清掃事業課に提出すること。

- (1) 処理量を明記した処理実績報告書
- (2) その他清掃事業課が指示するもの。

6 支払

受託者は、実績を月末締めで報告すること。実績の確認後、受託者からの請求に基づき支払をする。

(意見 No. 30)

仕様書の5「報告書の提出」では、受託者は清掃事業課に処理実績報告書等の書類を提出すると定められているが、特に期日の指定が記載されていない。また、6「支払」においても「報告すること」とあるのみで特に報告期日を指定していない。

処理実績報告書等は委託者への委託金支払いの根拠となる証憑であるため、委託金の請求書とともに、仕様書において、例えば「翌月10日までに提出すること」等と提出期限を明確に定めることが必要なものとする。

3) 契約の方法及び経緯等

本件についての契約の方法は、他社からの見積りを徴さない単価契約によっている。

その理由は「業者推薦書」によれば次の2つである。

(1) 業務に精通していること

中略

それにあたり、水銀含有物の適正処理において上記推薦業者は創業以来、長年水銀製錬に携わり水銀含有物の処理・処分・リサイクルを行っており、公益社団法人全国都市清掃会議において国内で唯一「使用済み乾電池等の広域回収・処理センター」に指定されている。東京都内においては品川区、港区、目黒区等、東京都市部においても処理・処分・リサイクルの実績がある。

(2) 安全かつ円滑に適正処理が可能なこと

推薦業者は回収・運搬について運送業者と企業体協定を結んでおり、回収・運搬から処理・処分・リサイクルまで安全かつ円滑に行うことができる。

(意見 No. 31)

単価契約として契約を締結しているが、本事業を適正に履行できる業者であるとして、上記理由から他の業者からの見積りを徴していない。

しかしながら、他に当該業務を行うことができる業者が皆無という訳ではなく、上記理由だけでは他業者からの見積りを徴しなくてよい理由とはならないと考える。例えば、京都市では毎年入札により業者を決定している。そのため上記業者に決定するとしても、少なくとも他社からの見積りを徴した上で、業者を決定するべきであると考えます。

(3) 回収実績

令和元年度の回収実績は次の表の通りである。

月	廃電池等		廃蛍光灯等		小計 (円)	消費税 (円)	合計 (円)
	回収量 (kg)	金額 (円)	回収量 (kg)	金額 (円)			
4	3,255	325,500	1,513	234,515	560,015	44,801	604,816
5	9,597	959,700	3,880	601,400	1,561,100	124,888	1,685,988
6	10,095	1,009,500	3,927	608,685	1,618,185	129,454	1,747,639
7	10,700	1,070,000	3,786	586,830	1,656,830	132,546	1,789,376
8	5,589	558,900	1,985	307,675	866,575	69,326	935,901
9	9,222	922,200	2,999	464,845	1,387,045	110,963	1,498,008
10	11,533	1,153,300	4,069	630,695	1,783,995	178,399	1,962,394
11	14,649	1,464,900	5,197	805,535	2,270,435	227,043	2,497,478
12	11,303	1,130,300	4,894	758,570	1,888,870	188,887	2,077,757
1	8,410	841,000	4,920	762,600	1,603,600	160,360	1,763,960

2	13,455	1,345,500	6,557	1,016,335	2,361,835	236,183	2,598,018
3	16,985	1,698,500	8,158	1,264,490	2,962,990	296,299	3,259,289
計	124,793	12,479,300	51,885	8,042,175	20,521,475	1,899,149	22,420,624

契約時の廃乾電池等と廃蛍光灯等の回収予定数量はそれぞれ 151,200 kg と 86,400 kg であったが、実際の回収量は上記の通り廃乾電池等は 124,793 kg、廃蛍光灯等は 51,885 kg と廃乾電池等は予定数量の約 8 割、廃蛍光灯等は約 6 割程度とかなり下回っている。

(意見 No. 32)

予定数量との乖離が大きいことから、こうした状況が続くと契約単価の上昇も考えられ、また、回収すべき廃乾電池等と廃蛍光灯等が適正に回収できてない事態になっていることも危惧される。このため、現状を分析し、実態に沿った回収目標となる予定数量を設定し、その達成度合いを每期評価していく体制を整備することが必要なものと考えられる。

(4) 排出方法

水銀含有物が可燃ごみに混ざったまま清掃工場に運ばれてしまうと、排ガス中の水銀濃度が上昇し、焼却炉が停止する事態を招きかねない。このような事態に陥ると、ごみ収集作業に遅れが発生する他、焼却炉の復旧にも莫大な費用が掛かってしまうことから、水銀含有物は適正に排出していく必要がある。

上記(3)の回収実績で予定数量が回収できていないということは、区民の排出方法が正しく行われていない可能性も考えられる。

区のホームページでは水銀含有物は次のように排出するよう掲載されている。

水銀を含むごみの出し方 (例)

蛍光灯：ケースに入れ、不燃ごみにお出しください。

ボタン型電池：販売店等の回収ボックスにお入れください。

水銀入り血圧計：不燃ごみにお出しいただくか、管轄の清掃事務所へお持ちください。

水銀体温計：不燃ごみにお出しいただくか、管轄の清掃事務所へお持ちください。

(意見 No. 33)

区では基本的に水銀含有物は不燃ごみとして排出するよう求めているが、水銀含有物を不燃ごみとしてではなく、別の形での排出方法を採用し、回収実績を上げている自治体もある。

その例として、秋田市では水銀含有物をこれまでの家庭ごみ、粗大ごみ、資源化物の区分に加えて新たに「水銀含有ごみ」という区分を設け、購入時の箱や容器（箱等がない場合は布や紙に包んで）に入れてから、透明な袋に入れて排出することとしている。

また、京都市では資源物を細かく区分し、水銀含有物を蛍光管、乾電池、ボタン電池、水銀体温計・水銀血圧計とし、分別収集を行わない18品目の資源物とし、これらの資源物は分別収集を行わない代わりに市内に設けられている拠点（蛍光管112拠点、乾電池366拠点、ボタン電池22拠点、水銀体温計・水銀血圧計22拠点）で回収する他、移動拠点回収や臨時回収をもって資源物を回収している。

区でもこうした取り組みを検討し、水銀含有物の回収率の向上を図ることを考えていく必要があるものとする。

第4項 中間処理業務委託契約

1. 概要

(1) 中間処理の必要性と処理方法

粗大ごみや産業廃棄物を回収した場合、多くは中間処理という過程を通してリサイクルや埋め立て処分が行われる。

中間処理は、粗大ごみ等からリサイクルできるものを分別し、リサイクルできないもの及びリサイクルするには費用が掛かり過ぎるものは焼却や破碎等の中間処理を行い、最終処分場で埋め立てる量をできるだけ抑えるために行われるものである。

この中間処理には、粗大ごみ等を燃やして燃え殻にして減容化する焼却、粗大ごみ等を砕いて減容化を行う破碎、燃え殻等を高温で溶かす熔融、汚泥等から水分を取り除く脱水、粗大ごみ等をリサイクルしやすいように分別する選別等の処理方法がある。

また、この他に廃酸や廃アルカリ等を中和して安定した状態になるようにする安定化、ダイオキシン類やPCB等の有害な廃棄物から有害物質を除去又は分解することによって人体や環境に悪影響を与えないように処理する無害化等の中間処理方法もある。

(2) 中間処理工程

中間処理は、計量→受入検査→粗選別→手選別の工程を経て行われる。各工程

の主な作業内容は次の通りである。

1) 計量

運搬されてきた粗大ごみ等を車両 1 台ごとに計量し、その重量を図る。この重量に応じて粗大ごみ等の料金を割り出していく。

2) 受入検査

粗大ごみ等を受け取る際にマニフェストに記載されている品目と合致しているか、危険物等、処理できない物が入っていないか検査を行う。

3) 粗選別

荷下した粗大ごみ等を大きいもの、重いもの、長いもの等に大まかに分別する。この後に行われる選別作業の前に大きな粗大ごみ等を除き、選別の効率化、機械の故障の防止を図るとともに、内容物を再確認する等のための作業である。

4) 手選別

粗選別後は、最終的に人力により選別が行われる。

上記工程を経ることにより、粗大ごみ等は紙くず、金属くずのような有価物、木くず、廃プラスチック等のリサイクル品、ガラスくず、陶磁器くず等のリサイクル困難品に分類され、有価物とリサイクル品は再生事業者に、リサイクル困難品は破碎や焼却等の減容化を行った上で埋め立て処分されることになる。

(3) 区における中間処理業務委託

区で中間業務委託契約に該当するものは、次の 3 つである。

- ・ 糶谷粗大中継所中継業務委託
- ・ 可燃ごみの収集業務並びに京浜島中継所における粗大ごみの搬入受入れ業務及び分別・積替え業務委託
- ・ 不燃ごみ等の再資源化事業における分別・積み替え業務委託

2. 糶谷粗大中継所中継業務委託

(1) 概要

蒲田清掃事務所管内で収集した粗大ごみについて、可燃物、不燃物、資源物へ

の分別及び積み替えを業務委託している。

(2) 業務委託契約

1) 契約金額等

当該事業の過去3年度の契約状況は次の通りである。

契約締結年月日	件名	業者名	契約金額
平成29年4月1日	平成29年度 糞谷粗大中継所 中継業務委託	東京都環境衛生事業協同組合 大田区支部	16,433,668円
平成30年4月1日	平成30年度 糞谷粗大中継所 中継業務委託	東京都環境衛生事業協同組合 大田区支部	16,381,828円
平成31年4月1日	平成31年度 糞谷粗大中継所 中継業務委託	東京都環境衛生事業協同組合 大田区支部	17,648,805円

2) 契約金額の内訳書

契約金額の内訳は次の表の通りである。

項目		年間日数	単位	単価	計
1 中継業務（平日）	4～9月分	146	日	51,000円	7,446,000円
	10～3月分	144			7,344,000円
2 中継業務（休日等）	4～9月分	11		63,750円	701,250円
	10～3月分	11			701,250円
小計					16,192,500円
消費税		8%（4～9月分）			651,780円
		10%（10～3月分）			804,525円
合計					17,648,805円

上記表の2「中継業務（休日等）」の単価は祝日、日曜、12月30日に適用する。

また、過去3年度の契約単価の推移は次の表の通りである。

	平成29年度	平成30年度	令和元年度
中継業務（平日）	48,000円	48,000円	51,000円
中継業務（休日等）	64,020円	64,020円	63,750円

平成29年度、平成30年度では契約単価の変更はなかったが、令和元年度

は前年に比して平日で 3,000 円増額されており、一方で休日等では 270 円減額されている。

(意見 No. 34)

契約書の内訳に記載されている単価は総額のみであり、当該金額の妥当性を確認することはできないものと考えられる。

令和元年度は平成 30 年度に比して平日で 3,000 円増額され、休日等で 270 円減額しているが、見積書にも特にその理由も契約単価の増減理由についても記載されていない。

契約金額が変更された時には、他社からの見積を取っていない以上はその理由について確認し、書面で入手することが必要であると考えます。

3) 契約の内容等

当該業務委託契約の主な内容は平成 31 年度契約の仕様書によれば、次のような内容である。

1	件名 平成 31 年度 糎谷粗大中継所中継業務委託
2	履行期間 平成 31 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日まで
3	作業予定日 作業日程は、別紙 1 「平成 31 年度 作業計画七曜表」のとおりとする。なお、受託者の都合により作業日程を変更する場合がある。 年間予定作業日 312 日（平日作業日 290 日、休日等作業日 22 日）
4	作業時間 午前 7 時 40 分から午後 4 時 25 分まで 労働基準法に基づく休憩時間及び作業時間を含む。
5	履行場所及び対象粗大ごみ 大田区羽田旭町 9 番 6 号 大田区糎谷粗大中継所（以下「中継所」という。） 蒲田清掃事務所管内収集分 予定数量 2,340 トン（日量 7.5 トン）
6	中継業務委託内容

主な業務内容については以下のとおりとする。詳細については別紙2「業務内容指示書」において別途指示する。

- (1) 収集車両受入業務
- (2) 分別業務
- (3) 粗大ごみ等積替え業務
- (4) その他関連業務
- (5) 日報・月報の作成、報告業務

7 作業報告

受託者は、以下の書類を管轄の清掃事務所及び清掃事業課に提出すること。

- (1) 粗大ごみ中継業務日報
- (2) 粗大ごみ中継業務月報
- (3) その他清掃事業課及び清掃事務所が指示するもの。

以下、略

4) 契約の方法及び経緯等

本件についての契約の方法は、過年度から東京都環境衛生事業協同組合との随意契約によっている。その理由は業者推薦書によれば次の3点である。

3 推薦理由

- (1) 粗大ごみ中継業務とは、収集した粗大ごみを効率的に処理施設まで運搬するために、収集用小型ダンプ車から積載能力の高い中型プレス車に粗大ごみを分別し積み替える業務である。可燃系粗大ごみ・不燃系粗大ごみ・有価物への分別及び積み込み業務では迅速かつ円滑な作業が必須となる。そのため、業務について熟知していることが求められる。
- (2) 粗大ごみの積替え業務は、中型プレス車の特殊架装によって粗大ごみを破碎する。したがって、破片の飛散等による事故防止の観点から、安全作業について特段の配慮をしていることが必要不可欠である。
- (3) 上記業者は、平成17年度から粗大ごみ中継業務を受託しており、本業務に精通し、業務に真摯に取り組む等、信頼も非常に高く、履行状況も良好である。

(意見 No. 35)

区では上記業者推薦書の推薦理由から特に他社からの見積りを徴せず、委託業者を決定している。

確かに粗大ごみの中継業務や積み替え作業は、迅速、円滑かつ安全にその作業

を行える業者は限られている。

しかしながら、例えば横浜市では保土ヶ谷工場の可燃ごみ中継輸送業務委託を公募型指名競争入札で行う等、競争入札を行う動きもあり、少なくとも上記業者に決定するとしても、他社からの見積りを徴し、その見積金額の適正性を確認していく必要があると考える。

(3) 業務内容

中継業務委託の業務内容は業務内容指示書によれば次の通りである。

1 収集車両受入業務

(1) 車両の誘導

車両が中継所内に入場する際には、誘導し、場内及び周辺道路における安全を十分に確保すること。また、場外への退出の際においても、車両を誘導すること。

(2) 搬入車両の確認

搬入車両番号・清掃事務所名を確認し、事前に搬入を通知していない車については、管轄の清掃事務所に確認のうえ、その指示に従うこと。

(3) 最終搬入の連絡

当日の最終車が搬入を終えた後に、管轄の清掃事務所に連絡すること。

2 粗大ごみ中継業務

(1) 積替業務（積み込み）

ア 中継所に搬入された粗大ごみ収集分は、「(2) 分別業務」のとおり分別を行うこと。

イ 分別後、区が提供する中継車両又はコンテナ等に積み替え（積み込み）すること。
中継車両又はコンテナ等に積み込む際に、中継所のトラックスケールで計量を行い、日報等に記入すること。

(2) 分別業務

主な分別基準については、以下のとおりとする。イからエまでの詳細については、別添「分別品目一覧」に例示する。

ア 可燃系粗大ごみ

イ 不燃系粗大ごみ

ウ 資源化対象粗大ごみ（小型家電）

エ 資源化対象粗大ごみ（その他鉄）

オ その他別途区で指定する資源化対象粗大ごみ

カ スプリングマットレス

スプリングマットレスについては、区が指示する方法により積み替え（積み込

み) すること

(3) 積込車両

区で契約する中型プレス車及び小型ダンプ車を配車する。

(4) 場内整理

積込車両の搬入出等、他の業務に支障をきたさないよう、場内を整理すること。

3 その他関連業務

(1) 施設の清掃

日々の作業終了後、場内を整理し、また、施設周辺の清掃を行うこと。

(2) 施設の管理

日々の作業に伴い、施設の開錠、電気・ガス器具等の消灯・止栓など必要な施設管理を行うこと。

また、別添の「分別品目一覧」は次の通りである。

<不燃系粗大ごみ>

	品目名	備考
1	植木鉢	素焼きのもの
2	置き物	石製のもの
3	鏡・姿見	
4	花器・花瓶	
5	ガラス板	
6	便器（タンク）	陶器性・石製のもの
7	鏡台	鏡の部分
8	コーヒーマーカー	ガラス容器
9	サイドボード	ガラスの部分
10	ジュースサーバー・ミキサー	ガラス容器
11	水槽	ガラス製のもの
12	水面化粧台	鏡の部分
13	ガラス戸	
14	タイルカーペット	石製のもの
15	壺	
16	テーブル	天板がガラス製のもの
17	ドレッサー	鏡の部分
18	人形ケース	ガラス製のもの
19	火鉢	

20	ライティングデスク	ガラスの部分
21	箱物家具	ガラスの部分

<小型家電>

	品目名	備考
1	掃除機	付属のホースは可能な限り除く
2	ビデオデッキ	
3	プリンタ	※有明興業では除外
4	電子レンジ	ガラス皿は可能な限り除く
5	オーディオ機器	
6	扇風機	
7	照明器具	電球・蛍光灯をはずす
8	暖房器具 (ファンヒーター・電気ストーブ等)	燃料入れは除く(灯油等)
9	除湿器	
10	電話機	FAX 付を含む
11	ステレオ・ミニコンポ	
12	スピーカー	
13	電気ミシン	足踏み式は除く
14	ワードプロセッサ	
15	健康器具(ランニングマシン等)	サイクリングマシン等を除く
16	食器洗い乾燥機	
17	コピー機	
18	OA 機器	
19	カラオケ演奏装置	

<その他鉄>

	品目名	備考
1	自転車	
2	ストーブ(石油・ガス)	燃料入れは除く(灯油等)
3	ガステーブル・ガスコンロ	
4	ミシン(足踏み)	
5	ワードプロセッサ	
6	脚立	
7	健康器具	金属性のもの、サイクリングマシン等

8	湯沸かし器	
9	物置	
10	換気扇	
11	ロッカー	金属製のもの
12	流し台	
13	ガスレンジ	
14	ふろがま	
15	箱物家具等	金属製のもの
16	その他の金属製品	金属分を概ね8割以上含むもの

上記の全ての分別品目一覧については次の注意事項がある。

- ★発火する可能性があるものについては引渡しを行わない。
 〈ファンヒーターの灯油入れ、オイルヒーター、携行式燃料タンク等〉
- ★電池・バッテリーは可能な限り取り除く。

(4) 作業報告

1) 概要

当該作業の報告として、業務内容指示書では次のように定められている。

- #### 4 日報・月報の作成、報告業務
- (1) 業務日報等の作成・報告
- ア 業務日報等の作成
 日々の搬入及び搬出延べ台数を集計し、業務日報等を作成すること。
- イ 業務日報等の提出
 作成した業務日報は、翌月末までに管轄の清掃事務所及び清掃事業課に提出すること。翌日が作業休日又は閉庁日の場合は、翌作業日までに提出すること。
- (2) 業務月報の作成・報告
- ア 業務月報の作成
 業務日報を集計し、業務月報を作成すること。
- イ 業務月報の提出
 作成した業務月報は、翌月5日までに管轄の清掃事務所及び清掃事業課に提出すること。5日が作業休日又は閉庁日の場合は翌作業日までに提出すること。
 なお、3月分は3月末までとする。
- (3) その他の報告
 その他報告が必要と区が認める事案が発生した場合には、区はこの事について書

面による報告を求めることができる。

2) 完了届

上記作業報告について、昨年度の業務月報が提出された日付は次の通りであった。

	完了年月日	完了届出日	業務月報受付日
4月	平成31年4月30日	平成31年4月30日	平成31年4月30日
5月	令和元年5月31日	令和元年5月31日	令和元年5月31日
6月	令和元年6月30日	令和元年6月30日	令和元年6月30日
7月	令和元年7月31日	令和元年7月31日	令和元年7月31日
8月	令和元年8月31日	令和元年8月31日	令和元年8月31日
9月	令和元年9月30日	令和元年9月30日	令和元年9月30日
10月	令和元年10月31日	令和元年10月31日	令和元年10月31日
11月	令和元年11月30日	令和元年11月30日	令和元年11月30日
12月	令和元年12月31日	令和元年12月31日	令和2年1月8日
1月	令和2年1月31日	令和2年1月31日	令和2年1月31日
2月	令和2年2月29日	令和2年2月29日	令和2年3月5日
3月	令和2年3月31日	令和2年3月31日	令和2年3月31日

(意見 No. 36)

完了年月日と業務月報の完了届出日が4月～3月まで全く同じであるが、完了年月日は作業の完了日であり、完了届出日は清掃事業課に提出する日であることから、受付年月日が全て月末でなければ1年間全く同じということは考え難い。12月と2月の完了届の届出日と受付年月日の日付が一致していないが、業務月報には「下記のとおり完了したのでお届けします」との記載があり、郵送での提出以外は受付年月日と同一日付でなければならないと考えられることから、業務月報の届出日は実際の届出日として記載することが必要であると考えます。

(指摘 No. 9)

業務内容指示書において、3月の業務月報以外は「作成した業務月報は、翌月5日までに管轄の清掃事務所及び清掃事業課に提出すること。5日が作業休日又は閉庁日の場合は翌作業日までに提出すること」とされている。上表の通り12月の業務月報の受付日は1月8日となっており、業務内容指示書で規定する提出期限を遵守できていないこととなる。

年末年始の休業の関係で提出が遅くなっていることが想定できるが、期日を

守ることが厳しい状況であれば、区と委託者で協議の上、区側で問題がなければ期日を延ばす等の対応をしてでも、期日を遵守してもらうことの方が、委託者への牽制機能等、統制面の効果を考慮すると大切なことだと考えられるため、遅延の原因を確認の上、提出期限を再検討することが望まれる。

3) 業務月報

平成 30 年度と令和元年度の業務月報について、その搬入台数と搬出台数を清掃事務所から送られてきた月報と照合した。

(指摘 No. 10)

上記の照合の結果、次の月において業務月報の数値と清掃事務所からの月報の数値が整合していなかった。

・ 平成 30 年 4 月分

搬出（台）の平常車の中防の 4 月 23 日について、業務月報では 2 台と記載されているが、清掃事務所からの月報では 1 台となっており、その結果、月合計数も 45 台に対して、44 台となっていた。

・ 平成 30 年 11 月分

搬出（台）の平常車の不燃セの 11 月 3 日について、業務月報では 1 台と記載されているが、清掃事務所からの月報では 0 台となっており、その結果、月合計数も 8 台に対して、7 台となっていた。

・ 平成 31 年 1 月分

搬出（台）の不燃セの 1 月 28 日について、業務月報では 1 台と記載されているが清掃事務所からの月報では 2 台となっており、その結果、月合計数も 43 台に対して、44 台となっていた。

・ 平成 31 年 2 月分

搬出（台）の臨時車の 2 月 12 日について、業務月報では 0 台と記載されているが、清掃事務所からの月報では 3 台となっており、その結果、月合計数も 2 台に対して、5 台となっていた。

・ 令和元年 9 月分

搬入（台）の平常車の 9 月 6 日について、業務月報では 18 台と記載されているが、清掃事務所からの月報では 19 台、また、9 月 30 日については、業務月報

では 0 台と記載されているが、清掃事務所からの月報では 12 台となっており、その結果、月合計数も 360 台に対して、373 台となっていた。

- ・ 令和元年 10 月分

搬出（台）の臨時車について、業務月報の月中の合計台数は 6 台であるが、清掃事務所からの月報では 18 台となっており、12 台分が記載漏れと考えられる。

- ・ 令和 2 年 1 月分

搬出（台）の平常車のリーテム及び中防について、ともに業務月報の月中の合計台数は 0 台となっているが、清掃事務所からの月報ではリーテムが 22 台、中防が 8 台であり、合計 30 台分が月報への記載漏れと考えられる。

- ・ 令和 2 年 3 月分

搬入（台）の平常車について、業務月報では 3 月 30、31 日の両日とも 0 台となっているが、清掃事務所からの月報では 30 日は 12 台、31 日は 18 台となっており、その結果、月合計数も 360 台に対して、390 台となっていた。合計 30 台分が月報への記載漏れと考えられる。また、搬出（台）の臨時車について、業務月報では 0 台と記載されているが、清掃事務所からの月報では 6 台となっており、清掃事務所の月報の台数の方が多くなっている。

業務月報は委託業者の業務の完了を確認するものであり、委託報酬の支払の根拠となる証憑である。このため、関連する書類間での整合性が当然に確保され、その正確性が担保されるべきものである。上記事実から区では書類間の整合性の確認が十分に実施されていないことが分かるため、管理体制の改善が必要である。不整合があれば委託業者へ確認を求める等、より一層の厳しい確認体制が望まれる。

(5) 安全作業

当該中継業務委託の作業の安全確保について、仕様書によれば委託業者には次の事項が定められている。

10 安全作業

(1) 安全作業の指導

受託者は、業務従事者に対して、以下の安全作業を徹底させること。

- ア 作業服や手袋、保護面、防塵マスク等の保護具の着用についての指導
- イ 中継車両の架装の操作指導

(2) 事故発生時の連絡先

ア 管轄の清掃事務所（閉庁日の連絡先については、別途通知する。）

イ 清掃事業課

(意見 No. 37)

区では委託業者に上記の安全作業を課しているものの、具体的にどのような安全作業を実施しているか確認している書類がない。

安全作業をしていることを確認しているのであれば、どのような対策を行い、どのような指導をしているかを書面で残し、その旨を区に報告させるようにすることが委託した先に対する区の管理責任を果たすことになると考えられるため、安全作業に関する委託者からの報告及びその検証について、制度を構築することが必要なものとする。

(6) 粗大中継所取締簿

履行場所の糎谷粗大中継所は作業時間が午前 7 時 40 分から午後 4 時 25 分までであり、当該中継所の開閉時間について、粗大中継所取締簿で開庁時間、閉庁時間及び開閉作業を行った者の氏名を記録している。

各月の粗大中継所取締簿を確認したところ、全ての日にちで開庁時間は 7 時 00 分、閉庁時間は 16 時 25 分と記載されていた。

(意見 No. 38)

開閉時間が全ての日にちで全く同じ時間ということは通常考えられず、特に大きな変動がなければ、ルーティンとして開閉時間は 7 時 00 分、閉庁時間は 16 時 25 分と記載されていると考えられる。

しかしながら、昨今の時間管理の厳格化からすれば、今後は分刻みでの時間管理やタイムカード等での管理を行っていくことが必要であるとする。

(意見 No. 39)

粗大中継所取締簿には確認欄として次の欄が設けられているが、押印されている粗大中継所取締簿を確認することはできなかった。

確 認				
技能長	統括技能長	作業係長	管理係長	所長

時間管理を上長が確認していることの確認及び責任の明確化のためにも当該確認欄への押印を行っていく必要があるものとする。

3. 可燃ごみの収集業務並びに京浜島中継所における粗大ごみの搬入受入れ業務及び分別・積み替え業務委託

(1) 概要

当該業務委託は、区内のごみ集積所等に排出された可燃ごみを適切、迅速かつ効率的に収集することを目的とする他、京浜島中継所において区の指定する車両により搬入される粗大ごみ及び区民により自己持込みされる粗大ごみの受入れを行い、受入れた粗大ごみを分別し、積み替え業務を行うことを目的として行われる。

(2) 業務委託契約

1) 契約金額等

契約締結年月日	件名	業者名	契約金額
平成 31 年 4 月 1 日	平成 31 年度可燃ごみの収集業務並びに粗大ごみ搬入受入れ業務及び分別・積替え業務委託	一般財団法人大田区環境公社	257,722,693 円

2) 契約の内容等

当該業務委託契約の主な内容は仕様書によれば、次の通りである。

<p>1 件名</p> <p>平成 31 年度可燃ごみの収集業務並びに京浜島中継所における粗大ごみの搬入受入れ業務及び分別・積替え業務委託</p> <p>2 目的</p> <p>本件委託は、大田区（以下「甲」という。）が実施する可燃ごみ収集事業において、区内の集積所等に排出された可燃ごみを受託者（以下「乙」という。）が適切、迅速かつ効率的に収集することを目的とする。また、京浜島中継所において、甲の指定する車両により搬入される粗大ごみ及び区民により自己持込みされる粗大ごみの受入れを行い、受け入れた粗大ごみを分別し、積み替え業務を行うことを目的とする。</p> <p>3 履行期間</p> <p>平成 31 年 4 月 1 日 ～ 平成 32 年 3 月 31 日まで</p>

4 業務内容

主な業務内容については、次のとおりとする。なお、本業務の範囲の細目は、別紙1「可燃ごみ収集業務指示書」及び別紙2「粗大ごみの受入れ業務及び分別・積替え業務指示書」に定めるとおりとする。

- (1) 可燃ごみの収集業務
- (2) 京浜島中継所における粗大ごみの受入れ業務
- (3) 京浜島中継所における粗大ごみの分別・積替え業務

5 履行場所

- (1) 可燃ごみ収集業務
甲が指定する地域
- (2) 粗大ごみ受入れ及び分別・積替え業務
京浜島中継所 大田区京浜島三丁目5番7号

6 計画ごみ量

- (1) 可燃ごみ
甲が指定する地域 計画量 30,888 トン (日量 99 トン)
- (2) 粗大ごみ
 - ア 大森清掃事務所管内収集分 計画量 2,340 トン (日量 7.5 トン)
 - イ 調布清掃事務所管内収集分 計画量 1,872 トン (日量 6.0 トン)
 - ウ 粗大ごみ自己持込受入分 計画量 499 トン (日量 1.6 トン)

7 作業日

別紙「平成31年度作業計画七曜表」のとおり

8 作業時間

- (1) 可燃ごみの収集業務
月曜日から土曜日 午前8時から午後4時まで
- (2) 京浜島中継所における粗大ごみの受入れ業務
月曜日から土曜日 午前8時から午後4時まで
日曜日 午前9時から午後4時まで
- (3) 京浜島中継所における粗大ごみ分別・積替え業務
月曜日から土曜日 午前8時から午後4時まで

3) 契約の方法及び経緯等

本件についての契約の方法は、他社の見積書を徴さない業者推薦書による随意契約によっている。

随意契約とする理由は起案書「30 環清発第 11271 号」の業者推薦書によれば次の通りである。

3 推薦理由

一般財団法人大田区環境公社は、平成 29 年度から可燃ごみの収集業務並びに京浜島中継所における粗大ごみの搬入受入れ業務及び分別・積替え業務委託（区長が指定する委託契約（平成 4 年訓令甲第 6 号）第七号に該当）を受託し、区と連携して安定的な事業を実施し、履行状況も良好である。

また、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下、「廃棄物処理法」という。）第 6 条の 2 第 2 項及び同施行令第 4 条で定める基準を満たす事業者であり、区が出資する外郭団体として公共性が高い。

以上のことから、本業務の委託先として最も適した業者である。

(意見 No. 40)

当該業務委託は特別区と東京都が交わした「覚書」により、区が全額出資する法人に委託する場合に限り認められるものである。このため、当該業務委託契約は「業務の性質上、契約の相手方が特定され、かつ、契約の性質又は競争入札に適さないもの」として区長が指定する委託契約（平成 4 年 3 月 30 日訓令甲第 6 号）の第 7 号に該当するものと判断し、平成 29 年度に総務部長との協議の上、業者推薦書は不要であることが決定されている。上記の業者推薦書は清掃事業課で誤って作成したものであるとのことであった。

しかしながら、可燃ごみの収集業務であれば東京二十三区清掃協議会を窓口として、車両雇上契約（車付雇上）を一般社団法人東京環境保全協会に加盟する雇上会社と締結する選択肢があり、一般財団法人大田区環境公社に委託する業務についても委託先選定の余地があるため、いずれを選択するかを決定した過程を見積書等とともに文書として残しておくことが必要なものとする。

(3) 支出予定金額の内訳と期別支払金額

当該業務委託契約の支出予定金額と期別支払金額は内訳書によれば次の通りである。

・支払総額

消費税抜き	236,604,100 円
消費税	21,118,593 円
合計	257,722,693 円

・期別支払金額

	税抜き	消費税	合計
第1期(4~6月分)	94,110,020 円	7,528,801 円	101,638,821 円
第2期(7~9月分)	32,980,765 円	2,638,461 円	35,619,226 円
第3期(10~12月分)	67,305,040 円	6,730,504 円	74,035,544 円
第4期(1~3月分)	42,208,275 円	4,220,827 円	46,429,102 円

消費税率は1、2期は8%、3、4期は10%

期別支払金額は各期によりかなり異なっているが、これは人的経費及び事務経費等が業務量により変動するためであるとしている。

(意見 No. 41)

期別支払金額は上記のように各期、均等払いではなく、その業務量に応じて各期で異なる形となっており、当該金額は見積書の金額と同じである。

しかしながら、各期によって支払額が異なることについての理由が「各期の業務量に基づく経費の変動のため」だけでは、その理由を説明したことにはならないと考える。

受託者は、人件費、経費等の費目を積み重ねた上で年間の請求額を計算していることから、その費目構成に関する各期の情報の提供を区から受託者に求め、支払金額が妥当なものであるかを検証することが必要なものとする。

(4) 精算額

当該業務委託契約は、業務量により経費が変動することから、第4期の支払いにおいて精算を行っている。

令和元年度の精算額は精算書によれば次の表の通りである。

(単位：円)

科目	予算額	精算額	差引過不足額
概算受領額	257,722,693	251,161,484	6,561,209
利息	0	△576	576
合計	257,722,693	251,160,908	6,561,785
(内訳)			
事業費	240,280,034	238,622,099	1,657,935
給与手当	179,547,920	163,470,675	16,077,245
退職給付費用	3,696,960	3,266,120	430,840
福利厚生費	30,000,586	29,788,297	212,289
旅費	9,460	9,900	△440
通信費	275,400	222,792	52,608
修繕費	0	35,640	△35,640
燃料費	111,974	44,280	67,694
消耗品費	1,380,882	4,057,704	△2,676,822
賃借料	410,832	414,636	△3,804
水道光熱費	3,888,000	3,906,466	△18,466
広告宣伝費	2,558,520	2,722,989	△164,469
保険料	0	1,132,370	△1,132,370
支払手数料	43,200	26,780	16,420
委託費	0	550	△550
賞与引当金	0	10,374,000	△10,374,000
租税公課	18,356,300	19,148,900	△792,600
管理費	17,442,659	12,539,385	4,903,274
福利厚生費	6,530,000	6,171,942	358,058
旅費	21,120	6,494	14,626
通信費	213,988	232,659	△18,671
燃料費	0	3,268	△3,268
消耗品費	145,481	403,546	△258,065
広告宣伝費	174,700	130,800	43,900
保険料	1,253,890	0	1,253,890
支払手数料	108,000	96,384	11,616
役員報酬	690,000	299,000	391,000

賃借料	2,113,992	1,790,526	323,466
租税公課	2,981,080	101,800	2,879,280
委託費	3,141,720	3,186,791	△45,071
車両費	68,688	68,575	113
雑費	0	47,600	△47,600
合 計	257,722,693	251,161,484	6,561,209

精算額は6,561,209円であり、予算額比で2.5%と予算の精度としてはそれなりの精度であったと考えられる。

(意見 No. 42)

しかしながら、個々の科目で見ていくと、事業費では、予算では賞与引当金が計上されていないが実際には10,374,000円計上されていることから、その分差額が生じており、給与は予算額に賞与引当金を計上していると思われるためか、予算額が実際の金額よりも約1,600万円多くなっている。

また、管理費においても、予算額で計上されている保険料と租税公課は実際発生額と大きく乖離しない科目であると考えられるが、保険料は予算額1,253,890円に対し実際発生額はゼロであり、租税公課は予算額2,981,080円に対し実際発生額は101,800円とかなり乖離している。

そのため予算額を区は事前に入手し、その妥当性について事前に検討する等し、また、必要に応じて修正を求める等し、予算額の更なる精緻化を図っていくことが必要であると考えられる。

4. 不燃ごみ等の再資源化事業における分別・積み替え業務委託

(1) 概要

当該業務委託は区内の清掃事務所等に収集された不燃ごみを再資源化するために分別し積み替えることを目的として行われるものである。

(2) 業務委託契約

1) 契約金額等

契約締結年月日	件名	業者名	契約金額
平成 31 年 4 月 1 日	平成 31 年度大田区不燃ごみ等の再資源化事業における分別・積み替え業務委託	東京都環境衛生事業協同組合 大田区支部	215,734,180 円

2) 契約の内容等

当該業務委託契約の主な内容は仕様書によれば、次の通りである。

<p>1 件名 平成 31 年度大田区不燃ごみ等の再資源化事業における分別・積み替え業務委託</p> <p>2 期間 平成 31 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日まで</p> <p>3 作業予定日 作業日程は、別紙 1 「平成 31 年度 作業計画七曜表」のとおりとする。なお、双方協議の上、作業日程を変更する場合がある。 不燃ごみ分別・積み替え業務 312 日（平日作業日 290 日、休日等作業日 22 日）</p> <p>4 作業時間 労働基準法に基づく休憩時間及び作業時間を含む。 (1) 不燃ごみ分別・積み替え業務 午前 7 時 15 分から午後 4 時まで</p> <p>5 履行場所及び対象不燃ごみ等 受託者が運営する不燃ごみ分別中継所（以下「中継所」という。） (1) 大森清掃事務所管内不燃ごみ収集分 予定数量 1, 440 トン（日量 5 トン） (2) 調布清掃事務所管内不燃ごみ収集分 予定数量 1, 152 トン（日量 4 トン） (3) 蒲田清掃事務所管内不燃ごみ収集分 予定数量 2, 016 トン（日量 7 トン） (4) 拠点回収した小型家電</p>

予定数量 2.4トン（日量0.2トン）

6 委託業務

主な業務内容については下記のとおりとする。詳細については別紙2「業務内容指示書」において別途指示する。

- (1) 不燃ごみ収集車両受入・積み降ろし業務
- (2) 不燃ごみ等分別業務
- (3) 不燃ごみ等積み替え業務
- (4) その他関連業務
- (5) 日報・月報の作成、報告業務

7 作業報告

受託者は以下の書類を管轄の清掃事務所及び清掃事業課に提出すること。

- (1) 不燃ごみ等分別・積み替え業務日報
- (2) 不燃ごみ等分別・積み替え業務月報
- (3) その他清掃事業課及び清掃事務所が指示するもの。

3) 契約の方法及び経緯等

当該分別・積替え業務委託契約の方法は、業者推薦による随意契約によっている。その理由は業者推薦書によれば次の3点である。

2 推薦理由

(1) 業務に精通していること

- ① 不燃ごみ分別・積替え業務とは、収集した不燃ごみを資源化対象物、水銀含有物、その他資源・ごみを分別する。その後分別した品目ごとに車両へ積み替える業務である。資源化対象物、水銀含有物、その他資源・ごみへの分別及び積み込み業務では迅速かつ円滑な作業が必須となる。そのため、業務について熟知していることが求められる。推薦業者は粗大ごみの分別・積み替え業務を区より委託された経緯があるため、円滑に事業を進めることができる。
- ② 不燃ごみの積み替え作業は、小型プレス車等の特殊架装によって不燃ごみを破砕する。したがって、破片の飛散等による事故防止の観点から、安全作業について特段の配慮をしていることが必要不可欠である。
- ③ 上記支部に加盟する事業者は、従前から23区清掃事業に関わり、本業務に精通し、業務に真摯に取り組む等、信頼度も非常に高い。

(意見 No. 43)

区では上記業者推薦書の推薦理由から他社からの見積りを徴せずに、委託業者を決定している。

不燃ごみの分別・積替え業務は業務に精通していることは必要であるが、当該理由をもって随意契約とすることは法で規定する随意契約できる場合の要件に当てはめることはできないと考える。

そのため、業者の決定に当たっては他社からの見積りを徴し、その見積金額の適正性を確認していく必要があると考える。

4) 契約金額の内訳書と予定収集量

契約金額の内訳は次の表の通りである。

項目	数量	単位	単価	計
1 分別・積替え業務委託（平日）	146	日	476,000 円	69,496,000 円
2 分別・積替え業務委託（休日等）	11	日	595,000 円	6,545,000 円
3 施設使用料（4月～9月）	6	月	3,900,000 円	23,400,000 円
計				99,441,000 円
消費税（8%）				7,955,280 円
4 分別・積替え業務委託（平日）	144	日	476,000 円	68,544,000 円
5 分別・積替え業務委託（休日等）	11	日	595,000 円	6,545,000 円
6 施設使用料（10月～3月）	6	月	3,900,000 円	23,400,000 円
計				98,489,000 円
消費税（10%）				9,848,900 円
小計				197,930,000 円
消費税小計				17,804,180 円
合計				215,734,180 円

※ 上記表の「分別・積替え業務委託（休日等）」の単価は祝日、日曜、12月30日に適用する。

また、過去3年度の契約単価の推移は次の表の通りである。

	平成29年度	平成30年度	令和元年度
分別・積替え業務（平日）	240,000 円	400,000 円	476,000 円
分別・積替え業務（休日等）	320,100 円	533,500 円	595,000 円
施設使用料	3,500,000 円	3,900,000 円	3,900,000 円

契約単価について令和元年度は平成29年度に比して全ての単価が上昇し

ている。一方で、不燃ごみの予定収集量は次の通りである。

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
大森清掃事務所管内不燃ごみ収集分	1,728 トン	1,440 トン	1,440 トン
調布清掃事務所管内不燃ごみ収集分	1,440 トン	1,152 トン	1,152 トン
蒲田清掃事務所管内不燃ごみ収集分	-	2,016 トン	2,016 トン
拠点回収した小型家電	-	-	2.4 トン
計	3,168 トン	4,608 トン	4,610.4 トン

平成 30 年度は平成 29 年度に比して分別・積み替え業務と施設使用料の契約単価が上昇しているが、これは予定収集量の増加が要因であると考えられる。

(意見 No. 44)

令和元年度は平成 30 年度に比して分別・積み替え業務の契約単価が上昇しているが、これは拠点回収する小型家電が新たに業務として追加されたためであると考えられる。

しかしながら、分別・積み替え業務の契約単価は平日で 76,000 円、休日等で 61,500 円上昇していることに対し、拠点回収した小型家電は 2.4 トンと少量であり、なぜこれだけ契約単価が上昇したか、契約単価の費用構成が不明であるため、検証することができない。

また、見積書にも特に単価が上昇した理由について記載されていない。契約単価が変更される場合には、他社からの見積りを取っていない以上は、その理由について書面で入手し、その金額変更が妥当なものであるかを検証することが必要であると考えられる。

(3) 業務内容

当該分別・積み替え業務委託契約の業務内容は業務内容指示書によれば次の通りである。

1 収集車両受入業務

(1) 車両の誘導

車両が中継所内に入場する際には、誘導し、場内及び周辺道路における安全を十分に確保すること。また、場外への退出の際においても、車両を誘導すること。

(2) 搬入車両の確認

搬入車両番号を確認し、事前に搬入を通知していない車については、管轄の清掃

事務所に確認のうえ、その指示に従うこと。

(3) 不燃ごみ荷降ろし業務

搬入車両から不燃ごみを降ろすこと。

(4) 計量

- ① 搬入時不燃ごみの計量
- ② 分別した資源化対象物の計量
- ③ 資源物、水銀含有物以外の不燃ごみ搬出時の計量

2 不燃ごみ中継業務

(1) 積み替え（積み込み）

- ① 中継所に搬入された不燃ごみ収集分は「(2) 分別基準」のと通りの分別を行うこと。
- ② 分別後、区が契約する車両に積み替え（積み込み）すること。
- ③ 蛍光灯・乾電池等の水銀含有物の搬出については、区が別途運搬・処理を契約する車両へ積み込むこと。

(2) 分別基準

主な分別基準については、下記のとおりとする。①、②の詳細については、別紙「分別品目一覧」に例示する。

- ① 小型家電 10 品目
- ② 上記小型家電 10 品目以外の小型家電
- ③ 金属
- ④ びん・缶
- ⑤ ガラス・陶器
- ⑥ 水銀含有物
 - (ア) 蛍光灯
 - (イ) 乾電池
 - (ウ) その他の水銀含有物
- ⑦ ライター
- ⑧ スプレー缶・カセットボンベ
- ⑨ その他不燃ごみ

(3) 搬出

中継所からの不燃ごみ搬出・資源化対象物搬出車両については、区が契約する車両を使用すること。蛍光灯・乾電池等の水銀含有物の搬出については、区が別途運搬・処理を契約する車両を使用すること。

(4) 場内整理

中継所に搬入された不燃ごみを、業務に支障をきたさないよう、場内を整理する

こと。

3 その他関連業務

日々の作業終了後、場内を整理し、また、施設周辺の清掃を行うこと。

また、別紙の「分別品目一覧」は次の通りである。

<資源化対象不燃ごみ（小型家電 10 品目）品目リスト（例示）>

	品目名	備考
1	携帯電話	
2	携帯音楽プレーヤー	CD・MD プレーヤー、イヤホン、ヘッドホン
3	携帯ゲーム機器	
4	デジタルカメラ	
5	ポータブルビデオ・カメラ	
6	ポータブルカーナビ	
7	電子辞書	
8	卓上計算機	
9	AC アダプター	ケーブル、ジャック、プラグ、充電器
10	USB メモリ	

<資源化対象不燃ごみ（小型家電 10 品目以外）品目リスト（例示）>

	品目名	備考
1	理容用機器	ドライヤー、アイロン、電気かみり、電気バリカン、電動歯ブラシ等
2	小型掃除機	
3	炊飯器	
4	電話機	
5	ラジオ	
6	映像機器	VHS・HDD・DVD プレーヤー等
7	音響機器	IC レコーダー、ヘッドホン、イヤホン、小型スピーカー
8	補助記憶装置	HDD
9	電子体温計・血圧計	
10	懐中電灯	
11	電子時計	

(4) 作業報告

当該作業の業務報告は、業務内容指示書において次のように定められている。

<p>4 日報・月報の作成、報告義務</p> <p>(1) 業務日報等の作成・報告</p> <p>① 業務日報等の作成 日々の搬入及び搬出延べ台数を集計し、業務日報等を作成すること。</p> <p>② 業務日報等の提出 作成した業務日報は、翌日までに管轄の清掃事務所及び清掃事業課に提出すること。翌日が作業休日又は閉庁日の場合は、翌作業日までに提出すること。</p> <p>(2) 業務月報の作成・報告</p> <p>① 業務日報の作成 業務日報を集計し、業務月報を作成すること。</p> <p>② 業務月報の提出 作成した業務月報は、翌月5日までに管轄の清掃事務所及び清掃事業課に提出すること。5日が作業休日又は閉庁日の場合は翌作業日までに提出すること。</p>
--

(指摘 No. 11)

令和元年12月分の業務月報はその完了届の受付年月日が令和2年1月8日の押印であった。業務内容指示書では業務月報は翌月5日までとなっており、12月の業務月報の提出日は業務内容指示書の報告日の期日を超えている。

年末年始の休業の関係で提出が遅くなっていることが想定できるが、期日を守ることが厳しい状況であれば、区と委託者で協議の上、区側で問題がなければ期日を延ばす等の対応をしてでも、期日を遵守してもらうことの方が、委託者への牽制機能等、統制面の効果を考慮すると大切なことだと考えられるため、遅延の原因を確認の上、提出期限を再検討することが望まれる。

(意見 No. 45)

業務内容指示書では業務月報と業務日報の提出は求められているものの、作業が完了した確認をする完了届についての提出が求められていない。実際の業務では完了届は提出されていることから、実際の業務に合わせ業務内容指示書においても完了届の提出についても記載することが必要であると考えられる。

第5項 資源持ち去り防止対策

1. 概要

大田区では、平成15年7月1日に「大田区廃棄物の減量及び適正処理に関する条例」を改正施行し、指定事業者以外の者が資源物を集積所から持ち去る行為を禁止する他、清掃事務所職員等による持ち去り防止パトロールを実施していた。

そして、平成20年度に同条例を改正（平成21年4月1日施行）し、同条例に違反して資源物を集積所から持ち去る者に対して持ち去り行為の禁止を命じること及びその禁止命令に違反した者に対して20万円以下の罰金を科すことができるようになったことにより、持ち去り防止パトロールを強化し、職員によるパトロールに加え、委託業者によるパトロールを実施している。

資源持ち去り防止対策の実施体制の経緯は次の通りである。

年 月 日	実 施 体 制
平成12年4月1日	大田区廃棄物の減量及び適正処理に関する条例施行
平成15年7月1日	大田区廃棄物の減量及び適正処理に関する条例改正施行 【改正内容】 <ol style="list-style-type: none"> 1 「資源ごみ」を「資源物」と位置付ける 2 所定の場所（集積所）に持ち出された資源物の所有権は大田区に帰属すること、区長が指定する事業者以外の者が資源物を収集・運搬することを禁止すること、を規定した。 【持ち去り防止対策】 <ol style="list-style-type: none"> 1 区民及び関係機関（警察、古紙問屋等）への周知及び協力依頼 2 持ち去り防止パトロールの実施（本庁及び清掃事務所職員によるパトロール） 3 持ち去り業者への警告（集積所看板への持ち去り禁止シールの貼付。警告看板の掲示） 4 集団回収への誘導
平成21年4月1日	大田区廃棄物の減量及び適正処理に関する条例改正施行 【改正内容】 <ol style="list-style-type: none"> 1 区長が指定する者以外の者が資源物の収集・運搬した場合、区長はその者に持ち去り行為を行わないよう命じることができる規定を追加。 2 前項の規定による命令に違反した場合、罰則として20万円の罰金を科すこととした。

	<p>【持ち去り防止対策】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 区民及び関係機関（警察、古紙問屋等）への周知及び協力依頼 2 持ち去り防止パトロールの強化（職員によるパトロールに加え、委託業者によるパトロールを実施） 3 持ち去り業者への警告（集積所看板への掲示） 4 「資源持ち去り防止シール」「意思表示紙」を貼付した上での資源の排出の呼びかけ 5 集団回収活動の実施を奨励
--	---

また、上記の資源持ち去り防止対策に関連する条例及び要綱の条項は次の通りである。

<大田区廃棄物の減量及び適正処理に関する条例>

<p>(収集又は運搬の禁止等)</p> <p>第 33 条の 2 一般廃棄物処理計画で定める所定の場所に持ち出された資源物の所有権は、大田区に帰属する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 2 一般廃棄物処理計画において区長が指定する者以外の者は、前項の資源物を収集、又は運搬してはならない。 3 区長は、一般廃棄物処理計画において区長が指定する者以外の者が前項の規定に違反して、資源物を収集し、又は運搬したときは、その者に対し、これらの行為を行わないように命ずることができる。
<p>第 7 章 罰則</p> <p>第 75 条 次の各号のいずれかに該当する者は、20 万円以下の罰金に処する。</p> <p>(2) 第 33 条の 2 第 3 項の規定による命令に違反した者</p> <p>第 78 条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前 3 条に規定する違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑又は科料刑を科する。</p>

<家庭ごみ等の収集作業実施要綱>

<p>第 2 この要綱における用語の意義は、法令に定めるもののほか、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(3) 資源物</p> <p>大田区廃棄物の減量及び適正処理に関する条例（平成 11 年条例第 36 号。以下「条例」という。）第 10 条に規定する資源物をいい、以下の品目とする。</p> <p>古紙（新聞、雑誌・雑がみ、紙パック、段ボール）、びん、かん、ペットボトル、食品トレイ及び発泡スチロール</p>
--

2. 資源持ち去り防止パトロール業務委託

(1) 概要

区が実施する資源回収事業において、「大田区廃棄物の減量及び適正処理に関する条例」で禁止している、集積所に排出された新聞・雑誌・段ボール・かん等を区が指定する者以外の者により持ち去られる行為を、車両による巡回警備によって防止することを目的としたパトロール業務を外部委託している。

(2) 契約金額等

1) 契約金額等

平成 31 年度の資源持ち去り防止パトロール業務委託契約の契約締結日及び業者は次の通りである。

契約締結年月日	件名	業者名
平成 31 年 4 月 1 日	平成 31 年度資源持ち去り防止パトロール業務委託 (単価契約)	株式会社ネクサス

当該契約の契約期間は平成 31 年 4 月 1 日から平成 32 年（契約時は平成表記）3 月 31 日までの 1 年間である。

また、支出予定金額とその内訳は次の通りである。

業務名	単価	台数/日	予定日数	予定金額
資源持ち去り防止パトロール(4～9月)	26,000円	3	157日	12,246,000円
消費税				979,680円
小計				13,225,680円
資源持ち去り防止パトロール(10～3月)	26,000円	3	153日	11,934,000円
消費税				1,193,400円
小計				13,127,400円
合計				26,353,080円

2) 契約の方法及び経緯等

当該業務委託契約は、2社から見積りを徴した上で、単価の低い(株)ネクサスに決定している。2社の見積り（金額は税抜）は次の表の通りである。

法人名	単価 (1 台/日)	回数	見積金額
株式会社ネクサス	26,000 円	930 回	24,180,000 円
ANA スカイサービス株式会社	27,000 円	930 回	25,110,000 円

3) 過年度の契約状況

平成 29 年度及び平成 30 年度の契約状況（金額は税抜）は次の通りである。

<平成 29 年度>

件名	業者名	単価 (1 台/日)	回数	見積金額
平成 29 年度資源持ち去り防止パトロール業務委託（単価契約）	株式会社ネクサス	24,000 円	930 回	22,320,000 円

※ 見積は 3 社から入手。平成 28 年度の 310 回から回数が平成 29 年度から 3 倍（1 台から 3 台）に増加している。

<平成 30 年度>

件名	業者名	単価 (1 台/日)	回数	見積金額
平成 30 年度資源持ち去り防止パトロール業務委託（単価契約）	株式会社ネクサス	25,000 円	924 回	23,100,000 円

※ 見積は 2 社から入手

(3) パトロールの実施日及び実施方法等

1) パトロール実施日等

パトロールの実施区域、実施日、実施時間は仕様書によれば次の通りである。なお、仕様書中の甲は大田区、乙は受託者である。

<p>4 実施日等</p> <p>(1) パトロール実施日は、契約期間中の日曜日及び年末年始（12 月 31 日～1 月 3 日）以外で、祝日を含む 310 日（実施予定日数）とする。</p> <p>(2) パトロール実施区域は、甲が前月 25 日までに 1 か月分をまとめて指示する。ただし、4 月実施分については契約締結後指示する。</p> <p>(3) 乙は、甲からのパトロール実施区域の指示後速やかに、パトロールを行う乙警備員（以下「警備員」という。）の「勤務予定表」を甲へ提出すること。</p> <p>(4) 甲から別途パトロール実施区域の指定があった場合には、その指示に従うこと。</p>
--

(5) パトロール時間は、午前6時30分から午前9時00分までの2時間30分とする。

なお、パトロールの実施区域は、資源回収曜日一覧の通りで、甲が別途指示する区域である。資源回収曜日一覧は次の表の通りである。

曜日	大森清掃事務所		調布清掃事務所		蒲田清掃事務所	
	月	北馬込	全域	田園調布本町	全域	西六郷
中央		1丁目	田園調布南	全域	仲六郷	2~4丁目
東馬込		全域	西嶺町	全域	東六郷	全域
南馬込		1~3丁目			南六郷	全域
山王		全域				
火	大森西	1~6丁目 7丁目(一部)	久が原	2~6丁目	千鳥	2丁目(一部) 3丁目
	大森本町	1丁目(一部) 2丁目(一部)	千鳥	1丁目(1~19番)	下丸子	全域
			仲池上	全域	多摩川	全域
			南久が原	全域	矢口	全域
水	池上	3、6丁目 5、7、8丁目(一部)	上池台	2~3、5丁目	西糀谷	全域
	中央	2~3丁目、7~8丁目	東雪谷	全域	南蒲田	全域
	東矢口	1丁目(一部)			萩中	全域
木	大森北	全域	石川町	全域	大森西	7丁目(一部)
	大森本町	1丁目(1~8番)	鶴の木	全域	蒲田	全域
			千鳥	1,2丁目(一部)	蒲田本町	全域
			田園調布	全域	西六郷	1丁目
			雪谷大塚町	全域	仲六郷	1丁目
				東蒲田	全域	
金	大森中	全域	北嶺町	全域	池上	5,7,8丁目(一部)
	大森東	全域	久が原	1丁目	新蒲田	全域
	大森南	1丁目(一部) 2~5丁目	東嶺町	全域	西蒲田	全域
	大森本町	2丁目(一部)	南雪谷	全域	東矢口	1丁目(一部) 2,3丁目

	平和島	全域				
土	池上	1～2丁目、4丁目	上池台	1丁目、4丁目	大森南	1丁目（一部）
	中央	4～6丁目	北千束	全域	羽田	全域
	中馬込	全域	南千束	全域	羽田旭町	全域
	西馬込	全域			東糀谷	全域
	南馬込	4～6丁目			北糀谷	全域
					本羽田	全域

2) パトロール方法等

当該業務委託のパトロール方法等は同じく仕様書によれば次の通りである。

8 パトロール方法等

- (1) 各パトロール車両には、警備員2名（内1名は運転手を兼任）が乗車する。
- (2) 警備員は、乙が自ら用意する車両により甲が指示するパトロール実施区域内に開始時間までに到着し、終了時間までの間パトロールを行うこと。
- (3) 警備員は、集積所に出された甲の指定する資源物に、甲が用意する「持ち去り禁止シール」を適宜貼付すること。
- (4) パトロール中、集積所から資源物を持ち去る行為を発見したときは、持ち去ろうとした資源物を元の集積所に戻させ、運転免許証等身分証明書の提示協力を求め本人確認した上で、甲が用意する「注意ビラ」及び「収集・運搬に関する警告書」（区長公印押印済み。以下「警告書」という。）を交付すること。
- (5) 警備員は、各パトロール車両における持ち去り行為者、持ち去り行為の状況及び対応内容等を甲指定の「資源持ち去り防止パトロール実施結果報告書」（以下「報告書」という。）により報告すること。ただし、報告書に記載事項がない場合には省略することができる。
- (6) 持ち去り行為者及び持ち去り行為の状況については、ドライブレコーダーにより記録すること。また、乙が用意するビデオカメラ、デジタルカメラによっても可能な限り記録し、撮影データは甲の求めに応じて提出すること。詳細については、別途甲と打ち合わせる事。
- (7) 持ち去り行為者の対応中に暴行・恫喝等の不法行為を受けた場合は、警察に通報するとともに、速やかに甲が別途指定する連絡先へ連絡すること。また、対応困難なトラブル等が発生した場合も、速やかに指定連絡先へ連絡すること。
- (8) 区民からの問い合わせ等があった場合は、説明を行った上で、必要に応じて甲が用意する資料等を手渡すなど、親切丁寧な対応をすること。
- (9) 警備員は、パトロール時間中、常に携帯電話を携帯し甲と連絡が取れるようにする

こと。

(10) パトロール終了後、警備員はパトロール車両ごとに業務終了の電話報告を速やかに甲へ行うこと。また、報告書及び甲指定の「資源持ち去り防止パトロール作業日誌」を、翌日までに来庁し甲に提出すること。ただし、「警告書」を交付した日においては当日中に提出すること。なお、提出日が閉庁日となる場合には、甲の指示に従うこと。

(11) 乙が交付した「警告書」の控えは、1か月分を取りまとめて甲に提出すること。ただし、甲が必要と判断した場合には、甲の求めに応じて提出すること。また、「警告書」の書損分についても併せて提出すること。なお、管理状況（交付・書損・残部数）についても、毎月報告すること。

(4) 持ち去り行為者に対する指導等

持ち去り行為者に対する指導等の流れは、仕様書によれば次の通りである。

9 「注意ビラ」及び「警告書」交付時の指導等

(1) 持ち去り行為者に対しては、「注意ビラ」及び「警告書」を交付すること。ただし、直近で「注意ビラ」を交付済み等の場合には「警告書」のみを交付すること。

(2) 「注意ビラ」を交付する際には、違反行為の内容及び根拠規定を説明すること。

(3) 「警告書」は必要事項を正確に記入し、交付の際には持ち去り行為者に対して警告内容を告げること。

(4) 「収集・運搬禁止命令書」（以下「命令書」という。）の交付を受けた履歴について持ち去り行為者から聴取し、以下の説明を行うこと。

ア 過去に「命令書」の交付を受けたことがない者に対しては、次回違反した時には「命令書」の交付を行うことがある旨の説明を行うこと。

イ 過去に「命令書」の交付を受けたことがある者に対しては、次回違反した時には今回の「警告書」の内容に関わらず罰金が科せられる場合がある旨の説明を行うこと。

ウ 持ち去り行為者の記憶が曖昧である等、交付履歴が不明の場合には、上記ア、イ両方の説明を行うこと。

なお、「命令書」の交付は甲のみが行う。

《参考》持ち去り行為発見者・発見回数に応じた交付文書

	1回目	2回目	3回目以降
甲	「注意ビラ」及び 「警告書」交付	「命令書」交付	・警察通報(告発等) ・「命令書」交付 等
乙	「注意ビラ」及び 「警告書」交付	「注意ビラ」及び 「警告書」交付	「注意ビラ」及び 「警告書」交付

- ※ 発見回数は、原則として甲・乙合計の回数とする。
- ※ 警察署員が発見した場合は、発見者が甲の場合に準じて甲から文書を交付し、発見回数に合算する。
- ※ 発見回数が3回目以降で甲が発見した場合は、常習性・悪質性等を判断し通報（告発等）又は「命令書」の交付を行う。

(5) 警告書、命令書の発行件数及び告発等の件数

過去3年度の警告書、命令書の発行件数及び告発等の件数は次の表の通りであり、警告書、命令書の発行件数、告発等の件数ともに大きな件数の変動はない。

対応内容	平成29年度	平成30年度	令和元年度
警告書	75件	66件	69件
命令書	6件	8件	5件
告発等	2件	3件	1件

(指摘 No. 12)

資源持ち去り防止対策用公印（区長印）押印文書管理簿において、令和元年度に交付された警告書69枚の宛先を確認したところ、8名が3回以上の警告書交付を受けていた。

仕様書では発見回数が3回目以降で常習性・悪質性等を判断した上で通報（告発等）又は命令書の交付を行うとしているが、このうち令和元年度において告発等に至った者は上表の通り1名のみであった。

この8名の警告書の交付回数を確認すると14回の者が1名、9回の者が1名、7回の者が2名、5回の者が1名、4回の者が2名、3回の者が1名である。5回以上に交付を受けている者の常習性はかなり高いと考えられるし、また、この8名のうち2名は過去にも告発等を受けている者であって悪質性も高いと考えられるため、このような者に対しては、より積極的に告発等を行っていくことが、資源の持ち去り行為の防止につながるものと考えられる。

しかしながら、告発等を行わないとした判断過程が明確に文書として残されていないため、「常習性・悪質性等」の判断基準を明確に設定するとともに、「通報（告発等）又は命令書の交付」等の対応の決定過程を説明できるよう文書を残すことが必要なものとする。

(意見 No. 46)

現状では、告発等を行った者に対しても、その後は特に罰則規定が適用されていない。今後は資源の持ち去り行為の防止に関する条例の実効性を高めるため

にも、同一人の 2 回目以上の告発等に対して、積極的に罰則規定を適用していくことを検討する必要があるものとする。

(6) 資源持ち去り防止パトロール作業日誌

パトロール終了後に提出される資源持ち去り防止パトロール作業日誌（以下、この項において「作業日誌」という）に主には次の事項が記載される。

- ・ 実施日時と天候（晴れ・曇り・雨）
- ・ 警備員氏名
- ・ パトロール地域
- ・ 定点監視があればその時間と場所
- ・ 車両の走行距離
- ・ パトロール現場及び業務と時間
- ・ その他の報告（持ち去り現場の有無、警告書の交付枚数、目撃車両数、シール貼付数等）

(指摘 No. 13)

4 月～6 月の作業日誌を確認したところ、次の不適切な事項が検出された。受託者から提出される月次の作業完了の報告書に基づいて委託料は支払われることになるが、作業日誌は作業完了の報告書の内容が実際に履行されたことの根拠となる重要な書類と考えられるため、委託者はその記載内容について今以上の注意を払って確認することが必要なものとする。

- ① 4 月 6 日の大森地区の作業日誌には「その他の報告」として持ち去り現場は「なし」に○が付されていたが、同日には資源持ち去り防止パトロール実施結果報告書が作成されているため、同日の報告書の「その他の報告」の持ち去り現場は「あり」として作成することが必要であった。
- ② 4 月 30 日の調布地区の作業日誌は車両の走行距離が記載されていなかった。業務開始時のkm、業務終了時のkm、当日の走行距離（km）の記載は、当日の作業がパトロール計画に沿って適切に行われたことを確認するための資料ともなることから、記載漏れがあれば追記を求めることが必要である。
- ③ 6 月 7 日の大森地区の作業日誌の車両の走行距離は計算ミスから 34 kmのところを 94 kmと記載されていた。走行距離は通常のパトロールでは概ね 20 km～40 kmの範囲内に収まっており、このような異常値については報告時に確

認を求めることが必要であり、記載内容に誤りがあれば修正を求めることが必要である。

- ④ 6月7日の調布地区の作業日誌についても4月30日同様に走行距離が記載されていなかった（業務開始時のkmは記載されていた）。上記②と同様に追記を求めることが必要である。

3. 他区部との資源持ち去り防止取り組みの比較

大田区以外の特別区でも資源持ち去り防止の取り組みを行っている。次の表は東京都リサイクル事業協会調べによる特別区の資源持ち去り防止の取り組みの一覧である。

自治体	持ち去り条例の有無	対象品目	収集禁止	所有権明示	集団回収	罰則			
						氏名公表	5万円以下罰金	20万円以下罰金	50万円以下罰金
千代田	-	-							
中央	○	古紙・びん・缶・その他の区規則で定める資源物	○			○			
港	○	古紙・びん・缶・その他の区規則で定める物	○					○	
新宿	-	-							
文京	○	古紙・びん・缶・その他再利用の対象となる物	○						○
台東	-	-							
墨田	○	収集場所に出された資源→特定資源物：資源物のうち規則で定めるもの	○						○
江東	○	条文中に規則する資源物	○	○					○
品川	○	資源物（古新聞やあき缶などの資源物）	○		○		○		
目黒	○	家庭廃棄物のうち古紙、びん、缶又はペットボトルその他の再利用可能なもの（資源物）	○		○	○			
大田	○	古紙、ガラスびん、缶等再利用	○	○					○

		の対象となるもの							
世田谷	○	古紙・ガラスびん、缶等再利用 の対象となるもの	○					○	
渋谷	○	規則で定める廃棄物	○					○	
中野	○	家庭廃棄物のうち再利用を目的として分別されたもの	○		○				
杉並	○	古紙・びん・缶その他の再利用 の対象となる物	○	○		○		○	
豊島	○	古紙、びん、缶、ペットボトル等 利用の対象となる物	○					○	
北	○	びん、缶、古紙その他の再利用 の対象となる物	○					○	
荒川	-	-							
板橋	○	所定の場所に持ち出された資源物	○	○		○		○	○
練馬	○	古紙、びん、缶その他の再利用 を目的として分別されたもの	○		○	○		○	
足立	○	古紙、びん、缶その他の再利用 を目的として分別されたもの、 金属を含む廃棄物及び小型家電	○				○	○	
葛飾	○	古紙、びん、缶等再利用の対象 となる物	○					○	
江戸川	-	-							
計	18		18	4	4	5	2	14	1

※ 板橋区では 20 万以下の罰金と 50 万円以下の罰金の両方に○が付されているが、50 万円以下の罰金は常習者に対するものである。

(意見 No. 47)

上表から、大田区は他区と比較して、持ち去り条例の制定、収集禁止や所有権の明示や罰則規定を設けており、持ち去り防止の取り組みとしては進んでいる区であると考えられるが、過去 3 年度の警告書等の交付件数や告発数の推移を見ても減少傾向にあるとはいえない状況にあるため、条例にさらなる実効性を持たせるためにも、板橋区のように常習者に対しては通常より高額な罰金を科すことや、中央区、目黒区、杉並区等のように罰則者の氏名の公表等も制度に取り入れていくことを検討することが望まれる。

第6項 粗大ごみ申告受付業務委託契約

1. 概要

区では粗大ごみを処分しようとする区民からの申し込みを粗大ごみ受付センターで受け付けている。

(1) 区の粗大ごみの定義

区における粗大ごみは、家庭から排出される一辺の長さが概ね 30 cm を超える家具、寝具、電気製品等の大型のごみのことである。

粗大ごみを処分する場合には、事前の申し込みが必要である。この粗大ごみは品目で判断するため、壊す、切り刻む、分解しても粗大ごみとして扱われる。

(2) 粗大ごみの品目

区では粗大ごみの品目一覧を作成・公表しており、当該品目に該当するものは粗大ごみとして処分する必要がある。

ホームページに粗大ごみ品目一覧を五十音順に掲げ、粗大ごみを申し込む際の品目とその手数料を明示している。あ行 43 品目、か行 75 品目、さ行 78 品目、た行 59 品目、な行 11 品目、は行 104 品目、ま行 22 品目、や行 5 品目、ら行 24 品目、わ行 4 品目の合計 425 品目が粗大ごみの品目として掲載されている。

あ行の品目としては次のものが挙げられている。

品目	手数料	メモ
あ IH クッキングヒーター（卓上式のもの）	300 円	
あ IH クッキングヒーター（卓上式以外）	800 円	
あ アイロン台	300 円	アイロンは不燃ごみ
あ アコーディオンカーテン	800 円	
あ 脚無し簡易ソファ（2 人掛け以上）	1,200 円	
あ 足元マット	敷物参照	サイズを確認して、敷物としてお申し込みください。
あ 足元保温マット	敷物参照	サイズを確認して、敷物としてお申し込みください。
あ アタッシュケース	300 円	
あ 編み機	800 円	
あ 網戸・雨戸	400 円	
あ アルミサッシ	800 円	

あ	アンテナ	300 円	BS アンテナ
あ	アンプ	300 円	
い	イーゼル (キャンバスを含む)	300 円	
い	池 (家庭庭園用)	1,200 円	
い	衣桁	300 円	
い	衣装ケース	300 円	
い	椅子 (応接用椅子以外)	300 円	食卓用椅子、勉強机用椅子
い	椅子 (応接用 1 人用のもの)	800 円	
い	椅子 (応接用 2 人以上用のもの)	2,000 円	
い	板類一束 (ガラス板・鉄板類以外)	300 円	短辺と長辺の長さの合計が 135 cm 未満のもの、一束 5 枚まで。アルミ板、竹製、プラスチック製、木製、ベニヤ板。
い	一輪車	300 円	子供用三輪車
う	ウインドサーフィンボード一式	800 円	セール・マスト類を含む、切断等をして、230 cm 以下に小さくしてください。小さくできない場合は業者をお知らせしますので管轄の清掃事務所にお尋ねください。
う	ウインドファン	300 円	
う	植木鉢	300 円	土が入っていると収集できません。土の処分方法は管轄の清掃事務所にお尋ねください。 プランター
う	ウエストマッサージ器	400 円	
う	ウォシュレット	300 円	温水洗浄便座
う	ウッドカーペット	1,200 円	
え	映写機 (8 寸、スライド)	300 円	
え	エレクトーン	2,000 円	大人 2 人で腰の高さまで持ち上げられるもの。(重量物は清掃事務所に相談)
お	オイルヒーター	800 円	
お	OA 機器 (ワープロ・パソコン以外)	1,200 円	PC リサイクル対象品は除きます。
お	オーディオ機器 (単体。カセット/ステレオ除く)	300 円	アンプ、プレーヤー
お	オーディオラック	箱物家具 参照	サイズを確認して、箱物家具としてお申し込みください。
お	オープン・オープンレンジ	800 円	

お	オーブントースター	300 円	
お	置き物（花器・花瓶除く）	300 円	
お	桶	300 円	
お	押入れたんす	箱物家具 参照	サイズを確認して、箱物家具としてお 申し込みください。
お	オットマン	300 円	
お	オルガン	2,000 円	エレキ、電子ピアノ、ピアノ。いずれも大 人2人で腰の高さまで持ち上げられる もの。（重量物は清掃事務所に相談）
お	温水洗浄便座	300 円	
お	温風機（電気温風ヒーター）	800 円	

(3) 粗大ごみの受付

区における粗大ごみの受付の状況は次の通りである。

- ・ 受付日 毎日（ただし12月29日～1月3日及び保守点検日は休み）
- ・ 受付時間 午前8時～午後7時
- ・ 受付方法 電話受付とインターネット受付
- ・ 受付区分及び受付制限
 - 収集車両による各戸収集
 - 電話受付 1回につき20個まで
 - ネット受付 1回につき10個まで
 - 自己持込（年末年始を除く毎日）
 - 回数 1世帯当たり年度内4回まで
 - 個数 1回につき10個まで（引越しの場合は20個まで）
 - 期限 2日前までに電話申込（当日受付・ネット受付不可）

(4) 粗大ごみ受付センターの電話応答数と受付件数

過去3年度の電話応答数と受付件数は次の表の通りである。なお、受付件数には、インターネット受付、ファックス受付、清掃事務所での受付を含んでいる。

	平成29年度	平成30年度	令和元年度
電話応答数	186,591件	185,440件	187,506件
受付件数	375,835件	419,640件	470,904件

電話応答数は過去3年間横ばいであるが、受付件数については平成29年度と令和元年度を比較すると約95,000件も増加している。

(5) 粗大ごみの排出状況

過去3年度の粗大ごみの排出状況は次の表の通りである。品目名の記載があるものは排出上位品目である。

品目	平成29年度		平成30年度		令和元年度	
	個数	排出率	個数	排出率	個数	排出率
ふとん（毛布・電気毛布を含む）	71,529	12.06%	73,778	11.42%	68,664	9.81%
箱物家具特小 ※1	15,415	2.60%	38,462	5.95%	43,079	6.16%
いす（応接用いすを除く）	27,712	4.67%	31,370	4.86%	34,431	4.92%
衣装箱（衣装ケース）	29,485	4.97%	29,648	4.59%	31,588	4.51%
箱物家具小 ※2	7,683	1.30%	18,536	2.87%	19,940	2.85%
敷物大	15,864	2.68%	18,796	2.91%	19,533	2.79%
年度総排出個数	593,009 個		646,097 個		699,832 個	

※1 高さの合計135cm未満の棚・たんす等

※2 高さの合計135cm～180cm未満の棚・たんす等

年度の総排出個数は令和元年度で平成29年度に比し約10万個増加しており、毎年増加する傾向にある。排出上位品目も同様の傾向にあるが、排出に占める割合が最も大きいふとんについてのみ、個数、排出率ともに減少傾向にある。

(6) 粗大ごみの自己持込の推移

自己持込される粗大ごみの過去3年度の実績は次の表の通りである。

	平成29年度	平成30年度	令和元年度
申込件数	19,416 件	20,803 件	21,722 件
受入件数	18,573 件	20,039 件	20,733 件
処理量（トン）	559.27 トン	614.26 トン	653.65 トン

申込件数、受入件数、処理量の全てにおいて平成29年度から毎年度増加している。粗大ごみを自ら持込む区民が増えており、今後も増加することが想定される。

2. 粗大ごみ申告受付業務委託契約

(1) 概要

区では区民からの申し込みを受ける粗大ごみ受付センターの粗大ごみ申告受付業務を公益財団法人東京都環境公社に委託している。

(2) 委託契約

1) 契約金額等

当該業務委託契約の過去3年度の契約状況は次の通りである。

契約締結年月日	件名	業者名	契約金額
平成29年4月1日	平成29年度大田区粗大ごみ申告受付業務委託	公益財団法人東京都環境公社	46,903,708円
平成30年4月1日	平成30年度大田区粗大ごみ申告受付業務委託	公益財団法人東京都環境公社	46,903,708円
平成31年4月1日	平成31年度大田区粗大ごみ申告受付業務委託	公益財団法人東京都環境公社	53,213,800円

2) 契約の内容等

当該業務委託契約の委託業務の範囲は、平成31年度契約の仕様書によれば次の通りである。なお、仕様書における甲は区、乙は受託者である。

<p>1 件名 平成31年度 大田区粗大ごみ申告受付業務委託</p> <p>2 履行期間 平成31年4月1日から平成32年3月31日まで</p> <p>3 委託業務の範囲</p> <p>(1) 粗大ごみ受付センターの設置 乙は、申告受付業務を行うための履行場所として、粗大ごみ受付センターを開設する。</p> <p>(2) システム構築 甲と乙との間にクライアント・サーバー方式によるネットワークを構成する。</p> <p>(3) 申告受付業務</p>
--

ア 乙は、粗大ごみ受付センターにおいて、電話及びインターネット等により申告受付を行う。

イ 申告受付の対象とする粗大ごみは、区内に居住する住民が日常生活に伴って家庭から排出するものとする。ただし、次に掲げるものを除く。

ア) 特定家庭用機器再商品化法上の「特定家庭用機器」として政令で定められたもの

イ) 廃パーソナルコンピューター（本体及び表示装置）

(4) 申告受付データの提供

粗大ごみ受付センターにおいて集約された住民からの申告受付データは、甲に対しリアルタイムに提供する。

3) 契約の方法及び経緯等

本件についての契約の方法は、見積書を徴した上での随意契約によっている。平成 29 年度～平成 31 年度のいずれの年度においても業者推薦書により推薦業者である公益財団法人東京都環境公社に契約先を決定している。

平成 31 年度における推薦理由は業者推薦書によれば次の通りである。

3 推薦理由

粗大ごみ申告受付業務は、平成 18 年度まで大田区単独で委託をしていたが、業務見直しの検討を行った結果、複数区との共同処理によるスケールメリットが大きいと判断し、平成 19 年度から上記業者に業務委託している。

上記推薦業者は、旧清掃局が 23 区部の粗大ごみの申告受付業務を一括集中管理方式で実施するために、平成 8 年に粗大ごみ受付センターを開設したもので、現在では他自治体の業務も請け負っている。当該業務及び処理システム構築のノウハウを蓄積しており、平成 31 年度も引き続き契約先とする適切な業者と判断する。

(意見 No. 48)

当年度において新型コロナウイルス感染症拡大が続く中、令和 2 年 12 月には区が委託している推薦業者の受付センターで 35 名の新型コロナウイルス感染症の陽性者が判明する大規模なクラスターが発生（令和 2 年 12 月 21 日現在）している。臨時センターを設置する等の処置により対応しているものの、受付対応のオペレーターが減少しているため、年末の繁忙期にもかかわらず、電話が繋がり難い状況が生じていた。

当該推薦業者は平成 19 年度から当該業務を受任しており、ノウハウを蓄積している他、複数区との共同処理によるスケールメリットも大きいことは理解できるが、受付センターは物理的に 3 密（密閉、密集、密接）環境となることが想

定されるため、受付業務の集中処理は反って新型コロナウイルス感染症が流行しているような状況下ではリスクとなることを認識しなければならない。

翌年度以降の委託業者選定時には、このようなリスクへの対応をも考慮して、テレワークでのシステム構築も可能なような他業者の見積を徴する等、1社のみによる業者決定も見直していく必要があるものとする。

4) 契約金額の内訳書

契約金額の過去3年度の内訳は次の通りである。

(単位：円)

	単位	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
OP 経費等	一式	27,903,360	27,903,360	32,040,000
OP 経費増額分	一式	1,596,000	1,596,000	1,836,000
受付番号案内	一式	-	-	1,014,000
指導員、SE 等	一式	4,488,000	4,488,000	4,488,000
システム管理費	一式	2,064,000	2,064,000	2,064,000
地図情報管理機能使用料	一式	672,000	672,000	672,000
電話回線使用料等	一式	1,032,000	1,032,000	1,032,000
インターネット使用料	一式	840,000	840,000	840,000
センター建物維持管理費	一式	1,764,000	1,764,000	1,764,000
持込委託先保守	一式	118,000	118,000	118,000
清掃事務所システム機器レンタル費	一式	684,000	684,000	684,000
京浜島中継所システム機器レンタル費	一式	240,000	240,000	240,000
京浜島中継所への粗大ごみ受付収集システムの導入に伴うシステム改修 (平成 28 年 4 月～33 年 3 月)	一式	120,000	120,000	120,000
多言語対応経費 ・WEB (日本語/英語/中国語/韓国語 4ヶ国) ・電話三者通話対応 (英語/中国語/韓国語/ポルトガル語/スペイン語/タイ語/ベトナム語 7ヶ国)	一式	1,368,000	1,368,000	1,368,000
消耗品費・処理用品費・印刷製本費	一式	540,000	540,000	540,000
本 体		43,429,360	43,429,360	48,820,000
消費税 8%		3,474,348	3,474,348	1,952,800
消費税 10%		-	-	2,441,000
合 計		46,903,708	46,903,708	53,213,800

令和元年度は過去2年度と比較して、OP経費等、OP経費増額分が増加した他、新たに受付番号案内が経費として計上されていることから、消費税増税の影響を除いても契約金額が増加している。

OP経費等、OP経費増額分の増額理由としては見積書の内訳書には次の理由を挙げている。

- ・ OP経費等

直近3年間の平均応答件数を基に年間17万台を想定し費用を算出しています。

- ・ OP経費増額分

直近3年間の平均応答件数実績が年間18万台であったため、従来より年間1万件相当の増加に対応するためのOP経費となります。

(意見 No. 49)

OP経費等は直近2年間より年間で4,136,640円、月換算で344,720円、OP経費増額分は年間240,000円、月換算で20,000円増額されているが、上記理由は前年度の見積書においても記載されている内容であり、これだけでは増額理由として不足しているものと考えため、契約金額が変更(増額、減少)される場合には、見積書を徴した際に、その理由について議会や区民に説明できるだけのより詳細な内容を明記してもらうよう求める必要があるものとする。

(意見 No. 50)

また、令和元年度より新たに受付番号案内として1,014,000円が計上されているが、令和元年度と前年度の仕様書とを比較したが、どのような機能が付加されたかを確認することができなかった。

新たな経費項目が発生した場合には、見積書を徴した場合にどのような理由で追加経費が発生したのか、その背景を含む理由を記載するよう求める必要があるものとする。

(3) 粗大ごみ受付実績

1) 清掃事務所別・月別受付実績

令和元年度の清掃事務所別・月別の受付実績は次の表の通りである。

	大森清掃事務所	調布清掃事務所	蒲田清掃事務所	区合計
4月	11,456	10,980	13,608	36,044
5月	13,287	12,568	16,581	42,436

6月	11,570	10,666	13,821	36,057
7月	12,025	11,018	14,544	37,587
8月	11,812	11,531	15,108	38,451
9月	13,300	12,589	16,202	42,091
10月	12,361	11,571	15,543	39,475
11月	12,905	11,494	15,841	40,240
12月	12,625	11,263	15,692	39,580
1月	12,391	11,550	15,040	38,981
2月	11,259	10,852	14,315	36,426
3月	13,596	12,979	16,961	43,536
合計	148,587	139,061	183,256	470,904

2) 月別受付実績推移

区の受付実績の過去4年間の推移は次の表の通りである。

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
4月	27,801	29,186	34,242	36,044
5月	30,690	33,491	35,671	42,436
6月	26,762	28,825	31,861	36,057
7月	28,691	32,241	34,811	37,587
8月	27,631	30,565	33,218	38,451
9月	27,404	30,659	33,422	42,091
10月	30,758	30,883	37,326	39,475
11月	30,788	34,197	38,351	40,240
12月	31,042	33,269	36,991	39,580
1月	29,261	31,334	36,409	38,981
2月	25,936	27,247	31,313	36,426
3月	30,126	33,938	36,025	43,536
合計	346,890	375,835	419,640	470,904

受付実績は過去4年間、右肩上がりに増加しており、令和元年度は平成28年度に比して約12万件以上、受付数が増加している。また、各月ごとに受付実績を見てもどの月も前年度に比して受付実績が増加している。

特に令和元年度の3月の受付数が前年度から著しく増加しており、新型コロナウイルス感染症拡大防止策としての外出自粛によって在宅時間が長く

なったことも、その要因の一つとして考えられる。

3) 着信状況と応答率

① 各月の着信状況と応答率

過去3年度の各月の着信状況と応答数、不応答数及び応答率の推移は次の表の通りである。

<平成29年度>

月	着信状況					受付件数		
	総着信数	応答数	発信数	不応答数	応答率	合計	センター	WEB
4	18,297	15,080	21	3,217	82%	29,186	13,365	15,821
5	23,180	17,065	24	6,115	74%	33,491	15,177	18,314
6	18,629	15,316	8	3,313	82%	28,825	13,487	15,338
7	19,705	15,907	19	3,798	81%	32,241	14,200	18,041
8	18,950	15,848	25	3,102	84%	30,565	13,776	16,789
9	20,078	15,393	13	4,685	77%	30,659	13,563	17,096
10	20,890	15,986	26	4,904	77%	30,883	14,150	16,733
11	23,982	17,118	25	6,864	71%	34,197	15,394	18,803
12	22,846	17,016	16	5,830	74%	33,269	14,845	18,424
1	16,428	13,704	28	2,724	83%	31,334	11,994	19,340
2	14,220	12,463	6	1,757	88%	27,247	10,920	16,327
3	17,865	15,695	28	2,170	88%	33,938	13,912	20,026
計	235,070	186,591	239	48,479	79%	375,835	164,783	211,052

<平成30年度>

月	着信状況					受付件数		
	総着信数	応答数	発信数	不応答数	応答率	合計	センター	WEB
4	18,971	15,674	17	3,297	83%	34,242	14,055	20,187
5	20,630	16,808	25	3,822	81%	35,671	15,016	20,655
6	17,382	15,015	7	2,367	86%	31,861	13,210	18,651
7	18,409	15,639	12	2,770	85%	34,811	13,740	21,071
8	17,773	15,305	13	2,468	86%	33,218	13,416	19,802
9	17,112	14,186	15	2,926	83%	33,422	12,568	20,854
10	23,080	17,006	17	6,074	74%	37,326	15,299	22,027
11	22,403	17,594	19	4,809	79%	38,351	15,858	22,493

12	21,078	16,476	34	4,602	78%	36,991	14,461	22,530
1	18,097	14,478	7	3,619	80%	36,409	12,955	23,454
2	15,422	12,625	20	2,797	82%	31,313	11,219	20,094
3	18,112	14,634	15	3,478	81%	36,025	13,085	22,940
計	228,469	185,440	201	43,029	81%	419,640	164,882	254,758

<令和元年度>

月	着信状況					受付件数		
	総着信数	応答数	発信数	不応答数	応答率	合計	センター	WEB
4	19,167	14,644	3	4,523	76%	36,044	13,007	23,037
5	25,329	17,004	6	8,325	67%	42,436	15,651	26,785
6	19,053	14,707	9	4,346	77%	36,057	13,209	22,848
7	19,967	15,556	20	4,411	78%	37,587	13,912	23,675
8	20,162	15,541	16	4,621	77%	38,451	13,979	24,472
9	24,093	15,842	35	8,251	66%	42,091	14,209	27,882
10	21,721	16,091	13	5,630	74%	39,475	14,434	25,041
11	23,089	16,126	21	6,963	70%	40,240	14,798	25,442
12	21,486	16,528	21	4,958	77%	39,580	14,503	25,077
1	16,191	14,268	11	1,923	88%	38,981	12,762	26,219
2	15,124	14,281	5	843	94%	36,426	12,657	23,769
3	18,538	16,918	8	1,620	91%	43,536	15,063	28,473
計	243,920	187,506	168	56,414	77%	470,904	168,184	302,720

総着信数は増加傾向であるが、応答数は18万件台とほぼ同じ水準であることから、令和元年度は応答率が77%と過去2年度と比して減少している。

② 月平均応答率

電話受付の応答率は月平均で75%以上の応答率を保持することが仕様書で求められている。応答率が目標の75%以上を達成できなかった場合には、当該月について、75%以上を達成するために必要な対策を講じ、講じた対策について翌月中に書面で報告することが必要である。

過去3年度で目標の75%を下回ったのは、平成29年度は3回（5月、11月、12月）、平成30年度は1回（10月）、令和元年度は4回（5月、9月、10月、11月）あった。

過去3年度ともに応答率未達の月があるが、平成29年度については応

答率未達の報告書がファイルされていなかった。平成 30 年度については、応答率の低下は当初予測していた着信件数を大幅に上回る着信件数があったことが要因であり、必要な対策としてオペレーター配置計画を見直して対応すると報告されていた。そして、令和元年度については、4 回の応答率未達について、その要因及び対策として次のような内容が報告されている。

- 5 月の要因とその対策

要因： 着信件数が前年度比約 22.8%増加となり、当初予測していた着信件数を大幅に上回る着信件数があったこと

対策： 消費税の増税に合わせて予定していたオペレーターの採用の前倒しと 6 月以降のオペレーター配置計画の見直し

- 9 月の要因とその対応

要因： 着信件数が消費税増税の影響により前年度比約 40.8%増加したこと、9 月 9 日の台風 15 号に伴う大規模な鉄道の計画運休によるオペレーターの配置不足（9 月 9 日の応答率は 43%）、加えて 1 件当たりの応答時間の増加

対策： オペレーターの増員、オペレーター配置計画の再見直し、応答時間短縮に向けた取り組みの検討

- 10 月の要因とその対応

要因： 着信数は前年度比で約 5.9%減となったが、過去数年のトレンドからのオペレーター配置計画の想定よりは多かったこと、1 件当たりの申込点数が増加傾向にあり応答時間が増加していること、10 月 12 日の台風 19 号に伴う大規模な鉄道計画運休によるオペレーターの配置不足が要因

対策： オペレーターの増員、オペレーター配置計画の見直し、応答時間短縮に向けた取り組みの検討

- 11 月の要因とその対応

要因： 着信件数は前年度比約 3%増加し、想定を上回る増加となったため、また、9 月、10 月と同じように 1 件当たりの応答時間が増加傾向にあるため

対策： オペレーターの増員（11 月 19 日に 9 名、12 月 4 日に 15 名採用）し、受付体制を強化

(指摘 No. 14)

上述の通り平成 29 年度についてはファイルに応答率未達の理由書が綴られていなかった。仕様書では、応答率未達の場合には必要な対策を講じた上で、書面で報告することを求めていることから、書面での報告書を入手し、対策が適切なものであるかを検討する必要があったが、その手続が実施されていることを確認できなかった。

(意見 No. 51)

応答率の低下は着信数の予想以上の増加という面もあるが、報告書の要因を見ると、1 件当たり応答時間の増加も大きな要因と考えられる。

このため、電話申込からインターネット申込への移行を促していくことが、応答率を上昇させる有効な対策の一つと考えられる。インターネット申込について、その利便性を高めることは、区民サービスの向上に資することからも、インターネットからの申込を促進させる施策を区は打ち出していく必要があるものとする。

現状では、収集車両による各戸収集は電話受付であれば 1 回につき 20 個である一方、インターネット申込では 1 回につき 10 個までと受付量が少なく設定されており、電話申込の誘因となっていることが予想される。このような設定にしていることには理由があるものと思われるが、両者を同数とすることによる問題点を再検証し、さらに多い個数を受付できるようにする等の処置を施すことも含めて検討することが望まれる。

③ 日ごと応答率

平成 29 年度から令和元年度の月ごとの応答件数及び受付件数を確認したところ、日ごとの応答率は次のような状況であった。

<平成 29 年度>

月	月平均応答率	最高応答率	最低応答率	75%応答率未滿日	50%応答率未滿日
4	82%	94%	72%	3 日	0 日
5	74%	95%	44%	11 日	2 日
6	82%	94%	73%	2 日	0 日
7	81%	89%	71%	1 日	0 日
8	84%	95%	76%	0 日	0 日
9	77%	91%	63%	12 日	0 日
10	77%	95%	50%	5 日	0 日

11	71%	96%	51%	14日	0日
12	74%	97%	57%	10日	0日
1	83%	99%	56%	4日	0日
2	88%	98%	75%	0日	0日
3	88%	97%	72%	1日	0日
計				63日	2日

<平成30年度>

月	月平均応答率	最高応答率	最低応答率	75%応答率未満日	50%応答率未満日
4	83%	97%	65%	5日	0日
5	81%	98%	64%	3日	0日
6	86%	97%	66%	1日	0日
7	85%	98%	67%	1日	0日
8	86%	97%	66%	2日	0日
9	83%	98%	72%	1日	0日
10	74%	96%	59%	12日	0日
11	79%	96%	55%	5日	0日
12	78%	96%	58%	9日	0日
1	80%	98%	55%	3日	0日
2	82%	96%	69%	6日	0日
3	81%	97%	57%	5日	0日
計				53日	0日

<令和元年度>

月	月平均応答率	最高応答率	最低応答率	75%応答率未満日	50%応答率未満日
4	76%	97%	60%	10日	0日
5	67%	96%	36%	19日	2日
6	77%	97%	50%	9日	0日
7	78%	96%	59%	10日	0日
8	77%	94%	65%	11日	0日
9	66%	97%	43%	21日	1日
10	74%	94%	39%	14日	1日
11	70%	93%	46%	14日	1日
12	77%	97%	62%	10日	0日
1	88%	98%	46%	2日	1日

2	94%	98%	80%	0日	0日
3	91%	98%	70%	1日	0日
計				121日	6日

令和元年度は平成 29 年度及び平成 30 年度と比較して 75%の応答率に満たなかった日が 121 日とほぼ倍増している。また、50%の応答率に満たなかった日が平成 29 年度は 2 日、平成 30 年度はなかったのに対し、6 日と最も多かった。

50%の応答率に満たなかった日が含まれていたのは月平均応答率が 75%に満たない月であることが多いが、1 月のみ、月平均応答率は 75%を上回る一方で、応答率 50%未満の日が発生していた。

(意見 No. 52)

応答率が 50%に満たないような場合は 2 本に 1 本は受付できておらず、オペレーションに何らかの不具合が発生していると考えられる。

しかしながら、月平均応答率が 75%を超えている場合には、50%に満たなかった理由の報告は義務ではない状態である。

そのため、月平均応答率が 75%を超えている月であっても日によって応答率が一定水準（例えば 50%に満たない等）に満たない場合には、その理由について報告を上げるように仕様書に記載することを検討する必要があるものと考えられる。

第 7 項 集団回収

1. 概要

集団回収とは、区民が自主的にグループを作り、家庭から出る新聞、段ボール、アルミ缶等の資源を回収し、区に登録した資源回収業者に引き渡すことで、ごみの減量と資源の循環を図る活動である。なお、資源の回収実績に基づき当該グループに対して報奨金が支給されている。

(1) 団体登録

集団回収を行うためには、リサイクル活動グループとして登録することが必要である。リサイクル活動グループとして登録できる団体、受付窓口及び登録に必要な事項は環境清掃部が作成したパンフレット「ひろげよう！リサイクルの

輪 集団回収」によれば次の通りである。

- | |
|--|
| ① 「リサイクル活動グループ」として登録できる団体 |
| ア 1 グループ当たり原則として 10 世帯以上 |
| イ 町会・自治会・子ども会・PTA・集合住宅管理組合など、大田区内の住民団体（営利を目的としていないこと。） |
| ② 受付窓口 |
| お住まいを管轄する清掃事務所へ |
| ③ 登録に必要なもの |
| ア 登録申請書 |
| イ 構成世帯名簿 |
| ウ 通帳（名義人・銀行名・口座番号）のコピー |

(2) 回収品目

集団回収の対象品目は後述する報奨金の支給対象品目と同じであり「大田区リサイクル活動グループ報奨金支給要綱」（以下、この項において「支給要綱」という）第 6 条によれば次の通りである。

（対象品目）

第 6 条 報奨金の支給対象となる品目は、専ら再生利用の目的となる廃棄物で次に掲げるものとする。

- (1) 新聞、雑誌、段ボール、紙パック等の古紙類
- (2) 飲料用のリターナブルびん
- (3) アルミ缶、スチール缶等の金属類
- (4) 古着、ボロ布等の古布類

(3) リサイクル活動グループ数

当年度を含む過去 5 年度のリサイクル活動グループ数の推移は次の通りである。

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
登録数	822 件	833 件	837 件	856 件	852 件
活動数	709 件	727 件	738 件	752 件	719 件

リサイクル活動グループ数は平成 28 年度からは微増しており、登録数に占める活動数も平成 28 年度から令和元年度までは 90%弱程度で大きな変化は見ら

れなかったが、令和 2 年度に活動数が減少し、その比率は 84%程度に低下している。

(4) 回収実績

リサイクル活動グループの過去 5 年間の回収実績は次の通りである。

(単位：kg)

年度		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
紙類	新聞	6,812,298	6,496,415	5,977,789	5,463,151	4,804,907
	雑誌	3,161,716	3,310,896	3,292,111	3,292,982	3,172,309
	段ボール	2,643,937	2,767,776	2,922,681	3,015,851	2,992,006
	計	12,617,951	12,575,087	12,192,581	11,771,984	10,969,222
紙パック		22,982	19,605	18,341	17,921	18,950
かん	鉄類	23,083	22,388	22,963	21,415	19,527
	アルミ類	159,068	162,602	170,780	176,794	186,051
	計	182,151	184,990	193,742	198,209	205,578
びん	生きびん	1,560	1,423	1,494	1,273	1,040
	カレット	0	0	0	0	0
	計	1,560	1,423	1,494	1,273	1,040
布類		113,425	121,262	138,187	130,323	131,874
合計		12,938,070	12,902,366	12,544,345	12,119,710	11,326,664

回収実績は平成 27 年度から令和元年度までで約 1,600t 減少しているが、これは新聞の回収実績が平成 27 年度に比して令和元年度は約 2,000t 減少していることが主な要因である。

2. 集団回収実績報告書

(1) 概要

集団回収を行ったリサイクル活動グループは集団回収実績報告書を提出しなければならない。その提出方法は次の通りである。

- ・ 実績報告書に必要事項を記載する



- ・ 資源とともに実績報告書 3 枚 1 組（区提出用、登録グループ控、登録業者控）を業者に渡す



- ・ 業者から実績報告書 2 枚（区提出用と登録グループ控）と計量証明書を受け取る



- ・ 清掃事務所に実績報告書（区提出用）と計量証明書を提出する

(2) 集団回収実績報告書の記載事項

集団回収実績報告書は支給要綱の第 8 条関係の第 8 号様式として規定されているが、当該報告書には次の事項を記載する必要がある。

- ・ 登録グループ名、代表者住所、代表者氏名、電話番号、登録世帯数
- ・ 実施日
- ・ 資源回収明細として品目ごとの総量、1 kg 当り単価、売却金額
- ・ 資源回収業者の登録番号、登録業者名等

(3) 集団回収実績報告書の提出期限

集団回収実績報告書は支給要綱第 8 条によれば次の通りである。

（集団回収実績報告書の提出）

第 8 条 登録グループは、回収した資源を登録業者に引き渡した日の翌月 20 日までに、集団回収実績報告書（別記第 8 号様式）に計量証明書（伝票）等を添えて区長に提出しなければならない。

9 月と 3 月の集団回収実績報告書の提出期限について、資源回収実績入力確認リストで確認したところ、次のように期限が守られていない団体が散見された。

- ・ 9 月入力件数 311 件 提出期限遅延報告数 25 件 遅延報告率約 8.0%
- ・ 3 月入力件数 179 件 提出期限遅延報告数 16 件 遅延報告率約 8.9%

（意見 No. 53）

遅延報告率は 8%を超えており区の業務への影響も少なくないと考えられることから、提出期限を遵守するよう指導していくことが必要であるものと考えられる。

なお、同じ団体で数か月分の実績報告書をまとめて提出しているケースも見られることから、このような団体に対しては督促を行って、提出期限の遵守を徹底していくことが必要なものと考えられる。

(4) 計量証明書の添付

回収実績報告書を提出する場合には、計量証明書（伝票）等を添えて提出しなければならない（支給要綱第8条第1項）。

資源回収実績入力確認リストで、9月と3月に提出された集団回収実績報告書について計量証明書等の有無を確認したところ、次のように計量証明書等が添付されていない団体が確認された。

- ・ 資源回収実績入力確認リスト 9月5日入力分 No. 11 の団体 1件

(指摘 No. 15)

計量証明書を添付して提出することは支給要綱第8条第1項で定められており、報奨金支給の根拠となる証憑でもあるため、計量証明書の添付のない回収実績報告書は受領せず、改めて計量証明書を添付して提出するよう求める必要があるものとする。

(5) 資源回収実績報告書と資源回収実績入力確認リストとの整合性等

9月と4月の資源回収実績入力確認リスト、資源回収実績報告書及び計量証明書等を査閲した。

(指摘 No. 16)

上記手続を実施した結果、次の事項が検出された。

1) 資源回収実績入力確認リストへの記載漏れ

提出された資源回収実績報告書は漏れなく資源回収実績入力確認リストに記載することが必要であるが、資源回収実績報告書があるにもかかわらず、資源回収実績入力確認リストに記載されていないものが4月17日分で1件検出された。

2) 資源回収実績報告書への受付印漏れ

提出された資源回収実績報告書には、区に提出された日を後日確認できるようにするため、必ず受付印を押しておく必要があるが、受付印が押されていない報告書が9月18日入力分で5件検出された。

3) 資源回収実績入力確認リストへの入力漏れ

提出された資源回収実績報告書の売却金額は、全て資源回収実績入力確認リストへ入力することが必要であるが、その入力がないものが9月18日入

力分で2件、4月17日入力分で1件検出された。

4) 受付日を実施日として資源回収実績入力確認リストへ入力

資源回収実績報告書の提出が遅延した場合に、受付日を実施日として入力しているケースが9月18日入力分で3件検出された。

資源回収実績入力確認リストの実施日だけで見ると報告が遅延していないように見えるものの、資源回収実績報告書の実施日は報告すべき日付よりかなり前の日付であった。入力の都合もあると思われるが、資源回収実績入力確認リストの実施日は受付日ではなく、実際の実施日で入力すべきである。

5) 原紙でなくコピーやファックスでの資源回収実績報告書の保存

資源回収実績報告書が原紙ではなく、コピーやファックスで保存されているものが9月18日入力分で2件検出された。資源回収実績報告書は回収業者の押印が必要な書類であり、また、報奨金支給の根拠となる証憑でもあるため、原紙で保存しておくことが必要なものとする。

6) 資源回収実績報告書に回収業者の登録番号及び名称の記載がない

集団回収実績報告書は支給要綱の別記第8号様式として定められており、回収業者の登録番号及び名称の記載が必要な書類である。

しかしながら、回収業者の登録番号の記載がない報告書が9月18日入力分で1件、9月26日入力分で3件、回収業者名の記載がない報告書が9月18日入力分で1件検出された。また、回収業者からの押印も必要（支給要綱第8条第2項）であるが、回収業者名の記載のない報告書にはそれも漏れている。

7) 計量証明書等の添付がない又は一部の品目において添付がない

提出された資源回収実績報告書に計量証明書等の添付がないものが9月5日入力分で1件、一部の品目にその品目に該当する計量証明書等の添付がないものが9月18日入力分で2件、4月23日入力分で1件検出された。

計量証明書等を添えて提出することは支給要綱第8条第1項で求められており、計量証明書等の添付のない報告書はその提出を拒み、計量証明書等添付後にその提出を求めるようにすべきである。

8) 資源回収実績報告書と計量証明書等の数量の不一致

資源回収実績報告書に記載された資源の数量と添付された計量証明書等の数量が一致していないものが、9月18日入力分で4件、4月10日入力分

で1件検出された。

資源回収実績報告書と計量証明書等の数量が一致していることをリサイクル活動グループが確認の上、報告書を提出するように指導を徹底すべきである。

9) 資源回収実績報告書に登録グループ名以外の記載がない

集団回収実績報告書は支給要綱の別記第8号様式として定められており、代表者指名及び代表者住所等の記載が必要な書類であるが、登録グループ名の記載はあるものの、代表者氏名、代表者住所等の記載がないものが9月18日入力分で2件検出された。

10) 資源回収実績報告書に売却単価の記載がない

集団回収実績報告書は支給要綱の別記第8号様式として定められており、売却単価の記載が必要な書類であるが、その記載がないものが9月18日入力分で1件検出された。

11) 資源回収実績報告書と資源回収実績入力確認リストの回収業者が異なる

資源回収実績報告書に記載されている回収業者と資源回収実績入力確認リストに記載されている回収業者が異なっているものが9月18日入力分で3件、9月26日入力分で2件の合計5件検出された。

資源回収実績報告書に記載されている回収業者は計量証明書等の回収業者と一致していることから、資源回収実績入力確認リストへの入力を誤ったものと考えられる。

以上、資源回収実績報告書及び計量証明書は報奨金支給の根拠となる証憑であり、また、資源回収実績入力確認リストは業務の管理上、その内容を一覧できるようにデータ化したものであって重要な書類であるため、上記のような問題が発生しないよう資料間の整合性や不備の有無の確認を徹底することが必要である。

3. 報奨金

(1) 支給対象と対象品目

報奨金の支給対象は支給要綱第2条によれば次の通りである。

(支給)

第2条 報奨金の支給対象は、次に掲げる要件のいずれにも該当するグループで、区に登録しているグループとする。

- (1) 原則として10世帯以上の世帯で構成されていること。
- (2) 区内の住民で組織された自治会・町会・集合住宅管理組合等であること。
- (3) 営利を目的としていないこと。

また、報奨金の支給対象品目は前述の回収品目と同じである。

(2) 報奨金の支給額

区からリサイクル活動グループへ支払われた過去5年度の報奨金額は次の表の通りである。

年度	大森清掃事務所	調布清掃事務所	蒲田清掃事務所	合計
27	13,360,212円	11,573,648円	26,580,528円	51,514,388円
28	13,740,428円	12,596,860円	25,539,296円	51,876,584円
29	13,346,840円	13,061,876円	24,730,772円	51,139,488円
30	13,258,672円	12,284,432円	23,390,380円	48,933,484円
元	12,330,564円	11,608,512円	22,134,676円	46,073,752円

平成27年度から平成29年度まではほぼ横ばいで推移していたが、平成30年度、令和元年度と報奨金額は減少傾向にあり、令和元年度は平成27年度と比較して1割程報奨金の支給額が減少している。

(3) 報奨金の算定方法

報奨金の支給額は、提出された集団回収実績報告書に基づき算定した回収量に支給要綱別表で定められた金額を乗じて算定する(支給要綱第7条、第9条)。

支給要綱別表は次の通りである。

古紙の市況価格	登録業者に引き渡した資源1kg 当たりの支給額
5円以上	4円
4円以上～5円未満	5円
3円以上～4円未満	6円
2円以上～3円未満	7円

1円以上～2円未満	8円
1円未満	9円

備考

(1) 古紙の市況価格は、日本経済新聞ウィークリー欄の新聞の間屋買取価格を参考にし、対象期間（1月から6月分まで及び7月及び12月分まで）の平均値とする。

(2) 報奨金の支給額は、年2回の支給時期（9月と3月）に決定する。

令和元年9月支給分と令和2年3月支給分の報奨金の単価は次の市況価格から古紙の市況価格は5円以上であったため、それぞれ4円に決定されている。

<市況価格（令和元年9月支給分）>

年 月	古紙の市況価格
平成31年1月	9.00円
平成31年2月	8.50円
平成31年3月	8.00円
平成31年4月	8.00円
令和元年5月	8.00円
令和元年6月	8.00円
平成31年～令和元年6月の平均価格	8.25円

<市況価格（令和2年3月支給分）>

年 月	古紙の市況価格
令和元年7月	8.00円
令和元年8月	8.00円
令和元年9月	8.00円
令和元年10月	8.00円
令和元年11月	8.00円
令和元年12月	8.00円
令和元年7月～令和元年12月の平均価格	8.00円

(4) 報奨金支出額

報奨金は(3)の通り、各リサイクル活動グループが回収した総量を基に現在は1kg当たり4円を乗じて計算されている。

(意見 No. 54)

リサイクル活動グループが回収した資源は古紙に該当する新聞、雑誌、段ボール、紙パックの他にアルミ缶、スチール缶、リターナブルびん等も含まれている。ここでスチール缶の相場は1 kg当り 10 円程度が相場であるが、アルミ缶は1 kg当り 130 円程度あり、古紙相場とは価格がかなり乖離している。

このため、アルミ缶については古紙とは別に報奨金支給額を決定することを検討することが必要なものとする。

4. 集団回収登録業者

(1) 集団回収登録業者数

活動グループと契約して回収資源を引き取る登録業者数の過去 5 年度の推移は次の通りである。

平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
54 業者	57 業者	55 業者	50 業者	50 業者

(2) 集団回収業者の登録

支給要綱によれば、集団回収業者に登録するには第 4 条第 1 項に規定された事項を集団回収業者登録申請書に記載した上で、同上第 2 項の書類を添付し提出することが必要である。

(集団回収業者の登録)

第 4 条 登録グループが回収した資源の引渡しを受けようとする資源回収業者は、集団回収業者登録申請書（別記第 4 号様式）に、次に掲げる事項を記載し、区長に提出しなければならない。

- (1) 住所及び氏名（法人にあっては、事務所の所在地、名称及び代表者氏名）並びに屋号（業者名としてその登録を希望するものに限る。）
- (2) 回収品目
- (3) 資源の売却・搬入先
- (4) 資源回収に使用する車両の種類、台数及び車両番号
- (5) 従業員の数
- (6) 事業開始年月
- (7) 主たる事業内容
- (8) 契約している登録グループの数、名称及び登録番号

- 2 前項に規定する申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
- (1) 住所を証明するもの（運転免許証の写し、住民票の写し又は外国人登録原票記載事項証明書。法人にあつては、登記事項証明書）
- (2) 自動車車検証の写し
- (3) その他区長が必要と認める書類

(3) 集団回収登録業者リスト

令和 2 年度に集団回収登録業者として登録されている業者は区が公表するリストによると次の表の通りである。なお、業者番号、代表者氏名、郵便番号、所在地の番地及び電話・ファックス番号の記載は省略している。

No.	業者名	所在地	取扱品目
1	秋山商店	大田区多摩川	新聞・雑誌・段ボール・紙パック・アルミ缶
2	荒川金属㈱	大田区仲六郷	アルミ缶
3	石川達則商店	大田区大森西	新聞・雑誌・段ボール・紙パック・アルミ缶 古布類
4	小川商店	相模原市南区大野台	新聞・雑誌・段ボール・紙パック・アルミ缶
5	㈱梶取商店	大田区東馬込	新聞・雑誌・段ボール・紙パック・アルミ缶
6	㈱荒井商会	目黒区緑ヶ丘	新聞・雑誌・段ボール・紙パック・古布類
7	㈱木下	川崎市幸区戸手	新聞・雑誌・段ボール・紙パック・古布類
8	㈱共益商会	品川区南大井	新聞・雑誌・段ボール・紙パック・アルミ缶・古布類
9	㈱京福商店	大田区京浜島	新聞・雑誌・段ボール・紙パック・アルミ缶・スチール缶・ リターナブルびん
10	㈱玉川軽金属	大田区東糞谷	アルミ缶
11	㈱西商店	大田区池上	新聞・雑誌・段ボール・紙パック・アルミ缶・スチール缶
12	㈱フジサービス	川崎市高津区上作延	新聞・雑誌・段ボール・紙パック・古布類
13	㈱南紙商	横浜市都筑区南山田町	新聞・雑誌・段ボール・紙パック・アルミ缶・古布類
14	㈱宮崎 六郷営業所	大田区東六郷	新聞・雑誌・段ボール・紙パック
15	神田商店	川崎市川崎区観音	新聞・雑誌・段ボール・紙パック・アルミ缶
16	グリーン・エコリサイクル㈱	大田区大森北	新聞・雑誌・段ボール・紙パック・アルミ缶・古布類
17	京濱容器㈱	大田区大森中	新聞・雑誌・段ボール・紙パック・アルミ缶・スチール缶・ リターナブルびん
18	小池商店	大田区大森西	アルミ缶
19	(資)豊田八郎商店	大田区久が原	新聞・雑誌・段ボール・紙パック
20	駒村商店	大田区東蒲田	アルミ缶

21	サンフラワー(株)	世田谷区等々力	古布類
22	新菱アルミテック(株) 東京回収センター	三郷市戸ヶ崎	アルミ缶
23	高田紙業	川崎市川崎区昭和	新聞・雑誌・段ボール・紙パック
24	高橋商店	大田区大森西	新聞・雑誌・段ボール・紙パック・アルミ缶・古布類
25	ドレミリサイクル	大田区大森北	新聞・雑誌・段ボール・紙パック・アルミ缶
26	中條商店	大田区久が原	新聞・雑誌・段ボール・アルミ缶
27	森井商会	品川区小山台	新聞・雑誌・段ボール
28	柳沢商店	大田区矢口	新聞・雑誌・段ボール・紙パック・アルミ缶
29	家根谷商店	目黒区南	新聞・雑誌・段ボール・紙パック
30	山岸商業	大田区羽田	新聞・雑誌・段ボール・アルミ缶
31	山本商店	大田区本羽田	新聞・雑誌・段ボール・紙パック・アルミ缶・スチール缶・古布類
32	(有)大森容器	大田区大森中	新聞・雑誌・段ボール・紙パック・アルミ缶・スチール缶・リターナブルびん
33	(有)紙元	越谷市谷中町	新聞・雑誌・段ボール・紙パック・古布類
34	(株)斎藤紙業	横浜市鶴見区諏訪坂	新聞・雑誌・段ボール・紙パック・アルミ缶
35	(有)京浜企業	大田区大森西	新聞・雑誌・段ボール
36	(有)つたや	大田区南六郷	新聞・雑誌・段ボール・紙パック・アルミ缶・スチール缶・リターナブルびん・古布類
37	(有)中島商店	大田区本羽田	新聞・雑誌・段ボール・紙パック・アルミ缶・スチール缶・リターナブルびん・古布類
38	(有)ビバ東京リサイクル	大田区仲池上	新聞・雑誌・段ボール・紙パック・アルミ缶
39	(有)宮沢商店	品川区二葉	新聞・雑誌・段ボール・紙パック・アルミ缶
40	(株)山田洋治商店	練馬区大泉町	新聞・雑誌・段ボール・紙パック
41	リード資源	川崎市高津区上作延	新聞・雑誌・段ボール・紙パック・アルミ缶・古布類
42	リサイクル・システム社	大田区羽田	新聞・雑誌・段ボール
43	(株)ソルミ紙業	横浜市鶴見区寛政町	新聞・雑誌・段ボール・紙パック・アルミ缶・スチール缶・古布類
44	(株)こんの 東京営業所	大田区大森南	新聞・雑誌・段ボール・古布類
45	(有)エイコー容器	大田区矢口	新聞・雑誌・段ボール・紙パック・アルミ缶・スチール缶・リターナブルびん・古布類・その他(ペットボトル)
46	紙材開発(株)	新座市本多	新聞・雑誌・段ボール・紙パック・アルミ缶・スチール缶・古布類

47	ヤマヒロ商店	大田区池上	新聞・雑誌・段ボール・紙パック・アルミ缶・古布類
48	株式会社久コーポレーション	品川区旗の台	新聞・雑誌・段ボール・紙パック
49	三井商店	品川区西中延	新聞・雑誌・段ボール・紙パック・アルミ缶・古布類
50	リカバリー	大田区西六郷	新聞・雑誌・段ボール・紙パック・アルミ缶・古布類

(意見 No. 55)

上記リストからリサイクル活動グループは回収業者を選定しなければならないが、当該リストの登録業者はランダムに並んでおり、リサイクル活動グループがどの業者に決定すべきかの情報としては、不足かつ見やすいものとは思われない。

このため、取扱品目でグルーピングしたものや、所在地でグルーピングしたものの等のリストを作成し、用途や地区で選びやすいようにすることを検討することが必要なものと考えます。

(意見 No. 56)

集団回収登録業者数について、過去5年度で一番多かった平成29年度の57から令和2年度の50へと7業者が減少している。リサイクル活動グループとしては選択肢が多い方が好ましいと考えられるため、登録者数を増やすための施策を検討することも必要なものと考えます。

5. 今後の集団回収のあり方

集団回収には一般に次のメリットがあることが指摘されている。

- ・ 行政コストの削減
- ・ 資源の売却代金や自治体から報奨金を得ることによる地域活動の活性化
- ・ 区民の排出管理により資源としての品質の向上
- ・ 区民のリサイクル意識の高まり

特に行政コストの削減について、古紙の回収コストに関し試算を行った例では行政の回収コストが32円/kgに対し、集団回収による回収コストは16円/kgとほぼ半分で済むという結果も出ている。

ここで平成30年度と令和元年度の特別区の資源回収量に占める集団回収量の比率が高い順に並べたものが次の表である。

<平成 30 年度>

(単位：トン)

順位	区	資源回収量	集団回収量	集団回収率
1	荒川	11,231	9,481	84.42%
2	目黒	18,151	11,429	62.97%
3	中野	21,183	12,658	59.76%
4	板橋	29,217	12,784	43.76%
5	台東	11,572	4,958	42.84%
6	墨田	12,673	5,274	41.62%
7	江東	32,059	13,077	40.79%
8	中央	12,247	4,894	39.96%
9	文京	12,946	4,493	34.71%
10	足立	30,301	10,250	33.83%
11	品川	24,045	8,090	33.65%
12	北	18,437	6,045	32.79%
13	大田	37,412	12,120	32.40%
14	江戸川	31,514	10,001	31.74%
15	新宿	19,464	5,599	28.77%
16	葛飾	23,661	6,436	27.20%
17	港	22,197	5,851	26.36%
18	練馬	40,082	10,347	25.81%
19	豊島	14,802	2,890	19.52%
20	千代田	5,169	990	19.15%
21	渋谷	13,324	2,349	17.63%
22	世田谷	47,036	7,883	16.76%
23	杉並	36,761	5,833	15.87%
計		525,482	173,730	33.06%

平成 30 年度の集団回収率は荒川区が 84.42%と最も高く、次いで目黒区の 62.97%、中野区の 59.76%であり、特別区全体では 33.06%であった。

大田区は全体で 13 番目の 32.40%と特別区の平均値に近い数値であった。

<令和元年度>

(単位：トン)

順位	区	資源回収量	集団回収量	集団回収率
1	荒川	11,328	9,563	84.42%
2	目黒	17,961	11,211	62.42%
3	中野	22,054	12,568	56.99%
4	板橋	28,983	12,090	41.71%
5	墨田	12,643	4,912	38.85%
6	中央	12,597	4,863	38.60%
7	江東	31,997	12,341	38.57%
8	台東	12,414	4,693	37.80%
9	文京	13,004	4,291	33.00%
10	品川	24,204	7,879	32.55%
11	足立	30,503	9,536	31.26%
12	大田	37,345	11,327	30.33%
13	江戸川	32,005	9,581	29.94%
14	北	19,481	5,776	29.65%
15	新宿	20,007	5,382	26.90%
16	葛飾	23,909	6,050	25.30%
17	港	22,353	5,643	25.24%
18	練馬	40,178	9,971	24.82%
19	豊島	14,860	2,882	19.39%
20	千代田	5,386	994	18.46%
21	渋谷	13,953	2,260	16.20%
22	世田谷	47,870	7,670	16.02%
23	杉並	36,444	5,528	15.17%
計		531,480	167,011	31.42%

令和元年度は特別区全体で集団回収率が低下し、平成30年度の33.06%から31.42%へ低下している。

集団回収率が最も高い区は変わらず荒川区で84.42%であり、次いで目黒区62.42%、中野区56.99%は平成30年度と変更はなかった。

大田区は順位こそ平成30年度の13位から12位へ上がったものの集団回収率は平成30年度の32.40%から30.33%へ低下している。

(意見 No. 57)

上述の試算例にある通り集団回収が行政回収のコストに比べて半分程度であれば、今後、集団回収での資源の回収量を増やしていく施策を行っていくことを検討することが必要であり、そのために、まずは集団回収に伴うコストの試算を行いその効果を測定していくことが必要である。

また、もし集団回収のコストが低いという結果が得られれば、リサイクル活動グループ数を増やすことが集団回収の推進につながるため、地域活動の活性化にもつながる報奨金の金額を引き上げることも検討することが必要であるものとする。

なお、集団回収率の高い荒川区では、報奨金の他に基礎額6万円/月の回収支援金や持去対策用物品購入補助金(1回限り5万円を限度)を支給することによって高い集団回収率を保っており、こうした取り組みも参考になるものとする。

(意見 No. 58)

集団回収率の高い中野区と目黒区では、有価性の高い古紙に一元化する方法で高い集団回収率を保っている。

回収資源を絞ることにより回収コストの節減効果を挙げていることから、こうした方法も集団回収率を高めるための施策として検討していくことが必要であるものとする。

第8項 有価物売却収入

1. 概要

区における令和元年度の主な有価物売却収入は次の表の通りである。

内訳	平均単価	売却量	金額
新聞紙	4.72円	2,579,780 kg	12,163,148円
雑誌	1.8円	4,618,880 kg	8,528,713円
紙パック	5.40円	133,770 kg	722,358円
ダンボール	4.47円	5,875,905 kg	26,161,188円
ペットボトル	19.20円	2,812,230 kg	54,087,748円
食品トレイ	1.08円	78,720 kg	85,011円
発泡スチロール	1.08円	49,390 kg	53,335円

生びん	6.62 円	322,755 本	978,205 円
白カレット	0.20 円	1,651,510 kg	330,302 円
茶カレット	0.00 円	1,042,770 kg	0 円
アルミ缶	66.40 円	658,120 kg	43,699,168 円
スチール缶・スプレー缶	4.65 円	890,050 kg	4,212,653 円
廃食用油	7.20 円	9,000 kg	64,800 円
廃油（清掃車両）	5 円	700 リットル	3,500 円
携帯電話	740 円	1,932.00 kg	1,429,680 円
小型家電（9品目）	25 円	17,944.00 kg	448,600 円
その他の小型家電	1 円	915,125.00 kg	915,125 円
LED 電球	3 円	607.00 kg	1,515 円
粗大ごみの有価物	2 円	740,786.00 kg	1,111,179 円
不燃ごみの有価物	2 円	528,380.00 kg	1,056,760 円
羽毛布団	厚 1,010 円、薄 185 円	2,932 枚	2,205,951 円
リユース（家具）	3 円	14,985.00 kg	44,955 円
リユース（古着）	2 円	4,314.60 kg	8,628 円

令和元年度の有価物売却収入の予算は 173,946,000 円であり、収入済額は 158,312,522 円である。収入のほとんどはペットボトル、アルミ缶であり、この 2 品目で約 6 割の収入を占めている。

（指摘 No. 17）

上表の数値は令和元年度決算説明資料のものであるが、不燃ごみの有価物の売却量は正しく修正した数値であり、決算説明資料では 58,380.00kg となっていた。正確性を確保する必要がある資料であるため、複数人での検証等、事前の確認体制を改善することが必要である。

区では有価物売却について主に次の 4 つの契約を締結しており、当該契約に沿って有価物売却の適正性、適法性等を確認していく。

- ・ 資源回収事業に係る資源及びスプレー缶の売却（単価契約）
- ・ 小型家電等の売却
- ・ 羽毛布団の再資源化事業に伴う売却
- ・ 古布の行政回収モデル事業に伴う売却

2. 資源回収事業に係る資源及びスプレー缶の売却

(1) 概要

資源として回収し、中間処理された新聞、雑誌、段ボール、紙パック、ペットボトル、食品トレイ、発泡スチロール、アルミ缶、スチール缶・スプレー缶等の売却を民間業者に委託している。

(2) 売却契約

1) 契約金額等

当該契約はリサイクル資源の売却単価の変動が大きいことから、四半期毎（4月～6月、7月～9月、10月～12月、1月～3月）の4回に分けて契約が締結されている。令和元年度の契約状況は次の通りである。

件名	業者名	予定数量計 (kg or 本)	予定金額
平成31年度第1四半期期資源回収事業に係る資源及びスプレー缶の売却（単価契約）	大田区リサイクル事業協同組合	5,188,810	33,698,638円
令和元年度第2四半期資源回収事業に係る資源及びスプレー缶の売却（単価契約）	大田区リサイクル事業協同組合	5,101,760	43,448,168円
令和元年度第3四半期資源回収事業に係る資源及びスプレー缶の売却（単価契約）	大田区リサイクル事業協同組合	5,324,121	35,552,813円
令和元年度第4四半期資源回収事業に係る資源及びスプレー缶の売却（単価契約）	大田区リサイクル事業協同組合	5,052,330	41,019,962円

2) 契約の内訳書

各四半期の契約における資源の売却単価は次の表の通りである。なお、売却単価は税込である。

名称	単位 呼称	第1四半期 単価	第2四半期 単価	第3四半期 単価	第4四半期 単価
新聞	kg	5.34	4.26	4.26	5.00
雑誌	kg	2.10	1.02	1.02	3.00
段ボール	kg	5.34	4.26	4.26	4.00
紙パック	kg	5.40	5.40	5.40	5.40
ペットボトル	kg	10.80	22.00	22.00	22.00
食品トレイ	kg	1.08	1.08	1.08	1.08

発泡スチロール	kg	1.08	1.08	1.08	1.08
アルミ缶	kg	66.40	66.40	66.40	66.40
スチール缶・スプレー缶	kg	5.96	4.88	3.88	3.88
白カレット	kg	0.20	0.20	0.20	0.20
茶カレット	kg	0.00	0.00	0.00	0.00
廃食用油	kg	7.20	7.20	7.20	7.20
一升びん	本	2.16	2.16	2.16	2.16
特大ビールびん	本	27.00	27.00	27.00	27.00
ビールびん(大びん、中びん)	本	5.40	5.40	5.40	5.40
ビールびん(小びん、スライム)	本	4.32	4.32	4.32	4.32
ジュース類びん	本	4.32	4.32	4.32	4.32
洋酒大びん	本	5.40	5.40	5.40	5.40
四合びん	本	2.16	2.16	2.16	2.16
焼酎びん	本	2.16	2.16	2.16	2.16

雑誌の単価が第1四半期2.01円から第2、第3四半期1.02円、第4四半期3.00円と変動したこと、ペットボトルの単価が第1四半期10.80円から第2四半期以降は22.00円に増加したこと、及びスチール缶・スプレー缶の単価が第1四半期5.96円からそれ以降3.88円まで下落したことを除き、大きな単価の変動はない。

3) 契約方法

本契約は第1四半期から第4四半期までの全ての契約について、他社からの見積りを徴せず、当該業者から見積書を徴した上で業者推薦による随意契約によっている。令和元年度第4四半期の業者推薦書によればその理由として次の7つを挙げている。

3 推薦理由

- (1) 上記組合は、大田区資源リサイクル事業協同組合と大田区食飲容器リサイクル協同組合が、効率的・合理的な区内の資源回収の態勢を確立することを目的として平成14年11月に設立した統一組合である。
- (2) 現在、上記組合には、区内の再生資源業者のうち24社が加盟している。また、組合が定める要件を満たすことができれば、区内の小規模事業者を新たに加盟させることも可能である等、区内業者の育成・活用を図ることができる。

- (3) 再生資源業務における業績は大きく、現在、古紙回収、びん・かん・ペットボトル・トレイの分別回収及び中間処理、廃食用油の拠点回収、資源（古紙類、びん、ペットボトル、廃食用油等）の売却などの業務を受託している。
- (4) 資源分別回収業務、中間処理業務及び資源の売却についても委託している。
- (5) 回収した古紙の選別・保管・売却等を円滑に行うためには、流通業者である古紙問屋等を受け入れ先にする必要がある。上記組合は、直納権を持つ区内の大手古紙問屋が所属し、古紙の受け入れ能力も高く、効率的な資源化業務を遂行することができる。
- (6) 資源の市況が低迷し、逆有償となった場合でも、日々回収する資源を確実に引き取り、中間処理して再資源化ルートに乗せなければならない。回収した資源の引き取りを担保するため、市況価格が低迷した場合でも、確実に資源を引き取ることができる上記組合と資源の引き渡しに関する協定書を締結している。
- (7) 中間処理した資源（びん・かん・ペットボトル・トレイ）は、売却するまで中間処理施設で保管しなければならない。資源物の保管費用を含め、中間処理した資源物を効率的に売却するためには、中間処理と再資源化（売却）業務を同一業者に委託する必要がある。

以上の理由から、安定的・継続的に資源を中間処理して売却できる業者は、区内で上記組合だけである。

（意見 No. 59）

区では上記の推薦理由を基にして大田区リサイクル事業協同組合と当該契約を締結している。確かに、同組合は安定的で継続的に業務遂行は可能なものと考えられるが、そのことだけをもって随意契約として契約を継続していくことには慎重であるべきであり、今後は契約の継続について、契約内容を吟味し、売却単価の妥当性を検証するとともに、他業者からの見積りを徴する等を検討していくことが必要であると考えます。

(3) 回収実績

1) 売却契約金額と売却実績金額

過去3年度の売却契約金額と売却実績金額の推移は次の表の通りである。

（単位：円）

年度	区分	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	年間総額
平成29年度	売却契約金額	49,043,462	64,266,866	59,799,594	54,821,186	227,931,108
	売却実績金額	46,385,802	62,077,702	57,977,550	52,544,719	218,985,773
平成30年度	売却契約金額	54,318,546	44,778,427	41,003,650	44,318,512	184,419,135

年度	売却実績金額	56,103,468	45,331,367	40,417,646	45,469,780	187,322,261
令和元	売却契約金額	33,839,638	43,448,168	35,552,813	41,019,962	153,860,581
年度	売却実績金額	33,445,472	39,978,775	38,040,915	39,621,467	151,086,629

過去3年度において、売却契約金額と売却実績金額との間に大きな乖離はなく、契約締結時の予測の精度に問題はないと考える。

2) 主な品目の売却単価

新聞、ペットボトル、アルミ缶、スチール缶・スプレー缶の過去3年度の売却単価の推移は次の表の通りである。

(単位：円)

品目	年度	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
新聞	平成29	7.50	9.66	10.08	9.66
	平成30	9.66	6.70	7.56	8.32
	令和元	5.34	4.26	4.26	5.00
ペットボトル	平成29	14.04	27.40	16.20	16.20
	平成30	10.80	10.80	10.80	10.80
	令和元	10.80	22.00	22.00	22.00
アルミ缶	平成29	86.40	86.40	86.40	100.80
	平成30	113.40	97.72	86.40	86.40
	令和元	66.40	66.40	66.40	66.40
スチール缶・ スプレー缶	平成29	10.80	11.88	11.88	18.50
	平成30	21.60	19.44	19.44	18.36
	令和元	5.96	4.88	3.88	3.88

令和元年度はスチール缶・スプレー缶の売却単価が平成30年度に比し、大きく下落している。

3) 主な品目の売却量と売却実績金額

過去3年度の主な品目の売却量の売却の推移は次の表の通りである。

(単位：kg)

品目	年度	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
新聞	平成29	706,145	694,265	790,250	743,365
	平成30	671,505	636,910	736,515	672,635

	令和元	635,220	618,460	667,650	658,450
ペットボトル	平成 29	640,080	766,040	580,870	574,590
	平成 30	673,220	803,250	630,680	605,650
	令和元	694,760	801,350	684,210	631,910
アルミ缶	平成 29	142,190	139,640	138,470	121,790
	平成 30	153,260	169,620	114,320	157,680
	令和元	156,630	164,380	167,190	169,920
スチール缶・ スプレー缶	平成 29	212,560	222,760	177,930	232,790
	平成 30	215,930	200,040	207,640	186,930
	令和元	276,560	184,020	229,550	199,920

売却量には大きな変動は特に見られない。また、過去 3 年度の売却実績金額の推移は次の表の通りである。

(単位：円)

品目	年度	第 1 四半期	第 2 四半期	第 3 四半期	第 4 四半期
新聞	平成 29	5,296,086	6,706,502	7,965,718	7,180,905
	平成 30	6,486,737	4,267,296	5,568,052	5,596,322
	令和元	3,392,073	2,634,638	2,844,187	3,292,250
ペットボトル	平成 29	8,986,722	20,989,496	9,410,094	9,308,358
	平成 30	7,270,776	8,675,100	6,811,344	6,541,020
	令和元	7,503,408	17,629,700	15,052,620	13,902,020
アルミ缶	平成 29	12,285,216	12,064,896	11,963,808	12,276,432
	平成 30	17,379,684	16,575,264	9,877,248	13,623,552
	令和元	10,400,232	10,914,832	11,101,416	11,282,688
スチール缶・ スプレー缶	平成 29	2,295,648	2,646,388	2,113,807	4,306,615
	平成 30	4,664,088	3,888,777	4,036,521	3,432,034
	令和元	1,648,296	898,016	890,652	775,689

ペットボトルの売却実績金額について、令和元年度は第 2 四半期以降、売却単価が 10.80 円から 22.00 円に上昇したことから大きく増加している。

また、スチール缶・スプレー缶の売却実績金額について、令和元年度は平成 30 年度に比して売却単価が平成 30 年度の 3 分の 1 以下に下落したことから、その金額は大きく減少している。

(4) 引取完了届の提出

1) 提出書類

仕様書によれば、区に提出する書類として、次の事項が定められている。

7 引取完了届の提出

受託者は、資源を引き取った後に、月毎の引取数量及び代金を記載した「引取完了届」を区へ提出すること。

(意見 No. 60)

令和元年度の引取完了届を確認したところ、「引取完了届」という名称の書類は提出されておらず、他の契約で使用されている「完了届」が提出されているのみであった。また、月毎の引取数量及び代金については「件名 平成 31 年度 (令和元年度) 第○四半期資源回収事業に係る資源及びスプレー缶の売却 (令和○年○月分)」という書類に記載があり、その書類が完了届と一緒に提出されていた。

実質的な問題はないものと考えられるが、仕様書の文言と実際に提出されている書類とは、名称及びその内容が合致していないことから、仕様書の文言を訂正するか、提出書類の形式を修正することが必要なものとする。

2) 提出期限

令和元年度の完了届の提出状況は次の通りである。

月	完了年月日	完了届届出日	完了届受付日
4	平成 31 年 4 月 30 日	平成 31 年 4 月 30 日	平成 31 年 4 月 30 日
5	令和元年 5 月 31 日	令和元年 5 月 31 日	令和元年 5 月 31 日
6	令和元年 6 月 30 日	令和元年 6 月 30 日	令和元年 6 月 30 日
7	令和元年 7 月 31 日	令和元年 7 月 31 日	令和元年 7 月 31 日
8	令和元年 8 月 31 日	令和元年 8 月 31 日	令和元年 8 月 31 日
9	令和元年 9 月 30 日	令和元年 9 月 30 日	令和元年 9 月 30 日
10	令和元年 10 月 31 日	令和元年 10 月 31 日	令和元年 10 月 31 日
11	令和元年 11 月 30 日	令和元年 11 月 30 日	令和元年 11 月 30 日
12	令和元年 12 月 31 日	令和 2 年 1 月 6 日	令和 2 年 1 月 6 日
1	令和 2 年 1 月 31 日	令和 2 年 2 月 3 日	令和 2 年 2 月 3 日
2	令和 2 年 2 月 29 日	令和 2 年 3 月 2 日	令和 2 年 3 月 2 日
3	令和 2 年 3 月 31 日	令和 2 年 3 月 31 日	令和 2 年 3 月 31 日

上記の表から、完了届は令和元年度においては 6 日以内に提出されている

ことが分かるが、特に仕様書等には完了届の提出期限は記載されていない。

(意見 No. 61)

上表の通り、12月から2月分を除き、完了届は月末に提出され、12月から2月分についても6日以内に提出されており、特に遅延は認められなかった。しかしながら、契約書の仕様書等においても完了届の提出期限は定められていない。「引取完了届」に相当する書類は、売却代金等の根拠となる重要な書類であり、提出期限を明確にすることが必要なものと考えられるため、仕様書等での記載を検討することが必要である。

3. 小型家電等の売却

(1) 概要

区では平成25年4月の使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（以下、この項において「小型家電リサイクル法」という）の施行に伴い、平成25年10月1日から使用済小型電子機器等（以下、この項において「小型家電」という）の回収事業を実施している。

回収した小型家電については、小型家電リサイクル法において小型家電の適切な資源化かつ国内処理を行える事業者として認定された再資源化事業者（以下、この項において「認定事業者」という）に売却することになっており、廃棄物の適正な処理及び資源の有効利用を図り、もって循環型社会の推進に寄与することを目的として行われている。

(2) 小型家電等の売却契約

1) 契約金額等

小型家電の売却契約は四半期毎（4月～6月、7月～9月、10月～12月、1月～3月）の4回に分けて契約が締結されている。令和元年度の小型家電の売却契約は次の通りである。

件名	業者名	契約推定総額
平成31年度第1四半期小型家電等の売却 (単価契約)	株式会社リーテム	1,956,670円
令和元年度第2四半期小型家電等の売却 (単価契約)	株式会社リーテム	1,286,950円

令和元年度第3四半期小型家電等の売却 (単価契約)	株式会社リーテム	1,303,710円
令和元年度第4四半期小型家電等の売却 (単価契約)	株式会社リーテム	1,280,310円

2) 契約の内訳書

当該物品契約の対象小型家電の単価は内訳書によれば次の通りである。なお、単価は各四半期の契約書において同じである。

品名	単価(税込み) (円/kg)
携帯電話(通話機能付きタブレット型無線通信機械器具を除く)	740.0
① 携帯音楽プレーヤー ② 携帯ゲーム機器 ③ デジタルカメラ ④ ポータブルビデオカメラ ⑤ ポータブルカーナビ ⑥ 電子辞書 ⑦ 卓上計算機 ⑧ ACアダプター ⑨ USBメモリ ⑩ 携帯電話(通話機能付きタブレット型無線通信機械器具のみ)	25.0
LED電球	2.5
上記品目を除く小型家電	1.0
粗大ごみに係る有価物	1.5
不燃ごみに係る有価物	2.0

また、各四半期の予定数量は次の通りである。

	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
品名	予定数量 (kg)	予定数量 (kg)	予定数量 (kg)	予定数量 (kg)
携帯電話(通話機能付きタブレット型 無線通信機械器具を除く)	510	510	530	510
① 携帯音楽プレーヤー ② 携帯ゲーム機器 ③ デジタルカメラ ④ ポータブルビデオカメラ ⑤ ポータブルカーナビ ⑥ 電子辞書 ⑦ 卓上計算機 ⑧ ACアダプター ⑨ USBメモリ ⑩ 携帯電話(通話機能付きタブレッ ト型無線通信機械器具のみ)	9,180	8,040	7,740	6,590
LED電球	220	220	74	74
上記品目を除く小型家電	220,470	199,630	205,040	212,700
粗大ごみに係る有価物	331,860	170,020	173,630	176,650
不燃ごみに係る有価物	315,480	126,670	126,170	130,150

(指摘 No. 18)

上記の内訳書のうち、予定数量について、第1四半期の「粗大ごみに係る有価物」の予定数量 331,860 kgと「不燃ごみに係る有価物」の予定数量 315,480 kgは訂正後の金額であるが、訂正前の金額については二重の線が引かれて消されているだけであり、訂正印が押されていない。

また、単価について、第2四半期の内訳書の単価の「上記品目を除く小型家電」の金額「1.0」円及び第3四半期の10品目の単価「25.0」円も訂正後の金額であるが、訂正前の金額については二重の線が引かれて消されているだけであり、訂正印が押されていない。

契約書の文章を訂正する場合には改竄が行われないように、必ず訂正印を押印し、訂正が改竄によるものでないことを証するようしておかなければならないと考えられるため、契約事務の改善が必要である。

3) 契約方法

当該契約は単価契約であるが、契約先以外からの見積を特に徴することなく「業者推薦書」により契約相手を決定している。

推薦の理由について「業者推薦書」では次の4つの推薦理由を掲げている。

2 推薦理由

(1) 使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（以下「法」という。）において、使用済小型電子機器等（以下「小型家電」という。）の適切な資源化かつ国内処理を促進するため、小型家電の再資源化事業者の認定制度を設けている。（国の認定を受けた再資源化事業者を「認定事業者」という。以下同じ。）

認定事業者に小型家電を売却することで適切な再資源化を担保することができる。

(2) 本事業においては、区内42か所に設置した小型家電回収ボックスに投入された小型家電の他に、不燃ごみ及び粗大ごみからのピックアップする有価物も売却対象としている。認定事業者は、法施行前から家電リサイクル等の再資源化事業者として、効率的かつ安定的に選別処理する設備及び作業上のノウハウを有しており、本事業に十分対応することができる。

また、小型家電を含め選別後の金属等の資源物は、認定事業者が国内の再利用業者に引き渡すこととしているが、推薦する認定事業者は、国内において安定した流通ルートを有していることを確認している。

(3) 売却する小型家電等の契約相手施設への搬入は、別途契約予定の収集運搬業者が行うこととしている。収集運搬にかかる経費を最小限に抑えるためには、搬入先を区内に存する施設とすることが必要である。

(4) 上記推薦業者は、東京都を営業区域とする認定事業者であり、小型家電等の安定的な引き取りを行っているとともに、小型家電に含まれる処理困難物の適正な分別及び処理並びに希少金属の効率的な再資源化を実施している。また、リユース品目の引き取りも行っており、区のごみ減量により多角的に寄与する能力が認められる。

(意見 No. 62)

上記の通り、区内に搬入施設を持ち、最も効果的に本事業を実施できることを理由に当該業者を推薦しているが、認定事業者であることは当然に必要なことであり、認定事業者であれば(2)の理由も他の事業者でも有していると考えられる。また、区内で施設を有していることも随意契約の要件には特に該当しないことから、今後、業者推薦による契約相手の決定には慎重であるべきであり、他業者からの見積を徴することや、競争入札も検討することが必要であるものと考えられる。

4) 回収方法

小型家電等の回収方法は次の通りである。

① 粗大ごみからのピックアップ回収

区内で収集した粗大ごみ及び大田区粗大ごみの自己持込に関する要綱に基づき排出された粗大ごみの中から、小型家電及び鉄分等金属を含む有価物を選別し、回収する。

② 不燃ごみからのピックアップ回収

区内で収集した不燃ごみから、小型家電及び鉄分等金属を含む有価物を選別し、回収する。

③ 拠点回収（回収ボックスを常設）

特別出張所等 42 か所に設置する回収ボックスに投入された小型家電を回収する。特別出張所（区内 18 ヶ所）以外の回収拠点は次の通りである。

- ・ 清掃事務所 3 ヶ所（大森、調布、蒲田）
- ・ 大田区役所 2 ヶ所（1 階ロビー、8 階清掃事業課）
- ・ 図書館 10 ヶ所（大田、大森南、大森東、大森西、久が原、洗足池、羽田、六郷、多摩川、蒲田）
- ・ JR 駅周辺駐輪場 3 ヶ所（入新井、蒲田駅東口、蒲田駅西口）
- ・ その他区施設 6 ヶ所（消費者生活センター、南馬込文化センター、池上会館、雪谷文化センター、大田区民プラザ、大田区産業プラザ）

④ イベント回収

イベント開催時に回収ボックスを設置し、小型家電を回収する。

5) 売却対象小型家電等

売却対象の小型家電等は令和元年度の売却契約の仕様書によれば、次の通りである。

5 売却対象小型家電等

- (1) 大田区内で収集した粗大ごみ及び大田区粗大ごみの持込に関する要綱に基づき排出された粗大ごみのうち、小型家電及び鉄分等金属を含む有価物
- (2) 大田区内で収集した不燃ごみのうち、小型家電及び鉄分等金属を含む有価物
- (3) 特別出張所等 42 か所の回収ボックスに投入された小型家電等

(4) OTA ふれあいフェスタ、エコフェスタワンダーランド、環境フェア等のイベント開催時に設置した回収ボックスに投入された小型家電等

(3) 回収実績

過去3年度の小型家電等の回収実績は次の表の通りである。

年度	回収方法	回収量			売却額
		携帯電話	その他の 小型家電等	合計	
平成29年度	拠点	801.8 kg	2,607.9 kg	3,409.8 kg	689,324 円
	イベント	5.2 kg	11.5 kg	16.7 kg	
	ピックアップ	488.0 kg	1,752,821.0 kg	1,753,309.0 kg	5,841,353 円
	合計	1,295.0 kg	1,755,440.4 kg	1,756,735.4 kg	6,530,677 円
平成30年度	拠点	1,218.2 kg	2,971.8 kg	4,190.0 kg	970,761 円
	イベント	11.8 kg	13.2 kg	25.0 kg	
	ピックアップ	854.0 kg	2,014,488.0 kg	2,015,342.0 kg	8,052,035 円
	合計	2,084.0 kg	2,017,473.0 kg	2,019,557.0 kg	9,022,796 円
令和元年度	拠点	897.5 kg	2,906.6 kg	3,804.1 kg	722,251 円
	イベント	10.5 kg	23.4 kg	33.9 kg	
	ピックアップ	1,024.0 kg	2,199,912.0 kg	2,200,936.0 kg	4,240,608 円
	合計	1,932.0 kg	2,202,842.0 kg	2,204,774.0 kg	4,962,859 円

回収量は毎年増加しており、特にピックアップによる回収量が令和元年度は平成29年度に比して2割程増加している。

(意見 No. 63)

ピックアップによる回収量の増加は、粗大ごみや不燃ごみから資源となるものをピックアップしていることから、その分、残渣となるごみの減量に寄与していると考えられるが、一方で拠点回収は回収量が伸び悩んでいる。

拠点回収は、ピックアップ回収と異なり、選別作業にほとんど手間が掛からないことから、効率性から考えると拠点回収を増やしていくような施策を検討していくことも同時に必要なものとする。

なお、拠点回収を増加させていく方法としては、現在42か所に常設している回収ボックスを、民間のスーパーや家電量販店等にも設置して、回収拠点を増やしていくこと等が考えられるため、検討が望まれる。

(4) 実施報告書等の提出

受託者は「売却対象小型家電等の引渡し業務指示書」によれば、次の書類を区に提出する必要がある。

4 実施報告書等の提出

- (1) 契約後、売却対象品目の処理工程を示した書類を、履行開始日から10日以内に、速やかに区に提出すること。
- (2) 引取り重量について当日に書面により区へ通知すること。
- (3) 月毎の引渡し日及び引取り重量並びに資源化実績について、次の書類を翌月10日までに区へ提出すること。なお、3月分は3月末までとする。
 - ア 完了届（別紙2）
 - イ 搬入量・資源化量報告書（別紙3）
 - ウ 作業報告書（別紙4）
 - エ その他引渡し日及び引取り重量を証明する伝票等

平成29年度から令和元年度までの完了届の受付日を確認し、搬入量・資源化量報告書と作業報告書及び業者の支払明細書との整合性を確認した。

その結果、過去3年度において搬入量・資源化量報告書と作業報告書及び支払明細書は特に問題となる事項はなかったが、完了届の受付日については次の事項が確認された。

(指摘 No. 19)

平成30年度及び令和元年度において、完了届の提出遅延はなかったが、平成29年度の4月分の提出日が5月11日と業務指示書に定める10日以内の提出がなされていなかった。

提出日が遅延した場合には、完了届の提出があった際に、その理由を書面等で報告させる等の指導を徹底し、その過程を記録しておくことが必要であると考ええる。

4. 羽毛布団の再資源化事業に伴う売却

(1) 概要

平成27年度の5月から、京浜島中継所及び糞谷粗大中継所に搬入した粗大ごみの中から、羽毛布団のピックアップの回収を開始している。粗大ごみ品目のうち最も排出個数の多い布団の再資源化を進めることで、粗大ごみの減量を図っている。

(2) 物品売却契約

1) 契約金額等

当該事業の過去3年度の契約状況は次の通りである。平成29年度は上半期と下半期に分けて契約を締結している。

契約締結年月日	件名	業者名	契約単価
平成29年4月1日	平成29年度上半期羽毛布団の再資源化事業に伴う売却（単価契約）	日本羽毛製造株式会社	羽毛布団（厚いもの）160円/枚 羽毛布団（薄いもの）20円/枚
平成29年10月1日	平成29年度下半期羽毛布団の再資源化事業に伴う売却（単価契約）	日本羽毛製造株式会社	羽毛布団（厚いもの）160円/枚 羽毛布団（薄いもの）20円/枚
平成30年4月1日	平成30年度羽毛布団の再資源化事業に伴う売却（単価契約）	日本羽毛製造株式会社	羽毛布団（厚いもの）160円/枚 羽毛布団（薄いもの）20円/枚
平成31年4月1日	平成31年度羽毛布団の再資源化事業に伴う売却（単価契約）	日本羽毛製造株式会社	羽毛布団（厚いもの）1,010円/枚 羽毛布団（薄いもの）185円/枚

2) 契約の内容等

当該物品売却契約の内容は平成31年度契約の仕様書によれば、次の通りである。

1 件名 平成31年度羽毛布団の再資源化事業に伴う売却（単価契約）
2 履行期間 平成31年4月1日から平成32年3月31日まで
3 売却予定数

総枚数 3,650 枚

内訳 別紙1「内訳書」のとおり

4 再資源化対象品目及び種類

(1) 再資源化対象品目

大田区内で収集した粗大ごみ及び大田区粗大ごみの自己持込みに関する要綱に基づき排出された粗大ごみからピックアップした羽毛布団

(2) 種類

ア 厚いもの

ダウン率が50%以上のもので、充填量が1.1kg以上のもの

イ 薄いもの

上記以外のもの

5 再資源化の手法

回収した羽毛布団は、日本国内にて再利用すること。

6 引渡し場所

大田区指定粗大ごみ中継所

(1) 京浜島中継所

住所 京浜島三丁目5番7号

(2) 糞谷粗大中継所

住所 羽田旭町9番6号

7 引渡し方法及び日程

(1) 買受者は、買受者が用意するかご車は大田区内に存する粗大ごみ中継所に設置する。

(2) 羽毛布団の分別及びかご車への収納は、別途区が契約する中継業務委託者が行う。

(3) 買受者は履行期間中、区が指定する日にかご車を回収する。(概ね月1～2回程度)

(4) 引渡しに必要な機材等は、買受者が用意する。

別紙 1 の内訳書は次の通りである。

品名	単価 (円/枚)	予定数量 (枚)	予定金額 (円)
羽毛布団 (厚いもの)	1,010	2,410	
羽毛布団 (薄いもの)	185	1,240	
小計		3,650	
消費税			
合計			

契約書に添付されている内訳書は上表の通りであったが、契約の起案段階で添付されていた内訳書は次の通りであった。

品名	単価 (円/枚)		予定数量 (枚)	予定金額 (円)
羽毛布団 (厚いもの)	4~9月	460	1,205	554,300
	10~3月		1,205	554,300
羽毛布団 (薄いもの)	4~9月	70	620	43,400
	10~3月		620	43,400
小計			3,650	1,195,400
消費税	8% (4~9月)			47,816
	10% (10~3月)			59,770
合計				1,302,986

(指摘 No. 20)

上記の通り、起案時（平成 31 年 2 月 12 日決定）と契約時（平成 31 年 4 月 1 日締結）で単価が大きく変動している。区にとって不利な変動ではないものの、単価契約の単価の変更であり、起案時の予定金額が倍以上変動することにもなるため、起案の修正が必要なものとする。

3) 契約の方法及び経緯等

本件についての契約の方法は、単価の見積りを徴した上での随意契約による。

平成 29 年度は日本羽毛製造(株)と富士新幸(株)、令和元年度は日本羽毛製造(株)、河田フェザー(株)、(株)丸八プロダクト、(株)ホップライオンジャパンの単価の見積りを徴した上で、どちらの年度も最も単価の高い日本羽毛製造(株)に契約先を決定しているが、平成 30 年度については、次のような検出事項があった。

(意見 No. 64)

平成 30 年度の業者推薦書では 2 社から見積書を徴したことが記載されているが、日本羽毛製造(株)の見積書はあったものの、もう 1 社からの見積書がファイルに綴られていなかった。

見積書は契約締結先を決定するに当たっての重要な根拠となる書類であるため、見積書を入手した場合には必ずファイルに綴じ保管することを徹底することが必要である。

(3) 羽毛布団の回収枚数の推移

過去 3 年度の羽毛布団の回収枚数は次の通りである。

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
羽毛布団 (厚いもの)	1,805 枚	2,080 枚	1,796 枚
羽毛布団 (薄いもの)	1,360 枚	1,313 枚	1,136 枚
合計	3,165 枚	3,393 枚	2,932 枚

過去 3 年度において、羽毛布団の回収枚数に大きな変動はない。また、羽毛布団の回収予定枚数との乖離状況は次の通りである。

<平成 29 年度>

	実際の回収枚数	予定回収枚数	差異
羽毛布団 (厚いもの)	1,805 枚	1,670 枚	+135 枚
羽毛布団 (薄いもの)	1,360 枚	1,130 枚	+230 枚
合計	3,165 枚	2,800 枚	+365 枚

<平成 30 年度>

	実際の回収枚数	予定回収枚数	差異
羽毛布団 (厚いもの)	2,080 枚	1,730 枚	+350 枚
羽毛布団 (薄いもの)	1,313 枚	1,330 枚	-17 枚
合計	3,393 枚	3,060 枚	+333 枚

<令和元年度>

	実際の回収枚数	予定回収枚数	差異
羽毛布団（厚いもの）	1,796 枚	2,410 枚	-614 枚
羽毛布団（薄いもの）	1,136 枚	1,240 枚	-104 枚
合計	2,932 枚	3,650 枚	-718 枚

（意見 No. 65）

平成 29 年度及び平成 30 年度は実際の回収枚数と予定回収枚数との差額は差異率 10%前後であるのに対し、令和元年度は差異率が 25%近くと大きく乖離しているが、その主な原因は羽毛布団（厚いもの）が予定回収枚数 2,410 枚に対して実際の回収枚数が 1,796 枚と大きく減少したためである。

羽毛布団（厚いもの）の予定回収枚数については、平成 29 年度及び平成 30 年度で 1,700 枚前後の設定であったものを令和元年度は 2,410 枚へと大きく増加させている。しかしながら、実際の回収枚数が 1,796 枚と例年とほとんど変わらなかったことにより予定回収枚数と大きな乖離が生じている。

ごみの減量を目指して予定回収枚数を大きく引き上げることは望ましいことであるが、目標を達成できず大きな乖離が発生した原因については精緻な分析を行うことが必要であり、今後の事業の発展に生かせるような検証が必要なものとする。

（4） 納入金額

各年度の羽毛布団の売却による納入金額は次の通りである。

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
羽毛布団（厚いもの）	288,800	332,800	1,813,960
羽毛布団（薄いもの）	27,200	26,260	210,160
小計	316,000	359,060	2,024,120
消費税	-	-	181,831
納入金額	316,000	359,060	2,205,951

令和元年度は納入金額が大きく増加しているが、これは羽毛布団の売却単価が、羽毛布団の厚いものは平成 29 年度及び平成 30 年度で 160 円であったものが令和元年度では 1,010 円に、また、同様に、羽毛布団の薄いものは 20 円であったものが 70 円に上昇したためである。

(意見 No. 66)

令和元年度のみ消費税を加算して納入金額を算定しているが、平成 29 年度及び平成 30 年度は消費税が加算されていない。単価に消費税相当額を含めて算定していれば問題はないが、そうでなければ消費税分だけ納入金額が少なくなっていたものと考えられるため、今後の契約では納入金額に消費税を加算して計算することに留意する必要があるものとする。

5. 古布の行政回収モデル事業に伴う売却

(1) 概要

ごみの減量及び資源化をさらに促進するため、現在、可燃ごみとして収集している古布について、行政回収モデル事業を令和元年 4 月から試行的に実施している。

当該モデル事業は、家庭から排出される古布を区内の 4 つの拠点で回収し、リユース及びリサイクルを行うものであり、回収した古布は経費削減を図るために委託業者へ売却している。

(2) 物品売却契約

1) 契約金額等

契約締結年月日	件名	業者名	契約単価
平成 31 年 4 月 1 日	平成 31 年度 古布の行政回収 モデル事業に伴う売却 (単価契約)	サンフラワー株式会社	2 円 (kg)

2) 契約の内容等

当該物品売却契約の内容は仕様書によれば、次の通りである。

1 件名 平成 31 年度 古布の行政回収モデル事業に伴う売却 (単価契約)
2 履行期間 平成 31 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日まで
3 品目・予定数量・単価 別添「内訳書」のとおり

4 売却対象

- (1) 売却対象は、区施設で拠点回収した古布とする。
- (2) 拠点回収の対象は、可燃ごみに分別されるものに限定し、粗大ごみに分別されるもの（寝具等）は対象外とする。

5 引渡場所

- (1) 大森地域庁舎
住所 大森西一丁目12番1号
- (2) 調布地域庁舎
住所 雪谷大塚町4番6号
- (3) 蒲田地域庁舎
住所 蒲田本町二丁目1番1号
- (4) 羽田特別出張所
住所 羽田一丁目18番13号

6 引渡日時

- (1) 引渡日
別紙1「平成31年度 古布回収予定表」のとおり。
- (2) 引渡時間
原則として、各回収日の午後0時から午後1時までとする。
ただし、別紙1「平成31年度 古布回収予定表」のとおり、従事終了時間（撤収時間）については例外があるものとする。
- (3) その他
引渡日時については、区の都合により変更する場合がある。

7 引渡方法

- (1) 引渡場所の管理者が指定する場所に回収車を待機させる。
- (2) 別途区が契約する受付業者から古布を受け取り、回収車に積み込む。
- (3) 受付業者
公益社団法人大田区シルバー人材センター
会長 河合 武郎
住所 大田区仲六郷一丁目6番9-125号
電話 3739-6666
FAX 3734-0722
- (4) 引渡しに必要な機材等は、買受者が用意する。

(5) 買受者は、区が引き渡した古布については、異議なく全量を引き取ることにする。

8 実施報告書等の提出

- (1) 契約後、売却対象品目の処理工程を示した書類を、履行開始日から10日以内に、速やかに区に提出すること。
- (2) 別紙2「古布回収実績報告書」を翌月10日までに区へ提出すること。なお、3月分は3月末までとする。
- (3) 別紙2「古布回収実績報告書」の提出に当たっては、車両積込み前に撮影した売却品目の写真を添付すること。

※ 上記7「引渡方法」(3)「受付業者」の名称が仕様書では「公益財団法人」となっていたが、正しい名称は「公益社団法人大田区シルバー人材センター」であるため、修正している。

3) 契約の方法及び経緯等

本件についての契約の方法は、単価契約によっている。課長契約として契約を締結しているが、本事業を適正に履行できる唯一の業者であるとして、他の業者からの見積りを徴していない。その理由として起案書「30 環清発第11298号」によれば次の通りである。

当該業者は、従前から区内の集団回収に取り組んでおり、資源の効率的かつ安定的に選別処理する設備及び作業上のノウハウがあり、安定した流通ルートも有している。

また、集団回収において古布を取り扱う業者(全26社)に確認したところ、拠点回収する古布の収集運搬等の観点からも、本事業を適正に履行できる唯一の業者である。

(意見 No. 67)

古布を取り扱う業者が少ないとしても、他の業者から見積りを徴しなければ当該業者の単価が妥当か判断することは難しいと思われる。特に当該事業は新規で行うことになることから、なおさらである。

このため、少なくとも他社から見積りを徴した上で、当該単価が妥当であると判断した上で、契約を締結することが必要であるものと考えている。

4) 古布回収予定表

令和元年度の古布回収予定は仕様書別紙1によると次の通りである。

回収場所	回収日時	回収時間
大森地域庁舎 101 会議室	5月24日(金)、7月19日(金)、9月12日(木)、 11月14日(木)、1月16日(木)、3月12日 (木) の計6回	12時～13時 (11月14日のみ 11時30分～12時)
調布地域庁舎 検診用多目的室	5月21日(火)、7月26日(金)、9月10日(火)、 11月12日(火)、1月24日(金)、3月26日 (木) の計6回	12時～13時
蒲田地域庁舎 5階小会議室2	4月18日(木)、6月20日(木)、8月23日(金)、 10月24日(木)、12月19日(木)、2月20日 (木) の計6回	12時～13時
羽田特別出張所 4階会議室1	4月25日(木)、6月27日(木)、8月29日(木)、 10月31日(木)、12月26日(木)、2月27日 (木) の計6回	12時～13時

(3) 実績

1) 回収実績

当該事業は令和元年4月から実施されたものであり、当該年度の回収実績は次の通りである。

期間	回収量	歳入
第1四半期(4月～6月)	434.6 kg	868 円
第2四半期(7月～9月)	1,080.0 kg	2,160 円
第3四半期(10月～12月)	1,300.0 kg	2,600 円
第4四半期(1月～3月)	1,500.0 kg	3,000 円
計	4,314.6 kg	8,628 円

(意見 No. 68)

第1四半期の回収量は434.6 kgであるが、歳入金額は1 kg未満の0.6 kgを切り捨てて計算されている。

売却単価が2円/kgであれば端数の0.6 kgを含めた869円(円未満切捨)となるはずである。1 kg未満が生じた場合にどう扱うかについて、契約書で決めていないことに問題があり、1 kg未満の端数が生じた場合に切捨てるのか、端数を含めて売却価額を決定するのかを明記することが必要であるものと考えられる。

(指摘 No. 21)

売却単価は 2 円/kg であるが、物品売却契約書の内訳書には「表示価格は、消費税抜きである」とあり、また「支払金額については、消費税率を乗じて得た金額を加算する金額とする（円未満切捨て）」とある。

内訳書の通りであれば回収量に売却単価を乗じた金額にさらに消費税を乗じた金額が歳入金額になるはずである（第 1、2 四半期は消費税 8%、第 3、4 四半期は消費税 10%）。

- ・ 第 1 四半期 868 円 → 937 円 (+69 円)
- ・ 第 2 四半期 2,160 円 → 2,332 円 (+172 円)
- ・ 第 3 四半期 2,600 円 → 2,860 円 (+260 円)
- ・ 第 4 四半期 3,000 円 → 3,300 円 (+300 円)

消費税を考慮すれば第 1 四半期から第 4 四半期の歳入金額は 9,429 円となり、801 円歳入金額は増加することになる。

実際の歳入金額は回収量に売却単価の 2 円/kg を乗じた金額だけであるため、今後は消費税を加味して納入金額を決定することが必要である。

2) 回収実績報告書

契約の相手方は「古布回収実績報告書」を翌月 10 日までに区に提出することが必要である（3 月分のみ 3 月末までに提出）。古布回収実績報告書は次のようなフォームである。

古布回収実績報告書（ 年 月分）

回収場所	受付月日	回収量	
		(袋)	(kg)
大森地域庁舎	月 日		
調布地域庁舎	月 日		
蒲田地域庁舎	月 日		
羽田特別出張所	月 日		
合計			

また、令和元年度の各月の古布回収実績報告書の日付は次の通りである。

4月 平成31年4月30日
5月 令和元年5月31日
6月 令和元年6月30日
7月 令和元年7月30日
8月 令和元年8月31日
9月 令和元年9月30日
10月 令和元年10月31日
11月 令和元年11月30日
12月 令和元年12月28日
1月 令和2年1月31日
2月 令和2年3月9日
3月 令和2年3月31日

(意見 No. 69)

古布回収実績報告書の日付は上記の通りであり、これが受付日であれば仕様書8「実績報告書等の提出」で定められた「翌月10日まで」に区へ提出することを遵守していることになるが、当該報告書の日付だけでは実際の区の受付日が判明しない。そのため区では当該報告書が提出された場合には、その受付日を記載するようにすることが必要なものとする。

(4) 古布の回収拠点等

区では古布の回収の広報として、ホームページ、特別出張所でのポスターの掲示、区設掲示板での掲示、清掃だよりやシルバー人材センター広報誌への掲載等を実施している。

令和2年9月2日付のホームページでは、最新の古布回収の広報として次のように掲示している。なお、ホームページでは古布ではなく、古着としてその回収状況を掲示している。

古布の拠点回収を行っています。

回収された古着は海外でリユースされたり、加工をして工業用雑布（ウエス）やフェルトの材料にされたり様々な方法でリユース・リサイクルします。

下表の日程により実施しますので、当日会場までお持ち下さい。

古着の回収ルール

洗ったものを出して下さい。(クリーニングは不要です。)

「タンスにしまえる状態」が回収できる判断基準です。

濡らさない・汚さない。透明または半透明の袋に入れて出してください。

事業者から排出される古着類は一切回収できません。

リユース・リサイクルできるもの(再利用できるもの)

1. 再使用できる衣料品、皮革衣料品
2. フェイスタオル・バスタオル
3. 帽子、左右揃った靴下
4. ハンカチ、スカーフ、マフラーなど

(注釈1) ツーピースのようなセット物は、セットが崩れないように出してください。

(注釈2) ボタンやファスナー、ベルトなど付属品は取り除かずに出してください。

回収できないもの(再利用できないもの)

1. 泥、油、ペンキなどで汚れたもの、穴の開いたもの、ほつれたもの
2. 布団、座布団、布団・座布団カバー、シーツ、枕、ベッドマット、電気毛布などの寝具類
3. 絨毯、カーペット、足拭きマット、雑巾、スリッパ
4. 着物、靴、かばん

(注釈3) 粗大ごみ形状のものは回収できません

2年度古着下半期日程表

庁舎名、所在地	会場等	日程	時間
大森地域庁舎 大森西 1-12-1	1階 101 会議室	9/16(水), 10/22(木), 11/16(月), 12/25(金), 1/28(木), 2/15(月), 3/19(金)	午前9時 ～ 正午
調布地域庁舎 雪谷大塚町 4-6	1階 健診用多目的室	9/23(水), 10/21(水), 11/4(水), 12/23(水), 1/20(水), 2/17(水), 3/24(水) 日程が一部変更になっています。	
羽田特別出張所 羽田 1-18-13	4階 会議室 1	9/18(金), 10/30(金), 11/18(水), 12/18(金), 1/22(金), 2/26(金), 3/26(金)	
蒲田地域庁舎 蒲田本町 2-1-1	5階 小会議室 2	9/18(金)	
消費者生活センター 蒲田 5-13-26	2階 第1 会議室	10/5(金), 11/18(水), 12/18(金), 1/22(金), 2/26(金), 3/26(金)	

(意見 No. 70)

令和 2 年度の古布の回収日程はモデル事業であった令和元年度に比べて回収日程は増えているが、回収先は地域庁舎が中心であり、また、各月一回と日程も少ないと思われる。

特別区で古布の回収を行っている葛飾区では古布の回収拠点として次の表のように各所に回収拠点を設けている。

地区及び回収施設		回収施設所在地 及び回収場所	回収日時
青戸	テクノプラザかつしか	青戸 7-2-1 (正面出入口前)	第 1 木曜日 午後 3 時から午後 4 時 30 分まで 第 4 土曜日 午後 3 時から午後 4 時 30 分まで
奥戸	総合スポーツセンター	奥戸 7-17-1 (体育館槍投げ像前掲 示板付近)	第 4 木曜日 午後 0 時 30 分から午後 2 時まで
亀有	中道公園	西亀有 1-3-1 (公園南側出入口内)	第 4 木曜日 午後 0 時 30 分から午後 2 時まで
	亀有公園	亀有 5-36-1 (公園南東出入口内)	第 2 木曜日 午前 9 時 30 分から午前 11 時まで 第 4 木曜日 午前 9 時 30 分から午前 11 時まで
柴又	金町公園	柴又 3-24-1 (公園南西側出入口内)	第 4 木曜日 午後 3 時から午後 4 時 30 分まで
新小岩	新小岩地区センター	新小岩 2-17-1 (南側)	第 1 土曜日 午後 0 時 30 分から午後 2 時まで 第 4 木曜日 午後 3 時から午後 4 時 30 分まで
高砂	高砂地区センター	高砂 3-1-39 (裏側)	第 1 木曜日 午前 9 時 30 分から午前 11 時まで 第 3 木曜日 午前 9 時 30 分から午前 11 時まで
新宿	清掃事務所 新宿分室	新宿 3-17-5 (新宿分室北側)	第 4 土曜日 午前 9 時 30 分から午前 11 時まで
東四つ木	東四つ木地区センター	東四つ木 1-20-4 (地区センター前)	第 4 木曜日 午前 9 時 30 分から午前 11 時まで
堀切	ウェルピアかつしか	堀切 3-34-1 (敷地内体育館前)	第 3 木曜日 午後 0 時 30 分から午後 2 時まで
	南綾瀬地区センター	堀切 7-8-22 (北側防災倉庫前)	第 1 土曜日 午前 9 時 30 分から午前 11 時まで 第 3 木曜日 午後 3 時から午後 4 時 30 分まで
水元	水元地区センター	水元 3-13-22 (東側駐車場内)	第 2 木曜日 午後 0 時 30 分から午後 2 時まで
	水元図書館	東水元 1-7-3 (保健センター側防災)	第 1 土曜日 午後 3 時から午後 4 時 30 分まで 第 2 木曜日 午前 9 時 30 分から午前 11 時まで

	倉庫前)	
西水元地区センター	西水元 5-3-1-101 (駐車場内)	第2木曜日 午後3時から午後4時30分まで

また、常設の回収拠点も次の表の通り6ヶ所、設けている。

回収施設	施設所在地 及び回収場所	受付時間等
清掃事務所	立石 5-13-1 (清掃事務所本庁側出入口)	日曜日・年末年始を除く 午前8時30分から午後5時まで
かつしかエコライフプラザ	立石 1-9-1	木曜日・年末年始・立石図書館の 特別整理期間を除く 午前9時から午後6時まで ※古着を大量にお持ち込みの場 合は、お近くの常設拠点へお持ち 込みいただくようお願い致します。
葛飾西(東水元)粗大ごみ持込ステーション	東水元 4-5-6	年末年始を除く毎日 午前8時30分から午後4時まで
葛飾西(奥戸)粗大ごみ持込ステーション	奥戸 3-23-28	年末年始を除く毎日 午前8時30分から午後4時まで
株式会社赤松商店	堀切 4-16-11	日曜日・年末年始を除く 午前8時30分から午後4時まで
株式会社共和興業	東金町 7-26-12	日曜日・年末年始を除く 午前8時30分から午後4時まで

こうした取り組みに比べると区の古布回収はまだ拠点数が少なく、また、常設の回収拠がない、受付時間が短い等、古布の回収を増やしていくには体制が十分ではないものとする。

今後、古布の回収量を増やし、資源のリサイクルを増やしていく方針で施策を推進するのであれば、回収拠点の増加、常設回収拠点の設置及び受付時間の増加等を他自治体の先行事例を検討して対応することが必要なものとする。

すべき内容は掲げられているものの、具体的な行動計画となる実行計画の策定については、本計画の中では具体的な体制及び方法は決められていないため、本計画推進の中で定めていく必要がある。

首都直下地震の切迫性がささやかれる中、このような状況にあることは大きな問題であると考え。策定した以上、早急に推進体制を整え、発災に備えた体制を整備する必要があるものとする。